

平成22年3月2日(火曜日)第1回定例会

出席議員(18名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
菅野英行	総合政策課長	丹野敏晴	総合政策課長
奥山健一	総合政策課行財 政改革推進室長	大沼伸一	総合政策課企業 立地推進室長
熊谷英昭	税務課長	安彦浩	市民生活課長
犬飼一好	建設課長	富澤三弥	建設課長
山田敏彦	花緑・せせらぎ 推進課長	佐藤昭	下水道課長
尾形清一	農林課長	工藤恒雄	商工観光課長
秋場元	健康福祉課長	那須吉雄	子育て支援室長
有川洋一	会計管理者 (兼)会計課長	那須勝一	水道事業所長
櫻井幸夫	病院事務長	荒木利見	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課長
清野健	生涯学習課 生入振監事	片桐久志	指導推進室長
安孫子政一	学一課委員 査務局長	犬飼弘一	監査委員

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	兼子亘	総務主任

議事日程第1号 第1回定例会
平成22年3月2日(火曜日) 午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 総務、厚生経済、建設文教各常任委員会行政視察報告について
- ” 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
- (2) 寒河江市行財政改革指針について
- ” 5 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- ” 6 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 7 議第 2号 平成21年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)
- ” 8 議第 3号 平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- ” 9 議第 4号 平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- ” 10 議第 5号 平成21年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- ” 11 議第 6号 平成21年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- ” 12 議第 7号 平成21年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- ” 13 議第 8号 平成21年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- ” 14 議第 9号 平成21年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第3号)
- ” 15 議第10号 平成22年度寒河江市一般会計予算
- ” 16 議第11号 平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- ” 17 議第12号 平成22年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- ” 18 議第13号 平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- ” 19 議第14号 平成22年度寒河江市老人保健特別会計予算
- ” 20 議第15号 平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
- ” 21 議第16号 平成22年度寒河江市介護保険特別会計予算
- ” 22 議第17号 平成22年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- ” 23 議第18号 平成22年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- ” 24 議第19号 平成22年度寒河江市立病院事業会計予算
- ” 25 議第20号 平成22年度寒河江市水道事業会計予算
- ” 26 議第21号 寒河江市課制条例の一部改正について
- ” 27 議第22号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- ” 28 議第23号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
- ” 29 議第24号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について

- ” 3 0 議第 2 5 号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
 - ” 3 1 議第 2 6 号 寒河江市市有施設整備基金条例の制定について
 - ” 3 2 議第 2 7 号 寒河江市地域活性化基金条例の制定について
 - ” 3 3 議第 2 8 号 寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の制定について
 - ” 3 4 議第 2 9 号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
 - ” 3 5 議第 3 0 号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
 - ” 3 6 議第 3 1 号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
 - ” 3 7 議第 3 2 号 寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例等の一部改正について
 - ” 3 8 議第 3 3 号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
 - ” 3 9 議第 3 4 号 寒河江市簡易水道事業の設置条例の一部改正について
 - ” 4 0 議第 3 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
 - ” 4 1 請願第 1 号 「所得税法第 5 6 条の廃止」に関する意見書の提出を求める請願
 - ” 4 2 請願第 2 号 核兵器の廃絶と恒久平和の意見書提出を求める請願
 - ” 4 3 施政方針説明
 - ” 4 4 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

開 会 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、平成22年第1回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、総務課より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

高橋勝文議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、8番木村寿太郎議員、12番石川忠義議員を指名いたします。

会 期 決 定

高橋勝文議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長 登壇〕

伊藤忠男議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました平成22年第1回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る2月25日、委員全員出席し、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から3月19日までの18日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

高橋勝文議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月19日までの18日間と決定いたしました。

第1回定例会日程

平成22年3月2日(火)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
3月 2日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、人権擁護委員の候補者 推薦、議案・請願上程、施政 方針説明、議案説明	議 場
3月 3日(水)	休 会			
3月 4日(木)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、 委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
3月 5日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 6日(土)	休 会			
3月 7日(日)	休 会			
3月 8日(月)	休 会			
3月 9日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月10日(水)	午前9時30分	厚生経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
3月11日(木)	午前9時30分	厚生経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月12日(金)	午前9時30分	総務常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月13日(土)	休 会			
3月14日(日)	休 会			
3月15日(月)	午前9時30分	総務常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		建設文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
3月16日(火)	休 会			
3月17日(水)	午前9時30分	総務常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
3月18日(木)	休 会			
3月19日(金)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報 告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸般の報告

高橋勝文議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について

(2) 総務、厚生経済、建設文教各常任委員会行政視察報告について

このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行政報告

高橋勝文議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について

(2) 寒河江市行財政改革指針について

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

私から、初めに(1)市政の概況について申し上げたいと思います。

12月定例会以降、今日までの主な市政の概況について御報告申し上げます。

国内の経済状況につきましては、2月の国の経済月例報告によりますと、前月に続き持ち直してきているとありますが、本市においては景気回復の実感に乏しく、国内経済状況の本市への影響と景気・雇用の動向を注意深く見守っていく必要があると考えているところであります。

市内の雇用情勢であります。市内100社を対象とした1月の雇用動向調査では、今後の求人予定者数が前回10月調査時点の134人に対し135人と横ばいの状況になっているなど、本格的な回復には至っていないと考えているところであります。今後も景気・雇用対策事業を実施し、雇用の創出に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、新型インフルエンザの予防接種につきまして、1歳から中学校3年生までを対象に、1回目の接種費用を全額市負担で実施してまいりました。また、低所得者への助成も行い、接種者は1月末の段階で4,382人と把握しております。ほぼ希望者全員に接種できたものと考えているところであります。現在のところ、市内における新型インフルエンザ発生状況は小康状態を保っている状況であります。今後とも情報収集に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、昨年2月から地域座談会を実施し、この2月で44回を数え、市内を一巡したところであります。議員各位にも御協力を賜り、厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。今後、市民の御意見と、その対応内容を含め、市報やホームページでお知らせすることにしていくところであります。

また、ひとり暮らし高齢者などに対する地域見守り支援体制の構築の一環として、障害者の方も含め、災害発生時などに迅速に支援を行うために、民生委員の協力のもと、要援護者の登録を進めてきたところであります。2月22日時点では、市全体で690名の方より御登録をいただいておりますので、御報告申し上げるところであります。

次に、平成23年度から戸別所得補償制度が施行されますが、その円滑な実施に向けて、22年度より農業団体と行政が一体となり、米の戸別所得補償モデル事業と水田利活用自給力向上事業を実施してまいります。その実施に先駆け、2月下旬より、農家を対象に、農協、各支所等において説明会を実施しているところでございます。

また、今年度、「慈恩寺地区農山漁村活性化プロジェクト支援事業」によりまして建設を進めておりました「慈恩寺活性化センター」が12月の末に完成し、1月20日に竣工式が行われたところであります。慈恩寺地区は、本市観光を支える拠点の一つでもございます。当施設の完成により、地域住民の交流の場としてばかりではなく、農業振興や地域の伝統文化の保存など多方面からの積極的な活用を通じ、慈恩寺の観光振興を初め本市の活性化につなげてまいりたいというふうに考えております。

さらに、去る2月28日には、羽前高松駅の新駅舎が完成したところであり、慈恩寺への玄関口として寒河江市のさらなるイメージアップにつながるものと期待しているところであります。

そのほか、観光客を市内の史跡・名所・施設へ誘導し街なか観光を推進するため、夕紅橋、つつじ園、栄町ふれあい広場の市内3カ所へ案内看板を設置したところであります。

以上が12月以降の主な市政の概況となっておりますので、御報告申しあげる次第であります。

次に、(2)寒河江市行財政改革指針について御報告申し上げます。

この指針は、平成22年度から26年度までの寒河江市の行財政改革の方向性を示すものでございます。内容につきましては、去る2月19日の議会全員協議会において御協議をいただいておりますので、それにより報告にかえさせていただきたいと思っております。

以上であります。

質 疑

高橋勝文議長 ただいまの行政報告中、市政の概況について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、寒河江市行財政改革指針について質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 若干お尋ねというか、市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

今、市長の報告の際にもありましたけれども、先般、全員協議会の中でも御説明をいただきました。その際も申しあげたんですが、今回の行財政改革指針、従来よりもいろいろ広く市民の声を聞くという、公募制の導入などをしながら取り組まれておりまして、従来からすればこの策定そのものも一歩も二歩も前進されているなというふうなとらまえ方をいたしております。そしてその中で主張されておりますように、やっぱり行政というのは市民の参加、市民主体の市政というふうなことを強く打ち出されています。そういう中で、私この前も申しあげたんですが、市民が行政を理解をすると、こういうふうになった場合に、情報の公開というのが極めて重要だというふうに思うんです。市の情報というのはすべて役所のものでないわけでありまして、役所や議員というものではなくて、すべて市民の共有のものだという立場に立たなければならないというふうに思います。

そういう中で、今回そういう考え方が貫かれているんでありますけれども、具体的な展開の中で、市報による積極的な情報の発信という、こういうふうなことになっているんですね。したがって、こういう計画を策定した際に、行政側から発信するのと同時に、共有のデータなわけでありまして、市民から求められたのに対しても出すという、この二面性があるって、円滑な住民主体の市政というのが貫かれるというふうに思うんです。そうしたときに、積極的な情報の発信というのは8回ほど使われていますけれども、情報の公開の部分が抜けているんですね。この前もその点お尋ねをしたんですが、やっぱりこういう計画をつくる際には、一面的でなくて、情報の公開という部分も盛られて初めて計画としては住民主体のものを、市政をする上で極めて重要だというふうに言われていますので、この点について改めて市長の見解をお聞きをしたいと思うんです。この前の全員協議会の際にはそういうことを申しあげながら、市長もそういう考えだというふうなことで、向こう5年間の計画でありますから、文言訂正などをしていただきたいというようなことも要望もしておいたんですが、できるかどうか検討してみたいというふうなことでありました。したがって、検討した結果も含めどういう状況なのか、あるいは基本的な考え方についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 今回の行財政改革の指針につきましては、川越議員御指摘のとおり、開かれた市政、そして市民主体の市政を展開していくための行財政システムのさまざまな改革というものに主眼を置いて指針を策定したところであります。そういった趣旨からすれば、市が保有するさまざまな情報というものについて市民の皆さんに公開、提供して情報を共有しながら、新しいまちづくりに向かっていかなければならないということ考えているところであります。情報発信という表現を使わせていただきましたけれども、発信するためには、発信にはやっぱり必要な情報を提供していくということが基本でありますので、行政だけの判断で提供する、発信するだけでなく、市民の求

める情報についての確に、そして十分な情報を提供していくということが極めて大事であります。そうした活動によって市民の皆さんが新たなまちづくりに展開していく、その基本となるものでありますから、我々としてはそういった意味で発信という言葉を使わせていただいているわけであり、そういう提供あるいは求める情報を提供していくという意味も含めて、発信ということを使わせていただいたところでもあります。趣旨は十分尊重しながら、具体的なアクションプラン等で反映させていくということになるかと思しますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

高橋勝文議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

高橋勝文議長 日程第5、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり、委員候補者3名の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長より意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しました。

議案上程

高橋勝文議長 日程第6、報告第1号から日程第42、請願第2号までの37案件を一括議題といたします。

施政方針説明

高橋勝文議長 日程第43、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 本日、平成22年の第1回市議会定例会が開催されるに当たり、平成22年度の市政運営に臨む基本方針と施策の概要を申し上げます。

私は、昨年1月の就任以来、議員の皆様を初め多くの市民の皆様の御協力のもと、「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」を目標に、子供からお年寄りまで明るく元気に、そして安心して暮らせる確かな未来づくりに向け、鋭意取り組んできたところであります。公約に掲げた未就学児の医療費無料化、中学校給食の実現、地域座談会の開催、財政健全化への取り組み、ふれあいサロンの拡大、農産物ブランド化に向けたトップセールス、仙台圏との交流促進、地域担当制の導入などについては多くの市民の声をお聞きし、市民の力をおかりして着実に進めているところでありますが、今後ともさらに市民と一体となった取り組みを推し進め、活力に満ちあふれた魅力ある寒河江市の創造に向け、誠心誠意努めてまいりたいと考えております。

私は、まちづくりの源はあくまで市民一人一人の力の結集であると考えております。昨年10月に、食生活改善推進協議会が厚生労働大臣表彰を受賞しました。12月には、市商工会青年部が実施したスイーツフェスタに多くの若者が参加され、大盛況でありました。また、みこしの祭典のにぎわいも、市民が主体となって実施されていけばこそのものであると考えております。このように市民みずからが事業を企画、実施し、行政は行政としてできることを支援する。そして一体となって活力のある寒河江市を創っていくという市民主体のまちづくりを、より一層進めていきたいと考えているところであります。

さて、昨年の衆議院選挙において政権が交代し、従来の国の政策、事業の多くが見直されるとともに新政権が公約に掲げた政策が遂行され、市政運営並びに市民生活に少なからず影響が及ぶものと考えております。また、新政権においては「地域主権」を掲げており、今後、地方自治体のあり方が大いに議論され、地方自治体を実施している事務事業も大きく見直されてくるものと考えております。

一方、県においては新たな総合発展計画を策定しているところであります。新計画では人材、農林水産物、良好な環境・自然といった「発展の源泉」が重視されており、新年度から新計画の趣旨に沿って、子育て支援の充実、農林水産物の再生、教育・人づくり、環境保全の充実などの施策が重点的に展開されるものと考えております。本市におきましても新年度は第5次寒河江市振興計画期間の中間年であることから、社会経済情勢の変化や少子高齢化の進展、国や県の施策の転換など

を踏まえつつ、市民主体、子育て支援、寒河江の元気づくりと情報発信、環境対策などを重点項目として市民とともに計画の見直しを行い、新たな時代に対応した施策の展開を図りながら、寒河江市の活性化に努めてまいりたいと考えているところであります。

さて、日本経済を見ますと、一昨年アメリカに端を発した世界的な金融危機の影響による景気の急激な落ち込みは、国の経済対策等の効果により持ち直しつつあると言われており、日本銀行山形事務所の山形県金融経済概況等の報告でも県内の経済は同様の状況になっているところであります。しかしながら経済水準は依然として低く、また雇用者所得の減少傾向が続き、それに伴い小売販売額が前年に比べ減少するなど企業業績は低迷しており、市民の多くは持ち直しの実感が得られていないと感じているところであります。西村山地域における雇用動向につきましては、厳しい経済状況等による企業業績の低迷により、有効求人倍率は極めて低い水準で推移しております。また、西村山管内高校新卒者の就職内定率は1月末現在で92.2%と、前年同期の94.9%に比べ低目に推移しているなど雇用情勢は深刻化しており、依然として経済・雇用の動向を注意深く見守っていく必要があると考えております。今年度は景気・雇用対策が緊急の課題であるにとらえ、国・県の経済対策や雇用対策を大いに活用し事業を展開してきたところでありますが、このような厳しい状況にあり、新年度も引き続き国等の対策を活用しながら景気・雇用対策を積極的に展開し、市民の安定した生活を確保しなければならないと考えているところであります。

また、厳しい社会経済環境にあって、市政運営、持続可能な行財政基盤の維持・確立が大きな課題であります。市民福祉の向上を図り、市民主体のまちづくりを進めていくためには、限られた予算で最大の効果を上げる簡素効率的な行政運営を進めなければなりません。

今後こうした状況を踏まえ、市民主体の元気な活力のあるまちづくりと、市民に信頼され、市民の暮らしにこたえられる健全財政確立のため、「市民が安心して豊かに暮らせる行財政基盤の確立」を目指した「寒河江市行財政改革指針」を新たに策定したところであります。今後、この指針をもとにアクションプランを策定・実施し、多様な課題に対して市民、団体、行政が知恵や力を出し合い、ともに考え、ともに手を携えて目標の達成を図ってまいります。

次に、当初予算について申し上げます。

歳入予算につきましては、法人市民税や個人市民税については今年度に引き続き減収が見込まれるほか、企業の設備投資の抑制から固定資産税の減額も見込まれ、税込総額は2年連続して前年を下回る見込みとなっております。

一方、国の地方財政対策における地方交付税について、実質的に過去最高の額を確保していることから、地方交付税と臨時財政対策債の増額を見込んだところであります。歳出予算につきましては、新たな「寒河江の未来創造事業」の創設による寒河江の元気を創造する事業の展開を初め、喫緊の課題である景気・雇用対策への取り組みや少子高齢化対策など重要事項に積極的に対応するとともに、年間を通じ44回実施した地域座談会における要望事項についても可能な限り反映するよう努めたところであります。

景気・雇用対策としては、前年に引き続き雇用対策に積極的に取り組むとともに、新たに住宅建設推進事業を実施するとともに、去る2月には地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として市道や側溝整備、小中学校、保育所その他公共施設の修繕・改修などの補正を行ったところであります。さらに3月にも地域活性化・公共投資臨時交付金事業として補正を行い、新年度予算と一体的に切

れ目ない対策を図る考えであります。

また、少子化対策・子育て支援としては、新たな国の施策である子ども手当支給事業について適切に対応するとともに、中学生を持つ家庭の子育て支援として実施する中学校給食については、平成23年度からの実施に向け必要な施設の改修や食器購入などの経費を計上するほか、就学前の乳幼児医療費無料化の継続、民間認可保育所整備の新たな支援を実施するとともに、高齢者の生きがい対策についても拡充してまいります。

また、寒河江の情報発信とイメージアップを推進する事業に新たに取り組み、県内外に寒河江の名を大いに売り込んでまいります。

その一方で、財政調整基金繰入金を半減するとともに、臨時財政対策債以外の市債発行を極力抑制し残高を減少させるなど、財政健全化に向け一層取り組むことといたしました。

また、新たに市有施設の大規模な改修や建設に充てるための市有施設整備基金を創設し積み立てることにより、整備改修に伴う財源の平準化を図る取り組みを進めたところであります。

その結果、一般会計の予算額は147億6,000万円、前年度比で5.0%の増となり、特別会計と企業会計を加えた総予算額は276億1,261万8,000円となったところであります。

さて、私は市長選挙において、五つの寒河江のまちづくりを訴えてまいりました。一つには子供からお年寄りまでみんなが安全・安心に暮らせる「安心のまちづくり」、二つには産業のさらなる活性化とにぎわいの創造による「元気なまちづくり」、三つには市民一人一人が心広くたくましく輝く「豊かな心のまちづくり」、四つに西村山地域や仙台圏など他の地域との交流連携を強化する「大きな未来都市づくり」、そして市民目線のわかりやすい市政、開かれた市政を推進するとともに新たな種をまき、育てていく「新しい風の吹くまちづくり」であります。以下、この五つの柱に沿って施策の概要を申し上げます。

子供からお年寄りまでみんなが安全・安心に暮らせるための「安心のまちづくり」につきましては、社会環境の変化により少子高齢化、核家族化が進み、働き方の多様化や共稼ぎ世帯が増加しておりますので、多様化したニーズに合ったサービスの提供を図っていかねばなりません。また、高齢者が住みなれた地域で尊厳を持ちながらいつまでも自分らしく健康長寿で暮らしていただけるような環境の整備にも努めていかねばならないと考えております。

まず、子育て支援についてであります。この3月に、今後5年間の子育て支援に関する総合的な計画である次世代育成支援行動計画「子どもすこやかプラン」の後期計画を策定することとしております。この計画の着実な実行とともに子育て支援をより一層推進するため、現在の市の子育て支援室を「子育て推進課」とし、安心して子供を産み育てられる環境を実現するための体制を整え、積極的な事業展開を進めてまいります。

また、昨年より実施してまいりました就学前までの乳幼児医療費の無料化を引き続き実施するとともに、乳児及び低年齢児の保育需要にこたえ、新たに民間認可保育所の整備支援や放課後児童対策として学童保育所を充実し、仕事と子育ての両立を支援します。新年度に児童手当にかわる子ども手当が創設され、手当が増額されるとともに対象児童も小学校修了までから中学校修了までに拡大され、6月より支給されます。本市においても、制度の趣旨に基づき子育て世代に対する直接的な経済支援を行ってまいります。核家族化の進展により、若い世代が従来のように子育ての知恵を親から得られず、子育ての不安の増大が見られるところであります。そのようなことから、未就学

児の育児相談や指導、また子育てに関するさまざまな情報提供の充実を図るため、子育て支援センターの体制を強化し、若い子育て世代を応援するとともにひとり親家庭等の支援も拡充し、子育て家庭に対する施策の充実を図ってまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。高齢者の生きがい活動事業や、身近な公民館等で実施されるふれあいサロン事業の市内全域での開催と内容の一層の充実を図るとともに、高齢者を対象とした各種介護予防教室を引き続き開催してまいります。また、要介護状態にならないよう、特定高齢者を対象とした運動機能向上事業や口腔機能向上事業を引き続き実施いたします。さらに、閉じこもりがちな高齢者には健康や各種相談を行う指導専門員を継続配置し、自立した生活の確立を支援するとともに、安心して暮らせる長寿社会を目指し地域での見守り支援体制づくりを一層推進してまいります。新年度は第4期介護保険事業計画の中間年度となりますが、特別養護老人ホーム等への入所待機者の解消を図るため、法人が主体となる特別養護老人ホームやグループホームの増築工事等施設整備事業を支援し、計画の確実な実施と推進に努めてまいります。

障害者福祉につきましては、「寒河江市障害者基本計画」並びに「第2期寒河江市障害福祉計画」に基づき、相談支援事業や地域活動支援センター事業のさらなる拡充を図るほか、新たに特別支援学校への通学支援を実施するなど障害者に対する地域生活支援を図ってまいります。

健康・医療について申し上げます。すべての市民が生涯にわたって健康で明るく暮らしていくためには、疾病の発生を予防し、若年期からの適切な健康づくりが必要であります。新年度においても引き続き市民の健康に関する意識の向上を図るとともに、生活習慣病の予防と健康増進を目指した栄養・運動指導を充実してまいります。さらに、がん検診の普及啓発に努め、がんの予防、早期発見に努めるとともに、40歳以上の特定検診、30歳代及び75歳以上の健康検査に加え、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検査、歯周疾患検診を行い、市民の健康増進に努めてまいります。

寒河江市立病院は、地域における中核的な医療機関としての役割を担っております。そのため、施設・整備の充実を図りながら安全・安心の医療や患者サービスの向上に努めるとともに、「寒河江市行財政改革指針」に基づき経営改善の方策を検討してまいります。

次に、生活基盤の整備について申し上げます。

上水道につきましては、昭和27年以来、健康で文化的な市民生活や経済活動を支える重要な基盤施設として整備、拡張を図り、現在、第4次拡張事業により、緊急時における水道水の確保や災害に強い水道施設対策に取り組んでいるところであります。新年度は、下谷沢ポンプ場及び下谷沢配水池の電気機械設備更新工事のほか老朽管の布設替工事を行うとともに、管路の耐震化を進め、安全で安心な水道水の供給を図ってまいります。また、幸生簡易水道については上水道への経営統合を行い、老朽化した施設の整備を計画的に進めてまいります。

下水道につきましては、新年度は工業団地地内、柴橋地区、越井坂地区等の汚水管渠整備と、越井坂地区の雨水幹線の整備を行ってまいります。また、処理場についても施設の円滑な機能維持を図っていくために、沈砂池設備の更新工事を行ってまいります。

次に、道路・都市基盤整備について申し上げます。

県施行で進められている都市計画道路柴橋日田線（主要地方道天童大江線）は、本町3丁目から八幡町の用地買収、物件補償等が予定されておりますが、引き続き早期完成を要望してまいります。また、沿線住民で組織するまちづくり協議会においては、「流鏝馬通りまちづくり協定」を締結し、

寒河江八幡宮の門前町の歴史と文化の薫る町並み形成を進めているところであります。昨年は寒河江まつり期間中に寒河江まつりおもてなし事業を実施するなど、通りのイメージアップや沿線の活性化に向けた取り組みを行っております。市としても、こうした住民主体型の特徴的なまちづくりを支援してまいります。

中心市街地とほなみ団地との円滑なアクセスを図る都市計画道路下釜山岸線については、新年度より市道丸ノ内西根北町線から主要地方道寒河江村山線までの区間の整備を図るため、用地買収、物件補償等を行い、早期完成を目指してまいります。

地域座談会において、市民の暮らしに密接にかかわる生活道路の改良や側溝、舗装、交通安全施設等の整備について多くの要望が出されました。これまでも緊急性など優先順位を勘案しながら順次整備を進めてきたところでありますが、新年度からはより明確な整備基準を策定し、公平性を保ちながら、限られた予算の中で効果的な整備を進めてまいります。

組合施行により市街地東側地域の面的整備を行っている木の下土地区画整理事業は、本市のまちづくりの重要事業であります。新年度において、主要地方道天童大江線との接続部分を残して、道路整備工事や整地工事がおおむね完了する予定となっております。大型商業施設の年度内出店が予定されており、引き続き事業の円滑な推進に向け組合を支援してまいります。

最上川寒河江緑地については、新年度において多目的広場の供用開始を行うとともに、引き続き園路、取付道路、取水施設の整備を図ってまいります。

また、市民の安全・安心な居住環境の維持保全を推進する「寒河江市建築物耐震改修促進計画」に基づき、個人住宅の耐震化促進を図るため、木造住宅の耐震診断士派遣事業、耐震改修事業及び高齢者住宅減災対策推進事業を進めてまいります。さらに、国の緊急経済対策として「住宅版エコポイント制度」の創設にあわせ、本市の住宅建築等の促進を図るため、リフォームまたは木造住宅を新築する方に対し寒河江市住宅建築推進事業により支援し、消費需要の拡大及び景気浮揚とあわせて地元関係業界の振興を図ってまいります。

防災対策といたしましては、引き続き安全・安心な地域づくりに不可欠な消防施設の整備を計画的に推進するとともに、地域住民のお互いの助け合いを基本とする自主防災組織の組織拡充と育成強化を図るなど、災害に強い安全なまちづくりを推進します。

次に、産業のさらなる活性化とにぎわいの創造による「元気なまちづくり」について申し上げます。

まず、農業の振興について申し上げます。

農業情勢につきましては、不景気による売れ行き不振と農産物の価格低迷など大変厳しい現実直面しておりますが、このようなときこそ産地の差別化を図り、他に一步先んじた競争力の強い農業の確立が必要であります。そのため、年度内に、本市の玄関口である寒河江インターチェンジ付近に「紅秀峰とつや姫の里」の看板を設置し、来訪者に元気ある寒河江の農業を発信してまいります。さらに新年度については農産物ブランド化推進事業を大幅に充実させ、市場の要望や消費者の嗜好をとらえた有望な新品種であるイチゴのサマーティアラやブドウのシャインマスカットのモデル展示園場を設置していくほか、県アンテナショップ「おいしい山形プラザ」において寒河江の農産物を大いにPRしてまいります。また、「紅秀峰の里づくり」を推進するため、雨除けハウス設置やポリネーション導入について支援を充実するとともに、昨年まで大阪で行ってまいりましたト

アップセールスを東京でも実施し、「寒河江の紅秀峰」と「ハウスさくらんぼ」の販路拡大に努めてまいります。

農業の継続的な発展を図るには担い手の育成が急務であり、この2月に関係機関による新規就農者支援協議会を設立したところであります。新たに担い手新規就農支援事業を創設し、施設設置や苗木購入に対して支援してまいります。

水田農業については、いよいよ戸別所得補償モデル事業がスタートします。農政転換の幕あけとなる新施策の施行に当たっては、これまで実施してきた団地化に主眼を置いた転作を基本とし、本市農業の振興が図られるよう支援してまいります。

農村整備については、寒河江中央地区基幹農道整備事業、さらに、葉山の里地区中山間地域総合整備事業による田代地区の簡易水道整備を完成させてまいります。また、経営体育成基盤整備事業については、これまでの宝地区に加え、新規に西根下河原地区に取り組み、農地の面的集積を進め、農作業の効率化を図り、安定的な農業経営の確立に努めてまいります。さらに、中山間地等直接支払制度第3期対策に引き続き取り組み、中山間地における耕作放棄地の発生防止と多面的機能の確保を図るほか、林道岩木田代線の舗装工事を完成させ、本市中山間地の農林業振興にも意を配した施策を推進してまいります。

次に、活力ある工業の振興と雇用の創出について申し上げます。

地域経済の発展、雇用の場の確保、若者の定住促進等を図ることは、活力あるまちづくりを進める上で欠かせないものであります。寒河江S Aスマートインターチェンジを初め高速道路網によるアクセスの利便性、技術力の高い企業の集積、そして質の高い労働力等、本市の特性を生かし、企業誘致の促進を図るため、昨年、寒河江中央工業団地での用地の新規取得に対する企業立地促進補助金制度を新設したところであります。今後さらに地場産業の振興や人材育成に努めるとともに、新たに本市独自の「寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例」を創設し、企業立地や企業の設備投資への支援を行い、本市の産業活動の活性化と雇用の創出に全力で取り組んでまいります。

商業の振興には、集客が図られるまつりやイベント開催によるにぎわいづくりが大切であるほか、来寒される方への魅力ある特産物の提供が欠かせないものであります。このため、今年度において新商品開発支援補助事業を行い、寒河江の新商品の開発を支援してきたところであります。この事業には市内11の事業者が申し込まれ、現在も新商品の開発に取り組んでいるところであります。今後この事業により新たな寒河江の名産の誕生を期待しつつ、さらなる名産の種を育てるため、今年度も引き続き実施し支援してまいります。さらに、本市を代表するイベントの一つとなった「みこしの祭典」を県内外に情報発信し、誘客に努め、今年度開催しましたジャズコンサート等とあわせてさらなるにぎわいを創出してまいります。

これまで長年実施してまいりましたさくらんぼ祭りを初めとするまつり、イベントについて、観客の減少など継続する上での課題が生じております。今年度において市民主役の原点に返り、見直しを行い、にぎわいのある新たなまつりの構築を図ってまいります。

観光振興につきましては、年間を通して、魅力ある観光情報の発信により誘客を図り、滞在時間の拡大による経済効果の向上に努めてまいります。そのため、観光資源である歴史文化、食、温泉、自然、まつりやイベント等を組み合わせ、季節ごとに特色ある観光ルートの整備充実を図ってまい

ります。さらに、西村山を中心とした村山圏域自治体との連携を密にし、やまがた雛のみち、出羽の古道、六十里越街道など広域的な新たな観光資源の発掘に取り組むとともに、観光による地域振興をより確実なものとしていくため、西村山地域の観光振興プラン策定を進めてまいります。歴史と文化、花や緑が香る美しい町並みを散策し、だれもが四季折々に美しさを醸し出す本市の自然景観や原風景に触れ、潤いを感じることができる散策ロードを形成する「花・緑いっぱいのみちづくり推進事業」に引き続き取り組みながら、広く情報を発信するためのインターネットでの散策ロードの情報提供や、散策路等の環境整備を行ってまいります。

次に、市民一人一人が心広くたくましく輝く「豊かな心のまちづくり」について申し上げます。

豊かな心をはぐくんでいくには幼少期からの教育が大変重要であります。そのため、幼稚園・保育所と小学校、そして中学校と、これらの連携を密にし、就学前の指導を充実させるとともに、中学校からの出前授業を行うなど小学校と中学校の交流を推進してまいります。

昨年より「新学習指導要領」の移行期間がスタートしており、新設された小学校外国語活動を含め、新学習指導要領に適切に対応し、学習環境の整備を進めることで学力の向上を図ります。同時に、新学習指導要領の趣旨を踏まえて道徳教育を充実し、豊かな心の育成に努めてまいります。また、読書活動推進員を配置した「読書の盛んなまちづくり」と、「いのちと心を育む学校づくり支援事業」等を通じ、歴史、自然、いのち、食育、基本的生活習慣の育成を図ってまいります。その他、ALT 2 名により小中学校における外国語教育の充実を図ってまいります。

中学校給食につきましては、中学校給食検討専門委員会の報告をもとに教育委員会において給食の実施方法を協議し、さらに市内の小中学校PTA会長、母親委員長、市校長会との意見交換や民間事業者への意向調査を行いながら実施方式が検討されてまいりました。その結果、「民設民営方式」と決定されたところであり、平成23年4月からの実施を目指してまいります。新年度は「中学校給食準備室」を新設し、中学校で給食を受け入れるための施設改修整備や食器等の各種備品の整備など、中学校給食実施に向けた準備を着実に進めてまいります。

教育環境の整備につきましては、新年度の体育館工事で完了する予定の陵西中学校大規模改造事業のほか、小中学校の耐震化事業に精力的に取り組み、次代を担う子供たちへの安全・安心な教育環境の提供に努めてまいります。

過小規模校の学ぶ集団規模の適正化については、子供の最適な教育環境や地域の活性化等について地元関係者と十分な話し合いを継続し、理解を得た上で進めていかなければならないものと考えております。

すぐれた芸術文化に直接触れ、親しむことは豊かな心の醸成には極めて大切であります。今年度は市民文化会館の改装を受け、若者に人気のあるアーティストを招聘し大変好評を得たところであり、活気とにぎわいを演出できたものと思っております。新年度においても市民のさまざまな芸術文化活動を支援し、本市の「文化力」の一層の向上を図ってまいります。

慈恩寺は、国指定重要文化財の本尊弥勒菩薩像など多数の文化財を所蔵する寒河江の宝であります。この慈恩寺を初めとする本市の文化財の価値を重視し、地域活性化並びに観光振興につなげてまいるほか、新年度において新たに慈恩寺国史跡指定総合調査事業に取り組み、地域住民と連携しながら国史跡指定に向けて本格的な運動を展開してまいります。

スポーツは健康増進のみならず人生をより豊かな充実したものにするとともに、身体的・精神的

な欲求にこたえる一つの文化であり、スポーツの果たす役割はますます大きなものとなってきております。そのため、市民のスポーツに対する意識や実施状況を把握し、スポーツ振興にかかわる課題を明らかにするため新年度にアンケート調査を実施し、多くの市民の声を反映させたスポーツ振興策を策定してまいります。また、さらなるスポーツ人口の拡大と競技力の向上を目標に、スポーツ少年団や総合スポーツクラブの充実を図り、ジュニア層の選手を育成、支援してまいります。

冬季屋内練習場の確保について、関係団体の意見を聞き、実現可能性を調査検討してまいります。

次に、西村山地域や仙台圏を初め他の地域との交流連携の強化を進める「大きな未来都市づくり」について申し上げます。

広域交流事業については、昨年創設された仙台寒河江会に協力をいただきながら、魅力ある寒河江のイメージアップに努め、慈恩寺を初めとする歴史と文化、花と緑とせせらぎが織りなす景観、さくらんぼを代表とする農産物等全国に誇れる寒河江の「宝」を、仙台圏域を初めさらには全国に、インターネット等を活用し、積極的な情報発信を行ってまいります。また、新しい寒河江の魅力を発掘・発見し、全国に寒河江を売り出していくとともに寒河江の特産物や観光・イベント等の情報を戦略的に発信してまいります。また、新年度は寒河江の旬情報発信事業において、仙台での物販や本市のPRを行う「さくらんぼキャラバン」や、駅前広場等での「寒河江駅前自由市場」の実施により、新たな寒河江の活力を構築してまいります。

第8回を迎えます本市を代表するシンボルイベント「花咲かフェアINさがえ」は、市民参加の手づくりの祭典として県内外から評価されております。新年度においても話題性の高い花の植栽を行うとともに花のボリュームアップに努め、子供からお年寄りまで世代を超えた市民参加により本市の魅力を仙台圏を初め県外にも発信し、一層交流の輪を広げてまいります。

姉妹都市交流につきましては、本年はトルコにおける日本年開催の年であります。御案内のとおり本市とトルコ共和国のギレスン市において、さくらんぼを通じ姉妹都市として交流を進めてきたところであります。新年度には市民参加の訪問団を結成し、ギレスン市を訪問交流し、交流関係のさらなる向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、国内にあっては寒川町と姉妹都市締結20年の節目に当たる年でもあり、首長の相互訪問を行うなど友好、交流の促進に努めてまいります。

また、市町村合併については、この3月に合併特例法の期限を迎えますが、今後とも重要な課題であり、引き続き周辺自治体との意見交換や地域座談会等での市民意識の醸成に努めていく必要があるというふうに認識しているところであります。

次に、市民目線のわかりやすい市政、開かれた市政を推進するとともに、新たな種をまき、はぐくんでいく、「新しい風の吹くまちづくり」について申し上げます。

「天の聡明は我が民の聡明に従う」の故事に倣い、昨年よりこの2月まで地域座談会を開催し、市内全域を回り、ひざを突き合わせ、時にはひざを乗り出し、地域の課題を話し合うとともに、市政運営について貴重な御意見をいただいていたところであります。地域座談会により市民との信頼関係を深めることができ、市民参加への意識向上、市政参加への意識向上についても一役を担ったのではないかと考えております。新年度は各種団体との座談会も新たに実施をして、市民との一層の信頼関係深化に努めてまいります。

また、市民と行政の信頼関係向上を図るためには、行政が所有する情報を積極的に情報公開し、

より風通しのいい市政としていくことが必要であります。施策の形成過程についても積極的に公開をし、市政の透明性を確保することとし、その手始めとして、新年度の予算案策定に際し、市ホームページに担当課からの予算要求状況を掲載したところであります。

さらに寒河江市行財政指針の策定に際し委員の公募を実施したところでありますが、今後とも各種計画策定に際しまして積極的に委員などの公募を行うとともに、多様な手段を活用して市民の声を聴取し、開かれた市政を目指して取り組んでまいります。

また、税に対する市民意識の向上を図るため、税に関する情報を市報や市ホームページを通じ提供するとともに、納税しやすい環境づくりに努め、時間外納税や納税相談の機会の拡充を図ってまいります。あわせてより正確な課税客体の把握のため固定資産税の家屋課税台帳の電子化を進め、新年度に市内全域の家屋調査を実施してまいります。

社会情勢の変化や新たな課題、ニーズに的確に対応していくための組織体制の見直しを行ってまいります。新たな行財政改革指針に基づき、より一層の財政の健全化に取り組むため、総合政策課から財政部門を分離し、「財政課」を創設してまいります。また、前述のとおり、「子育て推進課」、「中学校給食準備室」を設置するとともに本市を戦略的かつ効果的にPRし、まちの活力向上を図るため「イメージアップ推進室」を総合政策課に、さらに新型インフルエンザの流行にも見られるように、迅速に、かつ組織横断的な対応を必要とする問題に備えるため、総務課に「危機管理室」を設置してまいります。また、都市整備や公園管理、緑化事業を一体的に推進するため、建設課と花・緑・せせらぎ推進課を統合し、「建設管理課」を設置してまいります。

まちづくりの基本は人づくりであります。今年度において幸生・田代の両地区に地域担当職員を派遣し地域づくり協議会を設置し、地区民総参加のもとに地域づくり計画を策定したところであります。新年度は、地域づくり計画に基づく地区民主体の事業を推進してまいります。

また、冒頭にも述べましたが、食生活改善推進協議会による郷土料理等の食文化継承への主体的な取り組みや、商工会青年部での若者の出会いの場の提供など、市民活動の中でさまざまな新たな試みが生まれてきております。こうした新しい息吹、芽生えを大事に育てていくことが大切であると考えております。このような市民主体の活動をきめ細かに、また積極的に支援し、市政参画の意識醸成を図り、市民一人一人が手を取り、力を発揮し、活動の輪を広げ、まちづくりに生かしていくことが大きく新たな風をおこし、ひいては人が集い、にぎわい、楽しみ、豊かに暮らす活気あふれるまちへと発展していくものと確信しております。

私はこれからも市民の声をしっかりと受けとめ、時に励まし合いながら市民の先頭に立ち、新しい寒河江のまちづくりに全力で取り組んでまいります。

以上、平成22年度の市政運営の基本方針及び施策の概要を申しあげましたが、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申しあげる次第であります。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。再開は10時50分からといたします。

休 憩 午前10時34分

再 開 午前10時50分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明

高橋勝文議長 日程第44、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 それでは説明申し上げます。

報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

本年1月19日に、寒河江市中央1丁目地内において、市有原動機付自転車の公務運転中に発生した交通事故について、示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、御報告申し上げるものでございます。

次に、議第2号平成21年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国の第1次補正予算に係る地域活性化・公共投資臨時交付金事業費を計上し、病院事業会計補助金及び高松小学校耐震化事業費等を追加するとともに、子育て応援特別手当支給事業費等を減額するのが主なものでございます。その結果、4億5,263万6,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ157億2,917万5,000円とするものでございます。

次に、議第3号平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

このたびの補正予算は、事業の繰越明許を行うものでございます。

次に、議第4号平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、高齢者医療制度円滑運営事業実施に伴う総務管理費、共同事業拠出金の額の確定による共同事業拠出金及び病院事業会計繰出金の額の確定による繰出金を追加するものでございます。その結果、5,434万3,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ41億9,591万6,000円とするものでございます。

次に、議第5号平成21年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、後期高齢者医療制度実施以前の医療給付費等について不用額が見込まれるため減額し、医療費負担金過年度分の精算に伴い一般会計繰出金を追加するものでございます。その結果、470万1,000円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ1,854万9,000円とするものでございます。

次に、議第6号平成21年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

このたびの補正予算は、後期高齢者医療保険料等に係る歳入予算を調整するほか、後期高齢者医療保険料等納付金を減額するものでございます。その結果、434万1,000円を減額し、予算総額は歳入歳出それぞれ3億7,110万6,000円とするものでございます。

次に、議第7号平成21年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

このたびの補正予算は、保険給付費の介護サービス等諸費を減額し、高額介護サービス等費を追加する調整を行い、介護認定審査会共同設置特別会計への繰出金を減額するものでございます。その結果、2,823万5,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ27億7,464万4,000円とするものでございます。

次に、議第8号平成21年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護認定審査会の審査判定会議の開催件数の減少等に伴う介護認定審査会費の報酬の減額及び介護認定審査会共同設置負担金の減額などに伴う財源の調整を行うものでございます。その結果、36万6,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ2,339万5,000円とするものでございます。

次に、議第9号平成21年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、患者減少による入院・外来収益の減額に伴う他会計補助金の追加を初め新型インフルエンザの設備整備に関する補助金及び建設改良費を追加するのが主なものでございます。その結果、予算総額は収益的収入総額及び収益的支出総額で19億3,415万1,000円とするものであります。

次に、議第10号平成22年度寒河江市一般会計について御説明申し上げます。

厳しい財政、経済状況等により市税の大幅な減額が見込まれる中、人件費等の減額に努め、緊急な課題となっている地域雇用の創出、安全・安心なまちづくり、元気で活力ある寒河江の創造、財政の健全化を重点テーマといたしまして予算編成を行ったところであります。その結果、平成22年度の当初予算は、147億6,000万円で、前年度当初予算と比較して5.0%の増となったところであります。

次に、議第11号平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

生活排水処理施設整備計画に基づき、効率的かつ効果的に事業を推進し、諸経費のより一層の節減に努める予算編成をしたところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ18億3,423万1,000円で、前年度当初予算と比較して3億6,766万1,000円の減額となったところであります。

次に、議第12号平成22年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

田代簡易水道の給水開始に向けた事務費を計上したところでございます。その結果、当初予算は歳入歳出それぞれ1万円で、前年度当初予算と比較して972万6,000円の減となったところであります。

次に、議第13号平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

保健事業を充実し、被保険者の健康保持増進を図り、健全財政の維持と効率的な事業運営に努めてまいります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ39億7,435万7,000円で、前年度当初予算と比較して9,565万3,000円の増となっております。

次に、議第14号平成22年度寒河江市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

後期高齢者医療制度実施以前の医療給付相当分のみとなるものでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ141万9,000円で、前年度当初予算と比較して1,993万6,000円の減となっております。

ります。

次に、議第15号平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

保険料徴収と各種申請などの窓口業務を行うための経費を計上するものでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ3億9,394万9,000円で、前年度当初予算と比較して1,850万2,000円の増となっております。

次に、議第16号平成22年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

第4期介護保険事業計画の中間年度となり、法人が行う施設系サービス基盤の整備を計画に基づき推進してまいります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ29億573万7,000円で、前年度当初予算と比較して1億4,089万4,000円の増となっております。

次に、議第17号平成22年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。

介護認定審査会に係る経費を計上するものでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ2,488万円で、前年度当初予算と比較して111万9,000円の増となっております。

次に、議第18号平成22年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ78万8,000円で、前年度当初予算と比較して14万4,000円の増となっております。

次に、議第19号平成22年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

施設整備や医療機器等の計画的な更新を行いながら、病院改革プランの中間年度として経営の再建に努め、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりに努めてまいります。

第3条の収益的収入及び支出については、収入総額及び支出総額とも19億6,285万4,000円とし、第4条の資本的収入及び支出については収入総額を7,700万1,000円、支出総額を1億1,115万3,000円とするものでございます。

次に、議第20号平成22年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

安全・安心な水道水の安定供給に向け、第4次拡張事業の推進と効率的な事務運営による健全経営を重点目標として編成したものであります。

第3条の収益的収入及び支出については収入総額11億8,225万9,000円、支出総額10億1,910万4,000円とし、第4条の資本的収入及び支出については資本的収入総額3,533万円、資本的支出総額6億2,413万6,000円とするものであります。

次に、議第21号寒河江市課制条例の一部改正について御説明申し上げます。

市民にわかりやすい組織とするため、課の新設・統合・分割など所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第22号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県人事委員会の報告を踏まえ、時間外勤務代休時間を新たに設けるとともに、職員の子育て支援のため、産前産後休暇について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第23号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

時間外勤務代休時間を新たに設けるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第24号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地域福祉計画策定・推進委員会を新たに設置するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第25号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

山形県人事委員会の報告を踏まえ、時間外勤務の支給割合を改定し、時間外勤務代休時間を新たに設けるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第26号寒河江市市有施設整備基金条例の制定について御説明申し上げます。

大規模な市有施設の建設及び改修に備える基金を新たに設置するため、制定しようとするものであります。

次に、議第27号寒河江市地域活性化基金条例の制定について御説明申し上げます。

地域活性化・公共投資臨時交付金の管理を明確にする基金を設置するため、制定しようとするものでございます。

次に、議第28号寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の制定について御説明申し上げます。

本市における企業立地等を促進するため、制定しようとするものでございます。

次に、議第29号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

分館の設置及び移転に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第30号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

医療給付事業の対象範囲を父子家庭にも拡大するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第31号寒河江市道路占用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

道路占用料、行政財産の使用料等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第32号寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

土地の地番変更に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第33号寒河江市都市公園条例の一部改正について御説明申し上げます。

寒河江市野球場照明施設を撤去したため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第34号寒河江市簡易水道事業の設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

幸生簡易水道を水道事業に統合し経営基盤を強化するとともに、地域住民の福祉向上に資するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第35号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について御説明申し上げます。

田代辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更しようとするものでございます。

以上、35案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上御可決くださいますようお願い申し上げます。

散 会 午前10時10分

高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでございました。

平成22年3月4日(木曜日)第1回定例会

出席議員(18名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
菅野英行	総合政策課長	丹野敏晴	総合政策課長
奥山健一	総合政策課行財 政改革推進室長	大沼伸一	総合政策課企業 立地推進室長
熊谷英昭	税務課長	安彦浩	市民生活課長
犬飼一好	建設課長	富澤三弥	建設課長
山田敏彦	花緑せせらぎ 推進課長	佐藤昭	下水道課長
尾形清一	農林課長	工藤恒雄	商工観光課長
秋場元	健康福祉課長	那須吉雄	子育て支援室長
有川洋一	会計管理者 (兼)会計課長	那須勝一	水道事業所長
櫻井幸夫	病院事務長	荒木利見	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課長
清野健	生涯学習課 生入振興課 学習室長	片桐久志	監査委員
安孫子政一	監事	犬飼弘一	農業委員会 事務局会長

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	兼子亘	総務主任

議事日程第2号 第1回定例会
平成22年3月4日(木曜日) 午前9時30分開議

再 開
日程第 1 質疑
" 2 予算特別委員会設置
" 3 委員会付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

再 開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、発言訂正の許可について申しあげます。

市長より、3月2日の施政方針説明における発言に関して、「寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税減免条例」を「寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例」に、また、議案説明における発言に関して、「寒河江市企業立地等の活性化に関する固定資産税課税免除条例」を「寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例」に、それぞれ訂正したいとの発言訂正の申し出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

質 疑

高橋勝文議長 日程第1、これより質疑に入ります。

報告第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第7号に対する質疑はありませんか。松田議員。

松田 孝議員 この介護保険制度の中で、介護サービスの給付等が3,000万ほど減額になっておりますけれども、この具体的な中身、この理由ですね、これをお聞かせ願いたいと思います。

高橋勝文議長 健康福祉課長。

秋場 元健康福祉課長 介護サービス等給付費3,000万円減額しておりますが、当初予算で23億4,000万円ほど予算を計上しているわけですが、それが23億1,000万円ということで3,000万円の減額を補正しようというものであります。減額率としては1.28%程度でありまして、98%を超える執行率でありますので、予算見積もりの際の誤差の範囲内ではないかというふうに考えております。

高橋勝文議長 松田議員。

松田 孝議員 給付サービスの状況について、どうなのか、どういう面が減額の対象になっていったのか、その辺についてお聞きをしたいんですけれども。

高橋勝文議長 健康福祉課長。

秋場 元健康福祉課長 実際のサービスにおいては、ショートステイ等についてはふえてる傾向にありますが、訪問介護ですか、ホームヘルプサービス、そういった面について減少してる状況にあります。

高橋勝文議長 松田議員。

松田 孝議員 この介護保険制度の中で、去年の4月から、21年度の4月から、ソフトが変わって、サービス項目が大分変わったようなんですね。それで、その辺で除外された項目が多くなりまして、結果的に介護度の審査の段階ではねられる部分が多くなってきているのかなと思うんですけれども、この除外された項目を見ますと、非常に日常生活に影響あるような行動とか、そういうのが除外されて、それが結果的に介護サービスの低下につながった要因に含まれると私は思ってるんです。そしてその後、10月に制度改正になりまして、またソフトの内容が変更されたんですけれども、その辺で、介護度の評価が下がったり、あるいは新規に介護度を判定してもらうのに、新規の方はまだその介護度が正式な評価ができないというような、いろいろな問題があるわけなんですけれども、その辺の実態というのはこの減額に影響されてないのかどうか、お聞きをしたいと思います。

高橋勝文議長 健康福祉課長。

秋場 元健康福祉課長 御質問にありましたように、昨年4月に認定方法の見直しが行われました。ただ、その見直しを実施される前に、見直しを再度見直しされまして、更新認定申請の方については従前の要介護度を選択できるというような方向になりましたので、大きな影響はなかったと思います。ただ、新規の方については新しい認定方法で認定になったものですから、その方につい

て、認定にならなかった人も若干あったわけでありまして、4月から9月までの期間で、新規申請なされた方で認定つかなかった方もおるわけですが、そういった方については10月から再度通知をいたしまして、認定を受けてもらったというふうな経過がございます。そういったことで、大きな影響等についてはなかったものというふうに思っております。

高橋勝文議長 3回です。

議第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第10号に対する質疑はありませんか。杉沼議員。

杉沼孝司議員 第10号、第2款の1項6目、51ページですけれども、寒河江の旬の情報発信事業、3,700万ほどあります。物産の移動トラック販売というふうなことであるようですけれども、これ中身について教えていただきたいということであります。

それからもう2点ほど。

8款の4項6目、141ページでありますけれども、公園街路樹管理事業の予算の中で、街路樹の根張りの強さで歩道が盛り上がって歩行者がつかずいて転んでけがをしてるというふうなことがあるようです。この前の中に、補正予算の中で、一部これらの修繕するところがあったようでもありますけれども、市内全体の中での今後の計画ですね。歩行者の安全のため、全体的な改修の計画はあるのか、この予算の中には盛られているのかをお伺いしたい。

もう1点、10款4項3目の中で、芸術文化振興事業ですけれども、こしは文化センターの大規模な改修事業、これらを記念としまして若者に人気のある倉木麻衣さんというアーティストを招聘して、私たちは余りわからなかったんですけれども、子供たちとか若い人に聞いてみたらすごく人気があったということであります。やっぱりこういうものには非常に若者が集まってくると。例えば行政視察等で東京の方へなんが行って見ますと、天の昼間、若い人がぞろぞろ歩いてると。これ何だろうなと思ってると、こういうアーティストの何かがある。それに来るんですね。やっぱり人が集まるということは非常に大事なことだと思うんです。今後もこういう事業を継続していくものがこの予算の中に盛られているのか、いないのかなど、ひとつお聞きしたいというふうに思います。高橋勝文議長 総合政策課長。

菅野英行総合政策課長 それでは寒河江の旬の事業なんですけれども、このいわゆるキャラバンということですが、さくらんぼキャラバン事業と銘を打ちまして、これは国の重点雇用創出事業を使いまして、活用しまして、これ委託事業で行うわけでありまして、市内の農産物・特産物を、失業者の方を雇用していただいてトラックで仙台圏に毎月、例えば何とかの団地とかですね、そういったところに直売キャラバンを組んで寒河江市の農産物・特産物をPRして販売していきたいというふうな事業でございます。将来的にはいろんな仙台圏の方の都市との交流というふうなことで、いろいろなところと相互のキャラバンなどができればなというふうにも思っております。

以上です。

高橋勝文議長 建設課長。

犬飼一好建設課長 歩道の舗装の関係の御質問がありましたのでお答え申し上げます。

2月の補正で議決いただきましたけれども、2カ所ほど予定してございまして、一つは石川西洲崎線でございます。陵東中学校から石持までの間の区間、もう1カ所が山西船橋町線で仲谷地の場所で2カ所、舗装の打ち替えを予定してございます。桜の根が浅いというふうなことで歩道が盛り上がると。なおかつ仲谷地につきましては桂の根が浅いということで歩道が盛り上がると。ということで、歩行者さらには自転車等が通る際に非常に危険であるというふうな状況で、今回2月の補正の中で実施させていただきたいというようなことで御決いただきましたけれども、全体計画の中にあるのかというふうな御質問もございましたのでお答え申し上げますけれども、危険な箇所につきましては現地調査しながら随時改修整備を行っていくというふうなことで考えております。

今後とも安全・安心に配慮しながら歩行者の安全確保に十分努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

高橋勝文議長 生涯学習スポーツ振興課長。

清野 健生涯学習スポーツ振興課長 私の方からお答えさせていただきたいと思います。

昨年の12月に倉木麻衣コンサートを実施いたしましたけれども、これはまちづくり交付金事業ということで、まちなか連携事業の中で取り組んだ事業でございます。議員のおっしゃるとおり、若者にはかなり人気がございました。大分好評でございました。寒河江にこんなすばらしいアーティストが来るとは思わなかったというふうな声はかなりございまして、22年度も若者に人気のあるアーティストを招聘していきたいというふうには考えてございます。

その事業費の対応ですけれども、171ページの委託料669万円、ございますけれども、その中で対応していきたいというふうに考えているところです。

以上であります。

高橋勝文議長 杉沼議員。

杉沼孝司議員 1点目の、さっきのキャラバンですけれども、年間何回ぐらい仙台圏の方に行くのか。それからもう一つは、仙台圏とか他地区までではないんですけれども、昨年度から鶴岡市で海の幸ということで、海から山手の方に来てる。これ2年目やってるようなんですけれども、非常にスムーズにいかないということが先日報道されておりました。せっかくやるんだから失敗のないようなことで、そして単年度だけではせっかくのものがつながらないということがあると思います。したがって今後も何年間か継続するということ。それからもう一つは、そうやってするのも非常にいいと思うんですけれども、私の知ってる人で、仙台の方に出してる。そこでは車で行って売ってくるんじゃなくて、品物を置いて向こうの方の、何とかな、市場、簡単な市場なんですけど、そういうところに置いて売のを委託してくるといようなことをやってると。そして年に何回かは対面式で販売すると、こういうふうなことで、かなり販売も伸びてるというような状況です。したがって、やっぱり単年、単発的なものじゃなくて、継続していくということが非常に大事なことだと思いますので、しっかりとやっていただきたいなと。年間に何回ぐらい行く予定があるのか、計画されてるのかを教えてくださいたいというふうに思います。

高橋勝文議長 総合政策課長。

菅野英行総合政策課長 予算の計上の段階では、年間120日というふうな想定でしております。ですから、月何回というよりも、1回で10日ほど集中して行って、冬で行けないときとかそういうこともありますので、年間120日というふうな想定でやっております。

高橋勝文議長 議第11号に対する……。石川議員。

石川忠義議員 10号でいいですね。

高橋勝文議長 はい、10号です。

石川忠義議員 2点ばかりお尋ねしたいと思います。

1点は民生費の、89ページですが、子ども手当支給についてでございますけれども、第1回目は22年6月に支給すると。あと10月ですか。あと2月ということで。児童手当の支給日と同じ3回するようすけれども、6月の第1回目は、2月、3月分は児童手当なわけですね。4月、5月が子ども手当ということの、非常に事務の煩雑になるようなことなんですけれども、22年度予算も審議を通過しまして、3月いっぱい通過するというふうな予想でございますが、事務手続上、これが6月支給に間に合うのかどうか。これがちょっと心配されているんですけれども、本市の方ではどうか、まず1点お聞きしたいと思います。

もう一つは、商工費の中で、新商品開発支援補助事業。これは22年度から新しい予算として1,000万、新規についたのかなというような感じでございましたけれども、施政要旨のあれを見ますと、新商品の開発を支援してきたところでありましてということで市内11の事業所が申し込まれたというようなことありますけれども、第1点はこれは21年度で始まっていたかどうかですね。予算がついたのか。ちょっと21年度予算書を見ても私、見つけられないものだから、すみません。それと、どのような新商品を今、一生懸命頑張ってる中身、わかりましたら教えていただきたいと思えます。

高橋勝文議長 子育て支援室長。

那須吉雄子育て支援室長 初めに、子ども手当についてお答え申し上げます。

ただいまありましたように、子ども手当につきましては6月支給ということでありますけれども、実は今回、一般会計の補正予算ということで出ささせていただいておりますけれども、その中に子ども手当の準備ということでシステム改修が入っております。581万9,000円でございますが、これにつきましては、議員からありましたように、国の方も4月1日から施行ということで、今、どういった問題があるかとか、こういった場合はこういう対応したらどうかという部分での案がいろいろと来てございます。今ありました子ども手当と児童手当ですが、現段階ですと別々ではなくて一緒に、受給者が、子ども手当もらう方と児童手当の方がいっしょに同じ方向でいいのではないかとということなどもありますし、先ほど申しあげた補正予算の対応などしながら、6月にぜひ間に合うように準備を進めたいというふうに考えております。

以上です。

高橋勝文議長 商工観光課長。

工藤恒雄商工観光課長 それでは新商品開発の補助について御説明申し上げます。

21年度におきましては、国の補助を受けまして、6月に補正予算で計上させていただきました、2,000万の予算で実施したところでございます。そして先ほどありましたとおり11事業者から申請を受けまして、21年度に行っております。企業名で申しますと佐藤繊維さんとか、食品関係ですと寒河江屋さん、東北ぼんちさんですね。あと住吉屋さんとか、肉の小林さん、丸原鯉屋さんとか、その他合計11、寒河江の特産品になるようなもの、また今までの活動を生かしながらさらにすぐれ

た製品をということに進んでおるところでございます。これにつきましてはできるだけ市民に成果をお見せしながら、市民にもPR役を務めていただくような、そういうふうな進め方をしてまいりたいと思っております。

22年度の予算につきましては、市単独での継続を図りながら、と申しますのは、21年度、11という多くの方々から申請があり、なお希望の声があると、そういうものを受けまして市単独で継続をしてまいり、最終的には雇用の創出にもつなげてまいりたいという思いを込めた事業でございます。

高橋勝文議長 松田議員。

松田 孝議員 今、話にありました子ども手当についてですけれども、1人いれば年間15万6,000円の所得になるわけですから、この住民課税、どうなるのか。

それから、税金や学校給食、保育料などを滞納してる家庭も多く出ています。この中で、やっぱりこれを相殺するような話も聞かれます。これに対して国としての、何とか通達、どういうことになっているのか詳しくお聞きをしたいと思います。

高橋勝文議長 税務課長。

熊谷英昭税務課長 それでは、税務の問題でございますので私の方から答弁させていただきます。

国の方の平成22年の税制改正の速報で国の考え方を示したものがありませんけれども、その中では、子ども手当については従来の児童手当同様、住民税は賦課しないと、所得扱いにしないということで考えが示されております。

第2点目の地方税の滞納処分との関係でございますけれども、国の考えでは、差し押さえ等をしていないよという指導はいただいておりますけれども、権利と義務の関係もございまして、その辺は今後本人の状況をよく調べた上で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤 毅議員 129ページ、仮称の「観光キャンペーン推進協議会」負担金が500万程度計上になっております。それで、この推進協議会の構成メンバー、それから協議会の総予算、そして新たなキャンペーンの活動内容などについてお尋ねします。

高橋勝文議長 商工観光課長。

工藤恒雄商工観光課長 お答えいたします。

仮称になっておりますが、寒河江市内で観光に関する団体、業者、そういったもので推進する協議会を設立していきたいと考えております。具体的には観光協会、寒河江温泉協同組合、また料理飲食業組合、周年観光農業推進協議会、チェリーランドさがえ、慈恩寺、そば屋さんのそば散歩会という組織ございますがそういった組合等で組織を立ち上げ、そして外部の意見、例えば有識者、そして仙台寒河江会の関係者、そういった意見もお聞きしながら、そして計画実行につきましてはできるだけ若い人たちが実行できるような体制を組んでいきたいと思っております。具体的な内容としましては、例えば寒河江市に関係し外で活躍しておるような方に観光大使的な役割をお願いできないかどうか。また、具体的に受入体制の整っておるもの、商品としてきちんと成り立っているものなどを中心に実効性のあるキャンペーンを進めたい。そして寒河江らしい特徴、例えば文化財の宝庫の慈恩寺の存在、日本一のさくらんぼの里のさくらんぼ、こういったものを活用しながらキャンペーンを進めていきたいというふうに考えております。

高橋勝文議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 10款について何点かお尋ねしたいと思います。

161ページ、学校給食事業の委託料についてお尋ねしたいと思います。22年度からまた新しく、今度は高松小学校の給食調理業務が民間委託されるということですが、この委託料の中身ですが、委託の内容、どんなものが委託料の中に込められているのか。それから、食材費なんかはどのように、給食の食材ですね、これの購入はどのような形になっているのか。各学校ごとに購入するのか、それとも共同購入をするのか。そして調理を委託された場合にはどのような調達をしているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、同じ給食にかかわりますので、165ページ、中学校給食についてですが、業者の選定はいつごろまでにどのような手順で選定をされるのか。それからここに、業者の設備投資に対してはどのような方法といたしますか、業者がすべてを設備投資をするのか、市としての補助というようなものはあるのかどうか、その点です。

それから167ページ、就学援助事業。これは小学校も中学校も就学援助事業というのがあるわけですので、これについて両方の、小学校・中学校についてお尋ねしたいと思いますけれども、どれくらいの人数がこの就学援助を受けているのか。非常に経済が厳しい状況になっているので、この受ける子供たちの人数がふえてるのかなというふうに思うんですが、21年度の予算と22年度の予算を比較してみますと大した違いがないと思うんですが、人数がふえているのではないかなという感じがして、これで間に合うのかなというふうに思ったものですからお尋ねをしたいと思います。

以上、3点にわたってお願いします。

高橋勝文議長 学校教育課長。

兼子善男学校教育課長 ただいま3点ほど御質問ございましたので、私の方からは、最初に高松小学校の調理業務の委託についてお答え申し上げます。

委託の内容につきましては、基本的に調理業務の委託ということでございますので、調理業務というふうなことから、学校給食の調理業務をやるというふうな基本的な考え方。ただ、調理業務ですから、そこに伴う調理場での業務全般はその委託の中に入っております。この内容につきましては、詳細については仕様書さらには調理業務委託要領の中で詳細について記載してございます。清掃から食器の取り扱い、ガス関係ですね。全部そういうものも入っておりますので、基本的には調理業務の委託というふうなことでございます。

それからもう1点、食材の購入についてどうなのかというふうなことでございますが、小学校11校で統一メニューというものもございます。そういうものについては一括購入するというふうなことでございますが、それぞれの学校でその量に合ったような食材の購入についてはそれぞれの学校でやると。それからまた独自のメニューもございます。そういうものについてはそれぞれの学校において購入することになってございます。食材の検収等については調理師の方ですることになります。ということで、高松小学校については委託業者が検収するというふうな形になることとなります。

以上でございます。それから、中学校給食については……。

高橋勝文議長 荒木教育長。

荒木利見教育長 中学校給食のことについてお答えをいたします。

さきの全員協議会において、民設民営方式ということで中学校給食を実施するという私たちの考え方を御説明申しあげました。今回の議会に予算を提示してまして、債務負担行為としてもその予算を提示しておるところであります。今後、その予算の可決を得た段階をもって今度は事業者の選定という形になると思うんですが、このことにつきましては私たちは、まず4月に入って公募という形をとりたいなというふうに思っています。公正・公平というような観点からいきますと、公募方式という形をとって、中学校給食を自分たちとしてはどういうふうを実施していくのか、衛生管理体制はどうなのか、危機管理はどうなのかということをおわせて私たちは総合的に判断させていただいて、その事業者を決定していきたい。そのために、その事業者の選考委員会といいますか、それを立ち上げまして、その中で公平に審査をしていただいて、判断をしていただいて、事業者を決定していきたい。時期的には、4月に入ってなるべく早い段階に公募をして、5月、6月前には決定できればいいなというふうな方向で今のところ進めていきたいというふうに思っているところがあります。

公募ということではありますが、この前も申しあげたように、私たちの考えとしては、市内の事業者有意向調査をしている経過もありますので、できれば、いろんな市内の事業者が、寒河江市内の中学校の給食業務を実施するとなればいろんな面でいろんな効果が期待できるのかなという思いがありますので、公募の条件の中にもそういったことを加えていきたいなというふうに思っているところがあります。できるだけ公平・公正に事業者が選定できるような方式をとって、安全・安心、おいしい中学校給食を実現できるように事業者の選定に当たっていきたいというふうに思っているところです。

高橋勝文議長 指導推進室長。(「すみません、もう一つ」の声あり) 荒木教育長。

荒木利見教育長 設備についてありましたけれども、設備については市が購入して受託者に依頼するものとしてはやっぱり食器とか消耗品にかかわるものがあるわけですが、設備の備品についてはその事業者ということで、市からの補助ということは今のところ考えておりません。それが債務負担行為の中に毎年、その委託の中に反映されてくるものというふうに私たちはとらえているところがあります。

高橋勝文議長 指導推進室長。

高橋利昌学校教育課指導推進室長 それでは私から、就学援助事業にかかわりましてお答えさせていただきます。

委員会としまして過去10年間の推移を注意深く見守っているところですが、全体的にはやはり増加傾向でございます。今年度、21年度の実績を申しあげますと、要保護、準要保護、就学援助認定者数でございますが、小学校につきましては144名、中学校につきましては72名、計216名、前年比10名の増加でございます。それから特別支援学級就学奨励認定者数でございますが、小学校につきましては25名、中学校につきましては11名、計36名、前年比2名の増。したがって、すべての認定者数を合計しますと対象者が252名、前年比12名の増という状況でございます。前年比にかかわりましては若干の増加ということで見ているところですが、今年度の実績を踏まえて次年度の予算を要望したところございまして、現在のところその予算で対応できるものとい

うふうに考えているところです。

以上でございます。(発言者あり)

小中あわせての、はい。以上でございます。

高橋勝文議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 委託料についてなんですけれども、給食の調理業務のみというようなことだったわけですが、この委託された内容について、それが適切に行使されているのかどうか。例えばそこで働いている人たちの労働条件とか、雇用の条件ですね。そういうものとか、あと調理業務の内容、そういうものについて適切に施行されているのかということと管理する体制というものがどうなっているのか。市ではその調理場に入ったり、また指導したりというふうなことができないのかどうか。そういうこともあわせてお尋ねをしたいと思います。

それから、中学校給食ですが、業者選定の公募の範囲は寒河江市内というふうに理解してよろしいのでしょうか。もう一度確認をしたいというふうに思います。

それから、今回の議案の中には調理施設の整備の予算が含まれておりますけれども、これはどのような内容になっているのか。中学校の設備ですね。給食をするに当たってのさまざまな設備の資金だというふうに思いますけれども、この内容、どのようなところがどういうふうに設備をするのか、そういうところをお尋ねをしたいというふうに思います。

高橋勝文議長 学校教育課長。

兼子善男学校教育課長 調理業務の委託の管理関係についてでございますが、基本的には、学校の施設の中というふうなことでございますから、学校長が最終的な責任者であるというふうなことになりますけれども、調理業務を委託してる部分については、先ほど申しあげましたように契約書、仕様書等で内容を定めているところでございまして、そういう中で栄養士とかそういう方が時折行きながら、調理師とお話ししながら連携をとってそういうものを行っているというふうなことです。また、学期ごとに教育委員会、学校、それから調理師さん、栄養士さんとかそういう方といろいろ意見交換しながら、もろもろの問題、課題などがあれば意見交換をやっているというふうな状況でございます。これまでも柴橋小学校並びに西根小学校等も調理業務委託をやってきておりまして、そういう中では学校も、それから保護者の皆さんからも受け入れられているということで大きな問題も課題もないというふうなことでございます。そういう形でこれからも安全・安心なおいしい給食を提供できるよう連携を図ってやっていきたいというふうに思っております。

高橋勝文議長 荒木教育長。

荒木利見教育長 では、お答えいたします。

事業者につきましては、先ほど申しあげましたように、寒河江市内の事業者であればいろんな面で私たちの期待する効果が非常に大きいんじゃないかということもありますので、そういった意味で、寒河江市内に本社並びに営業所とか支店を持つというふうなところで事業者を選定していきたいという考えを今のところ持っております。そういったものも公募の条件の中に加味できればいいなというように、具体的に、実際作業に入ったときにはそういった方向で考えていきたいなというように今のところ私は思っているところであります。

それから中学校給食の実施にかかわっての中学校の設備ということではありますが、具体的に言いますと、まず配膳室をどうするのかということもあるわけです。まず受け入れする場所がそれぞ

れ三つの中学校にあるのかどうかということからいきますと、陵南、陵西中学校は実際あるわけ
です。あとは陵東中学校はそういう施設がありませんので、陵東中学校についてはそういう施設を建
設しなければいけないということがまず一つあります。それぞれの中学校の配せん室、入ってきた
ものを今度は保管する、そういったところが必要なわけですので、その整備がまず必要になっ
てきます。それから、1階から3階まで上げなければいけないわけですので、そのリフトの整備とい
いますか、それも陵南、陵西についてはあるわけでありますが長らく使われてませんので、その整
備・改修というのも当然必要になってくるわけであります。陵東中学校については新設という形に
なると思います。それから配送車が入りしたり、それから回転したりしなければいけないわけで、
そういう場所の確保も当然、通路としての確保も必要になってきます。それから子供たちの牛乳と
かいろんなもののリサイクルというか、出てきた廃棄物というか、そういったことに対するその置
き場の問題も当然整備する必要があります。それから、台車に乗らないものを置いておく棚とい
うか、配せん棚のようなものも整備が必要になってまいります。それからそれぞれの受入場所の衛生
設備というか、そういった面での環境の整備というのも必要になってくるんじゃないかなとい
うことで、具体的に現場に当たりながら対応して、その予算要求をしているところであります。

以上です。

高橋勝文議長 ほかにございませんか。辻 登代子議員。

辻 登代子議員 ホームページ管理システム構築事業について、53ページですけれども、現在のホームページに対する市民の声は、ホームページがおくれているとか、使いづらいとかと言われていくようです。今後どのような方法で構築していくのか伺いたい。そしてバナー広告は現在どのぐらいの件数があるのか。それから、ホームページに対するアクセス数は昨年と比べると現在伸びているのか、それとも減っているのか伺いたいと思います。

高橋勝文議長 総合政策課長。

菅野英行総合政策課長 お答えいたします。

ホームページ管理システムの構築事業でございますが、今現在ホームページの管理と更新につきましては外注をしております。業者に委託しておりますので、単に文章を送って張るだけで2日ぐらいで終わるんですけども、加工したりしますとそれより長くかかります。そのようなことで、更新が遅いというふうな御指摘もございます。そのようなことから、このシステム構築事業は直営でできるようにシステムを構築するというものでございます。予定といたしましては、来年度の10月か11月にはそれぞれの職員がホームページのデータを更新できるようにしたいというふうに思っております。ですから各課で更新するということになりますので、スピーディーにホームページの更新が行われるようになるのではないかなというふうに思っております。

それとバナー広告の御質問がございましたが、21年度では59件でございます。枠が五つで12カ月ですから、全部で、延べ60カ月ということでございますので、ほぼ年間埋まっているというふうな状況になってございます。

それとホームページのアクセス件数の御質問ございましたが、今年度のアクセス件数が、4月から2月までの段階で13万3,000件余りでございます。これは昨年の同期と比べますと若干減っているような状況であります。さほど大きく減ってはいないようでありますけれども、若干減っているというふうな状況になっております。

以上です。

高橋勝文議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第12号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第13号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第14号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第15号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第16号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第17号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第18号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第19号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第20号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第21号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 21号について若干お尋ねをしたいと思います。

寒河江市もこの間、行財政改革やられてきておるわけでありましたが、そういう中で、職員の数が増ってきています。定年退職した後の後補充をしないというふうな形の中でずっと減ってきてるわけです。今回の課制条例の変更で、さらに二つの管理職ポストがふえるわけです。この間も寒河江市では管理職ポスト、課や室がずっとふえてきているんですね。そういう中で、管理職と当務者といえますか、一般職員との関係が頭でかちの関係になってきています。そういう中で、工作上、業務上、事務的にも、いろんな課題・問題が出ているというふうに、私、受けとめています。そういう中で今回新たに二つの課と室を、一つずつで二つでありますけれども、そういうふうにされたわけでありましてけれども、こういう全体の中でそういう管理職ポストをふやしていくことについて当局の見解をお聞かせをいただきたいし、そしてさまざまな問題が出ている中で、そういうふうな点を、そういう懸念の状態を起こさせないためにどういうふうなことを考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

高橋勝文議長 総務課長。

今野要一総務課長 課制条例の関係の中で管理職のお話が出ましたので、私の方からお答え申し上げます。

現在、管理職としては課長が18名、室長が6名、主幹が13名、合わせますと管理職というふうな形では37名が今現在おります。今回、行財政改革の中で課制条例も変えることから一部変更になってくるわけですが、総体的には、主幹職等の問題もありますので、課がふえる、室がふえるから即管理職がふえるというようなことにはなっていないのかなというふうに思っているところでございます。総体的な年齢構成なども考え合わせながら、職務を十分考え合わせて管理職の人員配置というふうなことを考えておりますので、なるべくふえていくことのないような考え方も考慮に入れながら対応を考えていきたいというふうに考えております。

また、特に管理職については、主幹制度についてはプロジェクトというか、特に重要な課題のところには主幹制を置いて業務の執行に迅速に対応できるというようなことで今対応しているわけですので、そういったことを十分踏まえながら、今後とも業務の中身を考え合わせて対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

高橋勝文議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第22号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第23号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第24号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第25号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第26号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 26号の寒河江市市有施設整備基金条例の制定について、この点についても若干お尋ねをしたいと思います。

これ想定される市有施設というのはどういうものを想定されているのかというのが1点であります。

2点目、基金の積立目標額はどの程度に考えておられるのか。

この2点をお尋ねをしたいと思います。

高橋勝文議長 財務室長。

丹野敏晴総合政策課財務室長 それではお答え申し上げます。

想定される施設ということでございますが、現在、公共施設の方の耐震改修を進めているというようにございまして、小学校の方は平成24年までに終了、その後市有施設の方も耐震診断を行って耐震改修を実施する予定になってございますので、当然にしてそちらの方の施設整備に対してもこちらの市有基金から施設の方の整備基金を充当していくような格好になろうかと思っております。それから市営住宅の方も、結構やっぱり老朽化している施設がございまして、そちらの方も、建てかえの方も検討しなければならないことに将来的にはなっていくと思っておりますので、そのような建てかえの財源というような部分にも充てていけるのではないかとこのように考えております。

以上です。(「もう一つ」の声あり)

失礼しました。目標額につきましては、当面1億円程度と考えております。ただ、先ほども申しあげましたとおり市営住宅の建設というような格好になれば、それなりにその額では足りなというようにもなりますので、それに見合うような額について積み増しを行っていくという方向になると考えております。以上です。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 今、1億円の基金の目標で今言われたようなことをやっていくというふうなことでありますけれども、もう法律的には平成27年度までには公の、市の公営の建物は全部耐震化終了しなければならないというふうになっているわけです。したがって当然にして、学校関係は24年度までに終わらせるという計画はありますけれども、その後、市の施設、建物を全部しなければならない。もちろんこの市庁舎も、何回も申しあげているわけでありまして、耐震診断した結果は、想定される地震では倒壊のおそれありという結果も出ています。そして27年までには完全に対策をとらなければならない。この庁舎も建ててからもう、昭和42年からですから、耐用年数にもだんだん近づいてきていることからすれば、庁舎の建てかえなんていうのはもう莫大な金かかるわけですから、二、三年でその建てるときの金を調達できるものではないというふうにこれまでも再三指摘をしてきています。したがって、そういうことをしなければならない年度前後だけで何にもできなくなるというふうなことで、そういう経費の平準化をしていくという、このことが極めて大切だというふうに思うんです。

したがって、今回の施政方針を読んで、そういうふうなことで、そういう趣旨で基金をつくっていくと言ったから、もう一定の期間この基金というのは存続がされて、そして一定の金額が積み立てられるものというふうに期待をしておったんですけれども、当初予算の金額見ても微々たるもの

で、目標額自体が1億円というのではちょっと大変だなというふうに思います。したがって、改めてそういうことをしなければならぬ。それからあと橋の問題ですね。

高橋勝文議長 川越議員、簡潔明瞭をお願いします。

川越孝男議員 はい。

これをしなければならぬので、今のようなことだけで1億円の目標でというようなことでは到底この市長が施政方針で言っているものに合致しないのではないかというふうに思いますけれども、その点についての考え方を改めてお聞かせをいただきたいし、1億円の目標はわかりましたけれども、いつまでこの基金というものを、そういうものを、全部この趣旨で言っているものをちゃんとしていくためには、ちょっと長い期間必要なのではないかというふうに思いますけれども、この期間についてもお聞かせをいただきたいと思います。

高橋勝文議長 財務室長。

丹野敏晴総合政策課財務室長 その1億円というような、目標額というようなことでございますけれども、市有施設の方の耐震改修部分については、当然にして市債というものも活用しなければならないことになるわけでございます。その市有基金を充てるというようなことになれば、その市債を充当した残額に対して充てることとなります。例えば市有施設1億円で耐震改修をするというようなことになれば、大体市債の充当率が75%ぐらいでございますので、残り25%、2,500万の一般財源を準備すればよろしいというようなこととなりますので、今現在想定しているのはその耐震改修というような部分でございますが、そのようなところで1億円というような数字を申しあげたところでございます。

あとは期間ということでございますが、当然にして、庁舎を仮に建設するというような格好になれば、やっぱり5億を超えるような一般財源を準備しなければならないというふうに思います。やっぱりそれなりに長期間にわたって積み立てをしなければならないということでございますので、この基金も長期間にわたる存続と申しますでしょうか、それが当然必要になってくるというふうに考えております。

以上です。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 1億円というのは当面の耐震の部分だというのはわかりました。そして先ほどもありましたように、市営住宅の問題あるいは庁舎の問題、橋などもいろいろあるわけでありますから、本当に後で困った状態にならないように今のうちから準備をしていくということがこの基金の趣旨だというふうに私、理解をしますので、その目的が達成されるような形での対応をお願いをしたいということを申しあげておきます。

高橋勝文議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第27号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 地域活性化基金条例の制定の関係でありますけれども、これ、管理を明確にするためというふうなことで書かれています。それで国の方から今回の補正でお金入っているわけでありましてけれども、この活用にあたっての要件というか条件というか、どういうふうになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

高橋勝文議長 財務室長。

丹野敏晴総合政策課財務室長 公共投資臨時交付金の方の活用の条件というような御質問でございますが、こちらの方につきましては、地方単独事業と国庫補助事業の裏負担部分に充当できることになってございます。ただ、こちらの方の単独事業、国庫補助事業にしましても、建設地方債の対象事業ということで限定される事業に充当することができるということでございます。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 それと同時に今回のものは基金がつくられて、そして補正予算なり当初予算見ますというと、あと条例そのものもですけども、21年、22年、23年の3カ年度にわたってのものだというふうなことがまず一番大きいのではないかと思います。そして入ってきたものを、21年度についてはそのまま一般会計に計上して歳出をしていくと。そして22、23年度については、基金に入れて、基金に積み立ててそこから繰り入れしては使うと。こういうものについての条件があるんではないかというふうに思うんですけども、そういうふうな理解でいいわけですね、条件としてはね。

高橋勝文議長 財務室長。

丹野敏晴総合政策課財務室長 公共投資臨時交付金につきましては、総額で2億4,060万円交付されることになってございますが、21年度に道路整備関係で1,500万円を使うことになってございます。その残り分については今回積み立てということにするわけでございますが、その残った分については22年度と23年度にわたって使ってもいいというようなことでの国からの通達でございますので、そのようなことで使用するようになると思います。ただ、国の方でもやっぱり景気対策というような意味合いが強いものですから、できれば平成22年度あたりで全額を使ってほしいというような要望は受けております。

以上です。

高橋勝文議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第28号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 これも企業立地のためには、さまざまな条件を来る企業に対して優遇措置を講じていくというのは十分理解をします。と同時に、それぞれの自治体は歳入を上げなければならない。企業の法人市民税を上げるということ。それから固定資産税をもらうという。これは税収という立場からすれば背中合わせの案件なんですね。したがって、私はだめだとか何かというふうなことでももちろんありませんけれども、この寒河江市の10年なり15年間の法人市民税の伸び率、あるいは固定資産税の伸びの状況を見ながら、そしてどうあるべきなのかという判断をしていかなければならないのではないかとこのように思うんです。私、数字持ってますけれども、今申しあげませんが、非常にこの辺、本当に市の歳入をふやすというこの意味からして、安直にその優遇というだけでなく慎重に検討する必要があるのではないかと。低工法なり農工法できて、その後の今度もまた、今回は3年ですけども、設備投資に対しても固定資産税外していくというふうなことになるわけですから。そういうふうなことを、検討もちろんされたんだというふうに思いますけれども、その辺の状況がどうなっているのかということと、同じように、工業団地に進出してきて1,000万以上の設備投資をした場合にはというふうな形になるわけでありますけれども、これ工業関係だけが今回対象で。そうした場合には、農業や何か他産業との、それぞれの部分、皆大変な状況があるわけで

ありますから、その辺との整合性といいますか、その辺の対応はどうなっているのかもあわせてお尋ねをしたいと思います。

高橋勝文議長 税務課長。

熊谷英昭税務課長 それでは、今回の条例制定にする基本的な考え方だけ申しあげておきます。

このたびの条例制定に当たっては、12月31日で農工法の関係の交付税措置が切れるということで、国の財政支援がなくなることにはなるんですけども、現在の市内の企業活動あるいは新しい工業団地を造成中であることとあわせて、雇用状況が大変厳しい状況にありますので、それらの企業の設備投資を喚起しながら将来の税源を確保していくという意味合いもありまして、市の単独で条例を定めることにしておりますけれども、従来の低工法と農工法の免除条例については25年の3月31日をもって廃止にする予定であります。したがって今年度、今回提案している条例については23年度の税の免除から適用させてもらうということで、当面は3年間という中でそれぞれの、3年間の中で検証してさらに充実すべきかどうかについては検討いただきたいと、このように思っております。

以上です。

高橋勝文議長 企業立地推進室長。

大沼伸一総合政策課企業立地推進室長 今回の免除条例の制定の趣旨につきましては、先ほど税務課長が申しあげたようなことになっております。工業のほかにも他の産業との比較、変更から必要なのかというふうな趣旨の御質問だと思いますが、なかなか厳しい経済情勢にありまして、今回の固定資産の課税免除条例につきましては、企業を外から呼んでくるというふうなことを促進するというのも当然ありますが、既存の立地している企業、ここについても同じようにその設備投資をやる際の免除という形で設備投資を支援していくという趣旨でございます。そのようなことから産業の振興、雇用の確保ということにつながっていくようなことで、そういう支援を行っていくということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 今の最後の部分は、今回の条例提案は理解してるんです。しかし工業だけでなく農業だって何だって大変なんですよと。そういうふうな部分に対しての支援というのはどうなんですかと。もちろん農業でもこういうのあるというふうなこととの。しかし整合性というふうなことからすればどうなんだというお尋ねをしたところでした。そこについて答えなかったようでありましてけれども、ぜひそういうふうなことも反映してやっていかないと、これ農業の、もちろん今寒河江でやってる人なんです。その人たちが大変ですから、そういう人の設備投資に対してもそれなりの対応というふうなことでお尋ねをしたところです。

高橋勝文議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第29号に対する質疑はありませんか。松田議員。

松田 孝議員 今回のこの条例改正に伴って住所移転ということでありまして、慈恩寺地区のこの分館、慈恩寺分館ですね。これ正式にはあそこ交流センターということで、農林事業を受けて整備されたわけですが、それで、分館としての扱いが正しいのかどうか。これまでの経過を見ますと幸生地区なんかそういう形では進めているんですけれども、会計上、こういう看板を立てることによって影響がないのかどうか。その辺について伺いたいと思います。

高橋勝文議長 農林課長。

尾形清一農林課長 今回の慈恩寺の活性化センターの件なんですけれども、これまでも農林事業におきまして各地域の分館について、活性化センターなり構造改善センターなり交流センターということで市内各所に、農村集落を支援するために、農林の補助事業を活用しながら建設を行ってまいりましたので、問題はないところでございます。

高橋勝文議長 松田議員。

松田 孝議員 確かに問題はないと思うんですけれども、でも会計上処理するに、非常に大きい問題になってくるかもしれないと私は思うんです。それで、じゃあこの辺について監査委員の見解を伺いたいと思います。

高橋勝文議長 監査委員。

片桐久志監査委員 今、農林課長が御答弁したようなことで、十分担当部署、いわゆる上級官庁と打ち合わせしてのこのたびの条例改正だと思いますので、私は問題ないというふうに思っております。

高橋勝文議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第30号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第31号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 この議案、幾つかの条例改正が一緒にこうなっているわけでありまして、40ページ、法定外公共物管理条例の一部改正の関係の別表第1、この40ページの別表第1の から建屋、建物の屋敷地という、個々の、それぞれの占有物件等というので分類されていますけれども、それらの……。

高橋勝文議長 川越議員、所属している分科会に属し……、委員会に属する質問については極力控えていただくようお願いいたします。

川越孝男議員 はい。別表第1の占有物件ごとの件数と総面積、それから(「委員会で」の声あり)聞いて悪いというのはないんだから。すぐ終わりますけれども。

それから二つ目としては、水面、広場などもありますけれども……。

高橋勝文議長 先ほども申しあげましたので、極力控えてくださいということです。

川越孝男議員 そんなことというと、予算特別委員会にみんなかわるもの、予算のやつだれもみんな聞けないことになるんだよ。だからちょっと、議長、端的にお尋ねしますので。

占有物件ごとの件数と総面積、それから条例では使用料の減免がなされているわけでありまして

れども、減免されている件数と面積、これを教えていただきたい。今すぐはならないとしたら後で教えていただきたいというふうに思います。

高橋勝文議長 農林課長。

尾形清一農林課長 ただいまの法定外公共物の使用申請総件数でありますけれども、330件あります。そのうち減免申請件数は160件であります。使用申請件数のうち使用料をいただいている件数は170件で、使用料としましては67万540円をいただいているところであります。面積は把握されてません。

高橋勝文議長 議第32号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第33号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第34号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第35号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

高橋勝文議長 日程第2、予算特別委員会の設置についてお諮りをいたします。

議第2号及び議第10号から議第20号までの12案件については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第2号及び議第10号から議第20号までの12案件については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

高橋勝文議長 日程第3、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務常任委員会	議第21号、議第22号、 議第23号、議第24号、 議第25号、議第26号、 議第27号、議第28号、 議第35号、請願第1号、 請願第2号
厚生経済常任委員会	議第4号、議第5号、 議第6号、議第7号、 議第8号、議第9号、 議第30号、議第32号
建設文教常任委員会	議第3号、議第29号、 議第31号、議第33号、 議第34号

予算特別委員会	議第 2号、議第 10号、 議第 11号、議第 12号、 議第 13号、議第 14号、 議第 15号、議第 16号、 議第 17号、議第 18号、 議第 19号、議第 20号
---------	--

散 会 午前10時51分

高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦勞さまでございました。

平成22年3月5日(金曜日)第1回定例会

出席議員(18名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
菅野英行	総合政策課長	丹野敏晴	総合政策課長
奥山健一	総合政策課行財 政改革推進室長	大沼伸一	総合政策課企業 立地推進室長
熊谷英昭	税務課長	安彦浩	市民生活課長
犬飼一好	建設課長	富澤三弥	建設課長
山田敏彦	花緑せせらぎ 推進課長	佐藤昭	下水道課長
尾形清一	農林課長	工藤恒雄	商工観光課長
秋場元	健康福祉課長	那須吉雄	子育て支援室長
有川洋一	会計管理者 (兼)会計課長	那須勝一	水道事業所長
櫻井幸夫	病院事務長	荒木利見	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課長
清野健	生涯学習課 生入振興課 学習室長	片桐久志	監査委員
安孫子政一	監事	犬飼弘一	農業委員会 事務局会長

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	兼子亘	総務主任

議事日程第3号 第1回定例会
平成22年3月5日(金曜日) 午前9時30分開議

再 開
日程第 1 一般質問
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。
ただいまから、本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

高橋勝文議長 日程第1、これより一般質問を行います。
通告順に質問を許します。質問時間は一議員につき答弁時間を含め60分以内とし、質問回数は4回までとなっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。
この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成22年3月5日(金)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	市政全般について	市政を運営して一年間が経過したが、その総括を伺いたい	13番 新宮 征一	市長
2	道路行政について	通学路になっている市道山西米沢線(市		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		立病院前)には歩道がなく、車の通行量や学童を含む歩行者の往来も多く、人命にかかわる事故の発生も想定されることから、喫緊の課題であり、最優先して早期に整備されるべきと思うが、見解を伺いたい		
3	公共施設の整備計画について	地震対策について (イ)市庁舎や避難所に指定されている公民館等の耐震対策についてどう考えているか 子育て支援について (イ)保育所の混み具合の偏りを解消するため増築すべきではないか	10番 佐藤 毅	市長
4	寒河江市立病院経営改善業務の中間報告について	寒河江市立病院の経営診断及び経営改善支援業務を委託されたコンサルタントからの中間報告の内容と、今後の取り組みの方策を伺いたい	3番 石山 忠	市長
5	「寒河江市地域福祉計画」策定の取り組み方策について	平成22年度に「寒河江市地域福祉計画」の策定に取り組むとしているが、その方策及び寒河江市振興計画を初めとする諸計画との関係についての考え方並びに社会福祉協議会等関係団体との連携についての考え方を伺いたい		市長
6	本市の人口減対策について	本市の人口見通しと抜本的な人口減対策について 保育所・学童保育のより一層の充実による少子化対策について 良好な宅地提供と販売について	12番 石川 忠義	市長
7	県内高速自動車道無料化に伴う本市の影響と対策について	高速道無料化についての見解と観光対策について 駅前商店街の活性化とフローラについて		市長
8	保育行政について	年度途中における保育所への入所について	7番 國井 輝明	市長

新宮征一議員の質問

高橋勝文議長 通告番号1番、2番について、13番新宮征一議員。

〔13番 新宮征一議員 登壇〕

新宮征一議員 おはようございます。

今回もまた一般質問のトップバッターということになりますが、通告1番と2番について順次伺ってまいりますので、市長の率直な御見解を示していただければ幸いです。

まず、通告1番、1年間の行政運営の総括を伺います。

市長は、一昨年12月の市長選で多くのマニフェストを掲げ当選され、昨年1月に新市長として就任されました。このことは、約四半世紀にわたる佐藤誠六前市長の長期政権から脱却し、地方分権社会と言われる新たな時代に向けての第一歩でありまして、佐藤洋樹新市長の市政運営に対し市民からは大きな期待を持たれたことと思います。

市政運営を担って1年余り、この間、市長は、市民の期待にこたえるべく大変な努力をなされてこられました。特に市民の声を直接聞くための44回にもわたっての地域座談会を精力的に開催し、多くの市民の生の声を吸収されたことは、市長が目指す市民主体のまちづくりを推進する上では極めて大きな収穫であり、その実績を高く評価するとともにその御努力に心から敬意を表する次第であります。

さらにはまた、長年の懸案でありました、そして市民からも強く要望されていた中学校給食の問題にも精力的に、積極的に取り組まれました。新年度では中学校給食準備室を新たに設置し、給食施設整備事業に多くの予算を計上されるなど、いよいよ23年度からの実現が現実になったことは市民の一人として心から歓迎すると同時に、教育委員会や中学校給食検討委員会の方々の御努力に對しましても心から敬意を表するものであります。

このように一步一步前進し、しかも着実に諸施策が施行されることは、我々議員も、そして議会としても積極的に協力し、他に誇れる寒河江市のさらなる発展に向けて努力しなければならないものと認識をいたしております。

新年度の市政運営に関しては今定例会の冒頭に市長から各分野にわたっての詳しい御説明をいただきましたが、総括とは必ずしも実績や成果のみならず、さまざまな課題や問題などもありましたらそれらも含めたところの1年間の総括をお伺いし、まずは御答弁を伺った後にさらに質問をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

次に、通告2番、道路行政について伺います。

この道路行政にあっては、道路の改良、側溝や舗装の整備、さらには交通安全施設の整備など私たち市民の日常生活に直接かかわる分野であることから、日ごろより積極的に推進されておられますことに対し、まずもって敬意を表する次第であります。

そうした中、今回私があえて取り上げましたのは、十数年たっても一向に進展がなく、その方向性すら見えていない、児童生徒の通学路になっている都市計画道路山西米沢線、つまり市立病院前の道路の歩道設置を含めた道路改良の問題であります。

この市道は以前、陵南中学校近辺と東北グンゼから天童大江線の交差点付近のわずかの区間が整

備されたものの中断され、その後は全く手つかずのまま今日に至っております。この間、この地域には土地区画整理事業や民間などによって次々と宅地開発が行われ、良好な住宅地として多くの市民が生活しております。そして沿線には市立病院もあり、近年ではスーパーやドラッグストアなど市民生活には欠かすことのできない大型店舗が次々と立地され、今では一大商業圏と言われ、買い物する人などの往来も一段と多くなりました。さらにこの道路は市内外から中央工業団地へのアクセス道路として利用されてきましたが、チェリークアパークの整備により公共施設や宿泊施設の進出、特にスマートインターの設置などによりさらに利用が拡大されてきていることは御案内のとおりであります。

このようなことから、特に朝夕のラッシュ時などは通勤者や輸送車両などの通行量が極端に激しく、登校する児童生徒たちは常に危険にさらされ、いつ人身事故が起きるかもわからないような極めて厳しい状況であります。こうした現状をかんがみ、通学路であることから、PTA連合会や学校関係者からも児童生徒の安全を守る観点から歩道の設置を強く求める要望が毎年継続して出されていることも事実であります。また、市長が昨年から取り組んできた地域座談会でも、多くの会場でこの問題が提起されたやに伺っております。議会におきましてもこの問題は幾度となく取り上げられました。昨年、私たち新清・公明クラブでも会派として市長に要望してまいりました。

市内の幹線道路で歩道が設置されていないのはこの道路が唯一でないかと言っても過言ではないと思います。このように、この問題は単なる沿線地域だけの問題にとどめることなく、安全・安心を確保する上からも、全市的な、そして喫緊の課題として位置づけ、最優先して取り組む必要があると思います。

以上、現況について述べましたが、今ここで何をなすべきか。なぜここまで先送りになったのか。その要因をただすとともに、今後の対策を真剣に考えなければならない時期に来ているものと思います。私の勝手な感覚で言わせもらいますならば、その要因はただ一つ、余りにも県に依存し過ぎてきた結果であると断言せざるを得ないのであります。なぜならば、この問題は10年以上も前から重要事業として取り上げられ、本市独自の要望はもちろん、西村山地方市町長会あるいは西村山地方議長会でも、平塩橋の改良を含むこの路線を県道に格上げして県施行で整備されるよう毎年継続して県に要望し続けてきた経過があります。しかし、県の答弁は決まって「承っておきます」といったような、まさに社交辞令的な答弁の繰り返しでありました。県施行でやってもらえるならばこれにこしたことはありませんが、県の方も決して余裕のある財政事情とはとても思えません。県に頼るのもはや限界に来ているものと思います。事ここに至ってはこれまでの概念を捨てて方向を転換し、厳しい財政状況であることは私も十分承知いたしておりますが、人命尊重そして安全・安心を重んずるならば市独自の事業として整備されるよう強く要望するものであります。

市長の御理解ある前向きな御答弁を期待いたしまして、私の第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

それでは、ただいま新宮議員から大きく2点、市政全般にわたってと道路行政の2点について御質問がございましたので、順次お答えをしたいと思いますというふうに思います。

まず初めに、市政を担当させていただいて1年が経過するが、今後の課題も含めてその総括はどうかと、こういうことでありますけれども、市長就任以来、本当に議員の皆様を初め多くの市民の皆様のお協力をいただきながら市政を担当させていただきました。これまで来られましたこと、まずもって皆さんの方に感謝を申し上げたいというふうに思います。

私は一昨年の市長選挙におきまして、四つの重点公約を含む約束を市民の皆様と交わしてきたわけでありまして、まず若干申し上げますと、未就学児の医療費無料化、それから子育て支援についてでありますけれども、未就学児の医療費無料化につきましては昨年の7月から実施をさせていただきました。また子育て支援につきましても昨年4月から、組織として子育て支援室というものを設置をし、推進体制の明確化と、より支援が図られるよう組織を改正したところであります。さらに今年度におきましては、御案内のとおり子育て支援室を「子育て推進課」ということで充実をさせていただいて、子育て世代やひとり親家庭への一層の支援を図るために積極的な事業展開を図ってまいりたいと考えているところであります。また、中学校給食の実施につきましても、御案内のとおり、中学校給食検討専門委員会での報告をもとに教育委員会において実施方法を検討していただいたところであります。その結果、民設民営方式による実施という結論をいただいて、新年度に「中学校給食準備室」を設置するとともに、それに関連する予算、中学校の施設改修整備や食器等の備品整備のための予算というものを新年度予算に盛り込ませていただきました。23年度からの実施に向けて着実に進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

一方、財政の健全化ということでもありますけれども、新年度におきまして財政調整基金繰入金的大幅な減額を行うとともに、地方債の繰上償還などを行い残高を減少させるなど、財政健全化への道筋をつけてきたところであります。

そのほか公約といたしまして掲げました中では、昨年11月には仙台圏との交流促進を図るための仙台寒河江会というものを設置をしていただきました。また、高齢者の元気づくりのために市内全域でふれあいサロンを開催することができたところであります。さらに、農産物ブランド化に向けたトップセールス、そして、先ほど新宮議員からもお話ありましたけれども、地域座談会の開催と、それから地域担当制の導入ということを実施してきたところであります。実施に当たりましては、私並びに市職員の努力もさることながら、多くの市民の皆さんのお声をお聞きするとともに市民の皆さんの力をおかりして、努力して実施にこぎつけたというふうに思っております。おおむね実現が図られたということが一つ大きな成果ではないかというふうに思っているところであります。

中でも未就学児の医療費無料化につきましては、若い子育て世代を支援して子供の健やかな成長を図るためには大変重要な施策であります。真っ先に取り組みさせていただきました。しかしながら、医療費無料化への対象年齢の拡大という声も大変多く寄せられているわけでありまして、今後の財政上、勘案する必要がありますが、医療費無料化の拡大の実現は大変大きな今後の課題だというふう

に考えているところであります。

また、地域座談会におきまして地域住民の方々より市政運営に関する要望のほか、道路整備あるいは側溝整備など要望が多数寄せられたところでもあります。その整備・改修につきましては、緊急性や重要性を勘案し優先順位をつけて実施してきたところではありますが、しかしながら、その実施時期につきましては市民の皆さん大変大きな関心を寄せているところでもあり、その声にこたえていくためにも、市政の透明化というものを一層図っていかなければなりません。そのための明確でわかりやすい基準というものをつくって進めていく必要があるというふうに考えております。早急な基準策定というものも課題の一つではないかというふうに考えております。

また、御案内のとおり市では多様な、さまざまな事業が展開されているところでありますけれども、しかしながらその実施している多くの事業について、その事業を実施しての成果を検証するということがこれまで不足してきたのではないかというふうに考えております。限られた予算で最大の効果を発揮するというのは自治運営の基本原則であります。今後の課題として、新たな事業において最大の効果を発揮するために、完了した事業の成果を検証し、次に生かしていくということをしていかなければならないというふうに考えております。その仕組みづくりというものを検討していきたいというふうに考えているところであります。

この1年間に開催いたしました地域座談会におきましては、市民の皆さんの声をお聞きをして、それを市政に反映させていくというのは第一義的な目的であります。またもう一つは、市民の市政参画への機運の醸成ということも目的の一つであります。これは、あの市政運営の方針の中でも述べさせていただきましたが、市民の皆さんの知恵や力をいかに結集して市政につなげていくかというのは大きな課題であります。そのことが寒河江市の発展の大きなかぎになるものというふうに私は考えております。そのために、市民の意識、さまざまな意欲的な意識というものを醸成を図って、市民の皆さんと行政が一体となって新しい寒河江を創造していくということが、やはり大きい一番の課題ではないかというふうに考えています。

来年度、振興計画の見直しを予定しておりますので、その策定過程の中で大いに議論を深めて、その実現に向かって最大限努力してまいりたい所存であります。今後とも新宮議員初め議員各位にはさらなる御支援、御協力を賜りますようお願い申しあげる次第であります。

次に、道路行政についての御質問であります。

市道仲田内ノ袋線についての御質問であります。この道路は市の都市計画道路山西米沢線として、一般国道287号から主要地方道天童大江線、一般国道458号などの幹線道路間を結んで最上川ふるさと公園や、隣接するスマートインターチェンジを利用する交通や、大江町、それから朝日町方面からのアクセス道路としての幹線道路となっているわけであります。また、先ほど来お話がありましたとおり、沿道には寒河江中央工業団地や市立病院、陵南中学校、大型スーパーなどが立地をして、輸送トラックや自家用車等が市内外から集中いたします。歩行者の安全確保の観点から、自転車歩行者道の設置というものが大きな課題として上がってきているわけであります。現在、寒河江市の都市計画道路の整備といたしましては、木の下土地区画整理事業地内から市役所前通りの主要地方道寒河江村山線を結ぶルートとなります都市計画道路下釜山岸線の整備、それから柴橋日田線の整備については県施行で行っていただいているところであります。山西米沢線については、これまで市としても、平成8年から道路の未整備区間の側溝整備や蓋掛けによります歩行者の通路確保など

の安全対策を継続的に施工して、平成16年度に全区間を完了しているところであります。さらには、狭小区間でありました塩水地区の中川橋の区間についても平成20年度に歩道橋の整備を行うとともに、冬期間の除雪作業につきましても歩行者の通路確保について積極的に取り組んでおり、できるだけ通学生の安全確保に努めてきたところであります。

しかしながら、御案内のように市としてはこれまでこの都市計画道路の整備については山形県に対し一般県道中山三郷寒河江線の代替路線として整備の要望を行ってきたところでありますが、県の財政事情などもあって長年要望の実現が図られなかったということでもあります。しかしながら近年、先ほど来お話にありましたとおり、商業施設の進出でありますとか周辺地帯の整備によって一層交通量が増大しております。安全・安心の観点から、これは寒河江市において積極的に整備をしていかなければならない重要路線としての認識を私どもは持っているところであります。こうしたことから、県への要望につきましては、別ルートとして都市計画道路落衣島線の一部で一般国道458号平塩地内から中央工業団地を経由して主要地方道寒河江西川線洲崎地内へ至る道路、特に平塩橋の架け替えについてはぜひ県道として整備していただくようお願いをしているところであります。先般、吉村知事が平塩橋の現地を視察していただきまして、市と、それから平塩地区民の方々と一緒にその整備について直接要望をさせていただいたところであります。また、先ほど来話がありますけれども、この山西米沢線については地域座談会の中でも各地域の方々より整備や安全対策についての要望をいただいているところであります。また、新清・公明クラブの皆さんの方からの要望もあるわけであります。そういったことから当面の対策としては、来年度において歩行者通路をより明確にするグリーンベルトの設置などを実施して、引き続き交通安全対策を図ってまいりたいというふうに考えておりますし、なるべく早い年度に寒河江市の実施計画に組み入れながら、測量等の調査を実施し、整備が図られるように努力してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 新宮議員。

新宮征一議員 ただいま、第1問に対して市長から御丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。まずもってお礼を申し上げます。

前段の、いわゆる1年間を総括してということでお尋ねをさせていただきましたが、先ほど市長の答弁にもありましたように、大まかの市長が掲げた約束に対してはこれまでやってこられたということで、自信のほどもうかがえたところであります。本当にこの間の御努力というのは、先ほども申しあげましたけれども、大変な努力の積み重ねであったろうかなというように感じたところがあります。

地域座談会とそれから地域担当制、この二つについて若干2問でお尋ねしたいと思います。

まず地域座談会でありますけれども、先ほどの御答弁の中にもありましたように、いろんな角度から市民の声を市長の方では吸収されただろうというように理解できます。ただ、その中でも、必ずしもその場で即答できるものばかりではなかったのかなと。結局持ち帰って検討する必要があるもの、あるいはそれなりの協議機関との協議なども要するものが多少あったのではないかなというように考えるところであります。したがって、その座談会においてそれぞれの地域から出てきた課題、問題、あるいは要望等に対して、今後やはり同じ地域をもう一度回って、それらの検討結果あるいは協議結果について報告されるような考えがあたりなのかどうか。新年度の施政の要旨では、新たに各種団体との座談会も実施してまいりたいというようなこともありましたけれども、今よく言われている説明責任ですか。その地域で出された要望というのは、やっぱりその地域の人は大きな関心を持っておられると思うんですね。そういう意味からも、先ほど申しあげましたように、それらの報告を含めてさらにこの地域座談会を継続されるのかどうか第1点であります。やっぱり説明をしてもらうことを望んでいると思うんです。したがってその辺を市長が、別の方法でそれらの結果を知らしめるということもこれあるかと思えますけれども、まずこの件についてお伺いしたいと思います。

実は、最近なんですけれども、私の親しい友人からなんですが、市長がもう各地区を回って市民の生の声をじかに聞いている。したがって、おまえら議員要らないんじゃないか、などというような冗談めいた話を聞きました。しかし、私はそれはジョークとしてそのまま流せばそれでもいいんですけれども、若干ショッキングな言葉に受けとめたことも事実なんですね。ただ、我々議員というのは、先ほど市長からもありました、地域座談会で出てくるのは側溝とかそういったものの整備など、いわゆるインフラ整備の問題もかなり多いのではないかなと思います。我々議員もそうした地域で抱える問題、課題等も行政の方に伝えながら、それらの整備に向けて力を入れてきたことも大きな議員の仕事の一つでもありました。しかし、もう一度じっくり考えてみますと、議会とは、いわゆる議会としての独自の機能を持つてるわけです。議決権を持つてるわけです。地域の、自分の身の回りの整備もさることながら、寒河江市の将来を見据えた全体的な寒河江市のまちづくりに向けて行政と一体となってやるのが我々議員の本来の使命ではないかな、そんなふう感じたところであります。

市長のこの議会の位置づけ、そして行政と議会との関係というものをどのように御認識なされておられるのか、この際ですからお聞きをしておきたいと思えます。

この件に絡んでなんですが、我々議員もある意味では市民の代表であって、市民の声を背にしよ

っていつも活動しているわけなんです。したがって、この議場でも一般質問や何かでいるんな議員からさまざまな問題を提起し、あるいはその見解をただしてきているわけでありましてけれども、やっぱりこの一般質問の答弁の中でも当然ながらこの場で即答できない問題は多々あったらうというふうに思います。当然、検討してみる、あるいは協議してみる、そういうふうなものに対してこれまでこの議会では余りやってこなかったんですけども、今議会の方でも議会活性化検討委員会を立ち上げて、やっぱり今こそ議会の活動そのものをもっともっと市民に知っていただくために活性化を進めていかなければならないということで今取り組んでいる、取り組んだところであります。したがって、この議場での一般質問等に対する市長のいわゆるグレーゾーンの答弁に関しては、全協とか、あるいは議員懇談会とか、そういうところで御説明をいただければ、質問者のみならず議員全員が関心を持っているわけですから、そういうふうにしていただければ我々の立場からしてはありがたいというふうに思いますけれども、その辺に関して市長の御見解を承っておきたいと思います。

次に地域担当制でありますけれども、当初、この地域担当制というのはいわゆる寒河江市全体に、西根地区とか、あるいは白岩地区、南部地区といったようにそれぞれの地域に担当制をしかれるのかなと、そのように私は理解しておりました。しかしやっぱり一気にそれはできない。できないというか、ということでまずは今年度は幸生、田代の両地区に担当職員を配置してやってこられたわけですが、この地域担当制をとってのどのような成果があったのか、まずお聞かせいただきたいと思います。と同時に、これを今後全市的に拡大していくつもりがおありなのかどうか。その二つについてお尋ねをしたいと思います。

次に、通告2番の道路行政についてであります。市長からは大変前向きな、私が意図する部分をお酌み取りいただいて御答弁をいただきまして、本当にほっとしております。

やっぱり市で抱える課題を人に頼っておったんではなかなかできない。実はこれ平成17年か18年だったと思うんですが、西村山議長会で県庁に参りました。先ほども1問でも申しあげましたけれども、いわゆる県の方にその要望を出して、説明をしました。ところが、当時の担当部長から返ってきた言葉は、けんもほろろに「寒河江市で金がないから県でやってくれとは、それは寒河江さん、余りにも虫がよ過ぎるんじゃないですか」と、もうこちらから次の言葉は出ないような回答でありました。これがいわゆる現実であって、そんなことできるはずがない、あの時点でもうそれが最後通告かなというようにも受けとめたところでありましたけれども、今、市長がかわられてこの問題を直視して、寒河江市独自で今後積極的に取り組んでまいりたいということでありますので、確かにいろんな事業が今展開されている中で大変な状況は十分わかりますけれども、もちろん下釜山岸線なんていうのは、今のあのほなみ団地のあそこの整備と絡めて寒河江市の最も大きな事業であると思います。これらの予算を削ってまでとは言いませんけれども、これはこれとして進めていってほしいし、と同時に、どこからか何とか工面して、まずは先ほど私が申しあげたこの病院前の、いわゆる都市計画道路の改良に何とか一日も早く着手をしていただきたい。事業に着手をしていただきたいということ。今、市長の方からはできるだけ早く実施計画にものせてというふうな話がありましたのでそれを確信しておりますけれども、さらに私からお願いを申しあげまして私の第2問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 それでは私の方からお答えをしたいというふうに思います。

地域座談会についての御質問、何点かありましたが、基本的には、地域座談会の中でその場で答えできる場所はその場でももちろんお答えしますが、やっぱり持ち帰って検討しなければならない、あるいは結果が出るまで少し時間の要する問題もあろうかと思っておりますので、それは持ち帰って検討した上で、その結果について各座談会ごとに各町内会長さんの方に文書でお答えをさせていただいております。できるだけ早く回答を、お答えするにはしているわけですが、いろいろ検討時間もあって、検討期間もあって一月、二月かかる場合もありますが、できるだけ早目に文書でお答えをしているところであります。もちろんできる場合はこういう形でできる、あるいはできない場合はちょっとできないということでお答えを、今の市の対応状況についてお答えをしているところであります。

ただ、それぞれの座談会でどういう意見が出たのかということについて、ほかの地域の方々も大変関心があるということも座談会の中で話をいただきまして、ぜひその地域座談会での意見の内容あるいは市の対応状況などについて何らかの形で市民の皆さんに知らせてほしいという声も多数いただきましたので、市報、さらには分量が多い場合はホームページなどで、どういう場所ではどういう御意見が出た、それに対して市の方はどういう考えでいるかということについてはお示しをして、多くの市民にその座談会の内容あるいは抱えている課題などについてお知らせをしていきたいというふうに考えているところであります。

それから、議会の役割、立場ということがお話ありましたけれども、私は座談会を通していろんな市民の方とお会いしてるわけですが、4万3,000人の皆さん全員とお話ししてるわけでももちろんありません。44回させていただきましたが、実際来られて発言をされる方というのはその中の一部であります。そういった意味で、声が聞こえ、とまではいきませんが多くの市民の皆さんの声を反映させていくというのも議員の皆さんの大きな役割、それを市政に反映させていただくというのも議員の皆さんの隅々とした日常的な議会活動の中から地域の声を反映させるということが一つの大きな役割でありましょうし、さらに、新宮議員御指摘のように寒河江市の将来をどうしていくかという大きな課題について、議会、それから執行部一丸となって取り組んでいくという意味での議会の役割というのは大変重要かというふうに思います。そういった意味でやっぱり議会と執行部は両輪だということになるかと思っておりますので、これからいろんな改革についても取り組んでいかれるということですので、さらに一層そういった活動に御期待を申しあげ、一緒になって寒河江の未来をつくっていく活動を展開できればというふうに思っているところであります。

それから地域担当制については、基本的に、就任以来、田代、幸生地区に職員それぞれ4名を派遣をして、地域づくりの協議会を立ち上げていただいて、地区民の皆さん総参加のもとに地域づくりの計画をつくっていただきました。計画の内容もさることながら、地域の皆さんが一緒になってその地域、地域を将来どうしていくかということを考えていただく、考えていく過程がやっぱり大事だったというふうに思います。来年度からその計画に基づいて3カ年間の実行に移すという段階になるわけですので、それをほかの地域にも拡大していくのかどうかということについてはその成果を見ながら検証して、まさに検証してどうしていくかということを決めていきたいという

ふうに思います。というのは、もちろん地域担当制というのは寒河江市だけが初めて取り組んでいる制度ではありません。ほかの自治体でも取り組まれているところがあります。ただ、実績を見ますと、なかなかうまく機能していないところが多く聞こえてくるわけであります。ですから、寒河江市ではそういうせっかくの制度でありますから、ぜひ有効に機能して成果を上げていくように、まず田代、幸生での取り組みを優先して進めていきたいというふうに考えているところであります。

それから、山西米沢線についてはできる限り、御案内のとおり財政状況大変厳しいわけでありませうけれども、その中でもできるだけ早く取り組まれるように努力していかねばならないというふうに認識しているところであります。

高橋勝文議長 新宮議員。

新宮征一議員 2問に対する御答弁もいただきました。

地域座談会の、いわゆる持ち帰っての課題等については町会長に直接文書でもって回答をなされていると。非常に、これまでにないような画期的な市長の取り組みだな、というように思います。そしてまた地域担当制についても、やっぱりこれは寒河江市独自というか寒河江市だけのものではなくて、いろんなところでやってこられた経過もあります。県の方でなんかもやられてこられた経緯がありますけれども、今の市長の考えとしては、3年間をかけて検証してみて、それで効果的なものであれば全市的に拡大していくという御答弁でありましたので、ぜひその方向で、しっかりと検証をしていただいて取り組みをやっていただきたいということをお願いを申し上げます。

ただ、もう1点なんですが、2問でお尋ねしたいいわゆる議会での質問等に対するの全協とか議員懇談会などでの報告といいますか、結果についてのことは、これちょっと難しいものなんでしょうかね。この際ですから、議会の活性化とも絡めた中で何とかお願いしたいというのが気持ちなんです。その辺、1点だけお聞かせいただきたいと思います。

あと道路整備については、再度市長の方からできるだけ早く積極的に取り組んでまいりたいというように本当にありがたい御答弁をいただきましたので、今後ともよろしくをお願いを申し上げます。

ただ1点だけ、先ほどのことに市長の御見解を承りまして、私の質問をこれで終わります。ありがとうございました。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 答弁漏れで大変失礼をいたしました。

議会の中で、執行部の方で検討する、あるいは今後の課題だという問題などについて、その後の検討結果などについて議会、議員の皆さんに何らかの形で説明をしていく、報告をしていくということは、先ほど来申し上げておりますとおり、議会と執行部の情報を共有しながら一緒の目的に向かって検討していく、進めていくという意味では大変重要なことだというふうに思います。そういったことで、できる限りそういう機会をとらえて我々の方としても説明をしていくということに努めていきたいというふうに思いますし、一般質問等で御質問いただいていくのであればそれにお答えをする、あるいは要請があって我々の方でお答えすると、いろんな機会を通じてですね。そういう形で進めて、できる限り我々の、行政の取り組み状況についても議会の皆さんに御理解をいただいて、そして目的に向かって進んでいただければというふうに思っておりますので、よろしく御理解を賜りたい。

佐藤 毅議員の質問

高橋勝文議長 通告番号3番について、10番佐藤 毅議員。

〔10番 佐藤 毅議員 登壇〕

佐藤 毅議員 おはようございます。

私は新清・公明クラブの一員として、通告している市所有の公共物整備計画について質問いたします。市長の答弁、よろしくをお願いします。

「災害は忘れたころにやってくる」ということわざがあります。国の地震調査委員会は、平成14年5月、山形盆地断層帯の評価を発表しました。この断層帯は本市を中心に、北は河北町、村山市、大石田町、そして南の方は中山町、山辺町、山形市、上山市までの4市4町にまたがり、約60キロメートルにわたって七つの断層から構成されていること。また、この断層帯全体が活動した場合、マグニチュード7.8程度、阪神淡路のマグニチュードは7.3、7.8程度の地震が発生する可能性があること。そして今後30年間の間に地震が発生する確率はゼロ%から7%で、これまで調査した全国の活断層の中では高いグループに属すると位置づけされており、阪神淡路大震災より強い地震と言われていることは周知のとおりであります。地震の種類は、プレート境界型と内陸直下型の2種類があるようです。本市を走る活断層については内陸直下型に類するものであり、阪神淡路大震災と同じ種類のものであるようです。阪神淡路大震災は平成7年1月に発生し、死者6,434人と約24万棟に及ぶ家屋の倒壊があり、大災害として記憶に新しいものであります。その後も新潟中越地震、石川県能登半島地震、そして岩手・宮城内陸地震などいずれも内陸直下型の地震であります。またハイチの地震、そしてチリ地震など非常に地震の発生が多いようでもあります。

今、地震対策については緊急地震速報として気象庁から発せられるようになりましたが、そもそも緊急地震速報は予知や予報と違い、実際に地震の揺れが観測されたときに発せられるものであります。地震の揺れには2種類があり、まず最初に初期微動と呼ばれる小さな縦揺れ、P波が起こり、おくれて主要動と呼ばれる大きな横揺れ、S波がやってくる。この二つの揺れが到達するまでの時間差を利用し、最初の揺れが検知された段階で次の大きな揺れが来ることを予測し知らせることが緊急地震速報で、地震が発生し、震源近くの観測所が最初の揺れを観測したら、その観測データをもとに震源や地震の規模を推定して気象庁が速報を出すと言われております。去る2月27日、沖縄で起きた震度5弱のプレート境界型地震の緊急地震速報は、3秒間の時間差がありました、と報道されました。しかし、内陸直下型地震ではP波とS波の間隔が非常に短いと言われております。市役所は毎年避難訓練を実施しておりますが、4階から避難するのに何秒かかるのか心配しているところであります。

今、山形盆地断層帯の評価を発表されてからはや8年が経過いたしました。あと残すところ約20年と短い年月となりました。いち早く地震対策を講じる必要があると考えます。

以上のことを踏まえ、平成20年に作成した寒河江市建築物耐震改修促進計画では、市役所庁舎を初め118の市有公共物の建物があるとされております。そのうち46棟の建物が耐震診断未了となっております。いち早く耐震診断をし、耐震対策をする必要があると考えます。

市有公共物の建築年次をひもとくと、昭和41年に市民サービスセンターとして完成した市役所庁

舎、当時の建設費約2億5,800万円。その年の一般会計総額が5億2,000万円と、一般会計の約半分の建設費がかかったようであります。市有公共物では一番古く、築44年を経過しております。建築物の耐用年数は、鉄筋コンクリートの場合は約50年と聞いておりますが、そろそろ建てかえる計画が必要と考えられます。そして、この庁舎では市長初め職員170名程度が働いております。もし倒壊したらと思うと、大変心配しているところであります。

市役所は市民の役に立つところとも言われております。市民、職員が安心して働けるように、安全な施設として整備を図る必要があります。また、市役所は耐震補強がなかなか難しい構造になっているようです。内陸直下型地震は起こらないようにと祈っておりますが、いつ来るかわからない地震であります。そこで、庁舎並びに市有公共物の耐震対策について建物ごとの耐震計画を立て、安全・安心なまちづくりをしていることを市民にも周知すべきと考えます。市長の考えをお聞きいたします。

次に、子育て支援対策について質問いたします。

子育て支援としてはこれまでいろいろ実施しておりますが、22年度市政方針で、新たな国の施策である子ども手当支給や中学校給食実施に向けた準備など、いろいろ実施していくとあります。そして、次世代育成支援行動計画「子どもすこやかプラン」の後期計画を策定し、子育て支援をより一層推進するため、「子育て支援室」を「子育て推進課」として、安心して子供を産み育てられる環境を実現するため体制を整え、積極的な事業展開を進めるとあります。市内の親御さんたちは大変期待することと考え、敬意を表します。就学前の子供を持つ保護者は、就学までの間、保育所や幼稚園で過ごさせております。しかし、低年齢児を持つ保護者が希望する保育所に入ることができない状況になっていることは事実であります。このことは、保育所の低年齢児定数枠が少ないからと聞いております。これまで入所希望者が多くて受け入れできなかった保育所はどこどこであったか。また、その対策として増築、定数枠拡大など考えられますが、対応はどうしたのかお聞きします。

民間の認可外保育所を認可保育所として整備助成を考えておりますが、認可外保育所と認可保育所との違いについてお聞きし、第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 佐藤議員から、地震対策と子育て支援ということで御質問をいただきましたので、順次お答えをしたいというふうに思います。

庁舎並びに市有施設の建物等の耐震計画を立てて安全・安心なまちづくりをしていることを市民の皆さんにも周知すべきではないかというような御質問かと思いますが、市庁舎並びに市有施設の耐震化については、御案内のとおり平成20年の12月に策定をいたしました「寒河江市建築物耐震改修促進計画」というのがあるわけでありますが、その中で、平成19年の2月に設立をした検討委員会で検討して、その中で防災上重要な施設等の緊急性、また、児童、生徒や市民の安全性を優先にして年次計画により耐震診断及び耐震改修を推進していくということにしているわけであります。そのようなことから、寒河江市におきましては、地震防災対策特別措置法により耐震診断が義務づけられることになっているわけでありますので、特に災害時の避難場所となります小中学校の施設の耐震化を最優先に進めているところであります。平成22年度に中部小学校ほか4校の耐震診断を実施をして、それを受けまして23年度、24年度に耐震改修を実施することによって、小中学校施設については耐震化を完了していくという予定になっているところであります。

それ以外の市有施設につきましてもできるだけ早急に対応していかねばならないというふうになるわけでありますけれども、今のところ学校施設の耐震化終了年度の平成24年度から耐震診断に着手をするということにしております。保育所や市民体育館、市民文化会館など16施設の耐震診断を実施していくということになるかと思っております。その耐震診断の結果を受けて、施設整備の緊急性、耐震改修等の経済的効率性、さらには市民の安全性なども十分勘案しながら耐震改修の実施計画を策定いたしまして、総合的かつ計画的に耐震改修を実施していくという予定にしているところであります。現時点では、ただいま申しあげましたとおり16施設の耐震診断が終了していないという状況でありますので、どの施設が耐震改修を要する施設なのかということはまだ不明であります。そういった観点から、施設ごとの耐震改修実施計画を策定するということはできません。今後耐震診断を実施し、耐震改修実施計画を策定した段階で、市民の皆さんにも早急に情報を提供していかねばならないというふうに考えているところであります。

なお、市庁舎については、御案内のとおり耐震診断を行って耐震改修の必要ありという診断結果が出ているわけでありますけれども、耐震改修を実施をするのか、また新庁舎を建設していくのかということについては、現時点でまだ結論を出しているわけではもちろんありません。ありませんが、議員の御心配のような状況にあるわけでありますので、平成22年度に、耐震改修をした場合の概算の額というものを積算を実施をしていきたいというふうに考えております。その結果をもとに検討会なるものを立ち上げまして、もちろん市民の皆さんからもいろいろ御意見をちょうだいしながら、情報を公開しながら、どういう方向でいくべきなのかについて結論を出していかねばならないというふうに考えているところであります。

市有施設の耐震化を初めとした安全・安心なまちづくり、議員御指摘のとおり大変重要な課題であるというふうに認識しておりますので、今後、財政状況も勘案しながらではありますけれども、できるだけ早目に、そして計画的に取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

次に、子育て支援について何点かお尋ねでありますので、順次お答えを申しあげたいというふう

に思います。

初めに、来年度の保育所の入所の状況について申し上げますと、全体で定員は630名であります。当初、731名の方から入所希望がありました。ここ数年の傾向として、少子化の影響で、4歳、5歳児の皆さんの入所希望者は減少しているわけではありますが、共稼ぎ世帯の増加などにより3歳未満児の申込者が増加しているという傾向にあります。急増しているという傾向にあります。そのため、第1志望とする保育所への入所ができない児童の方というのはほとんどの場合3歳未満、しかも母親の方が求職中の方というふうな状況であります。こうしたその保育に対するニーズにこたえていくために、これまでもなか保育所やしね保育所の事務室の一部を保育室に改修し、3歳未満児の受け入れの対応を実施してきたわけではありますが、このたびも補正予算にたかまつ保育所の施設設備経費を計上させていただきました。このような対応をすることにより、平成22年度当初内定児童数は、今年度の入所児童より34名増の685名としているところであります。そのうち入所希望が増加しておりますいわゆる3歳未満の低年齢児の方につきましては24名増という形でしているところであります。就学前の4歳児、5歳児の方につきましてはすべて希望どおり保育所に入所できるよう対応しているところでありますけれども、低年齢児については入所希望どおりには受け入れできてない状況であります。御質問の、受け入れできなかった保育所はどこかという御質問でありますけれども、3歳以上のみを受け入れをしているなか保育所みいずみ分園を除いてすべての保育所がそういう状況になっているということでもあります。

問題はこれからの対策ということになるかと思いますが、3歳未満児の保育需要は、今後とも増加が見込まれるわけありますので、市政運営方針の中でも申しあげましたように、寒河江市の初めてとなる民間の認可保育所に向けた整備というものを支援することにしております。2カ所の民間施設の方で希望があるわけありますので、その2カ所の保育所はいずれも3歳未満児を対象として、二つ合わせて定員が66名というふうになっております。内訳としてはゼロ歳児22名、1歳児22名、2歳児22名ということであります。整備がされれば定員の枠の拡大が見込まれますので、御質問のような保育所の増築というものについては、その状況を見ながら、今後の対応というふうを考えているところであります。

それから、認可外保育所と認可保育所の違いはどうかということでもありますけれども、一番の大きな違いは、認可保育所は市が保育所の設置の有無を決定し県知事の許可を得て設置をするということになりますが、認可外保育所は設置を希望する私人が県知事へ届け出をすればよいというふうにされている点かと思います。また、どちらの施設も国の設置基準があるわけありますが、大きな違いの一つとしては職員の配置基準に違いがあります。認可保育所は職員配置基準の保育士すべてが資格を有するというふうになっておりますが、認可外保育所は職員配置基準のおおむね3分の1以上の者が有資格者であればいいというふうになっているわけでもあります。さらに施設の面でいいますと、両施設とも調理室の設置義務はあるわけありますけれども、認可保育所は施設内調理の給食の提供が必須となっております。認可外保育所はその制約はないというふうになっているのが大きな違いというふうになるかと思います。

以上であります。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤 毅議員 懇切丁寧な答弁、ありがとうございました。

それで、地震対策について第2問とさせていただきます。

なかなか財政難で大変でしょうけれども、若干申しあげます。

私の身内は西宮に住んでおります。15年前の早朝に発生した阪神淡路大震災の体験の話をよくします。家はさほど被害がなかったけれども、家の中にあったピアノは家じゅう転がり、そしてテレビや食器棚が倒れ、食器類が一面に散らばったと。足の踏み場もない状態となって、よく無事でおられたと、こういう話を会うたびにします。この経験から、家財道具の固定が一番大切と思って私もようやく取り組んでいるところでありますけれども、庁舎を見ますと、キャビネットや書庫、その他あらゆるものが窓際とか壁際とかにあります。非常に、地震が来た場合、倒れる前にその書庫、キャビネットが散乱するんじゃないかと、避難する場所がなくなるんじゃないかなと、そんなふうに心配いたしております。

平成16年に市民全戸に配布した「わが家の防災ハンドブック」、これがいろいろ項目ごとに書かれております。一つには「地震対策をしよう」、「家族防災会議を開こう!」とか、「地震だ!そのときどうする!?家の中の場合」、それから防災チェックポイントには地震に対する日ごろの構えということで地震が発生したときの心得、それから「自主防災組織のススメ」では「地域で考えよう 行動しよう 広げよう 協力の輪!」など懇切丁寧なハンドブックになっております。大変参考になっております。また、このハンドブックには避難所一覧ということで明示されております。「身近な公民館などの場所を確認しておきましょう」と懇切丁寧になっております。しかし、この避難所一覧には市内の小中学校、保育所、地区公民館、高等学校、文化センター、老人福祉センターなど建物の施設が29あります。先ほど1問でお聞きしましたけれども耐震診断は24年以降となっておりますけれども、できるだけ早急に耐震診断をしていただいて、この避難所は倒壊しないと、こんなふうな確信を持てるような避難所にしていただきたいと、こんなふうに考えております。財政難で大変でしょうけれども、ひとつ、早急な対応をできるかできないか、前倒してやっていただきたいと、こんなふうに考えて2問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 最初に、庁舎内にキャビネットとかいろいろあって、それが地震のときに散乱をして、被害も拡大をするということでもあります。そういった状況、やはり我々としては、建物の整備もさることながら、中のそういった備品類についてもやっぱり地震に備えていかなければならないというふうに考えているところであります。キャビネット等の固定化につきましても順次取り組んでいかなければならないというふうに思っているところであります。当面の対策ということで、その整備ができるまでの間ということですかね、それまでの間には常に、キャビネットだけでなく上に物を置かないとか整理をしていく。そしていざというときに常日ごろから備えていくということが大事だろうというふうに思いますので、そういった職員の意識についてもやっぱり日ごろから徹底をしていくということが大事だろうというふうに思っているところであります。いざというときに備えていくことはあしたからでもしていかなければならないというふうに思っているところであります。

次、退避所として指定された29の施設の耐震度合いでありますけれども、先ほども若干申しあげましたけれども、寒河江高等学校などの県有施設がこの29の中に3施設含まれています。県が平成20年4月に策定した耐震改修実施計画によりますと、寒河江高校の一部施設の耐震改修が必要であること、そして寒河江工業高校と寒河江高校の農業校舎については応急の補強が予定されているということでもあります。また、市有施設、26施設あるわけでありまして、差し引きますと、小中学校14校が含まれるわけでありまして、1問でもお答えしましたとおり小中学校については24年度までに耐震改修を終了するというところであります。残りの12施設のうち耐震改修の必要のない西部地区公民館を除いた11施設、6保育所、南部地区公民館、柴橋地区公民館、文化センター、市民体育館、老人福祉センターについては耐震診断を実施して、必要があれば耐震改修をしていくということになるわけでありまして、先ほど来申しあげているとおり、できるだけ早くそういう整備をしていく必要があるというふうに思っているところであります。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤 毅議員 ありがとうございました。

22年度に市有施設整備基金が設置されます。それで先ほど、22年度にこの庁舎の耐震補強をするための見積もりをとってみると、こういうことでありましたけれども、できるならこの基金を早急に使っていただいて庁舎の改築計画の方に向けていただければ、市民も、またここにいる職員の方々、命あってのものであります。ひとつ早急な検討をお願いしたいと思います。

それから、自主防災組織の組織拡大もさることながら、避難場所について明示してありますこの防災マップでありますけれども、そこまで行くのには大変遠い住民もいると思います。そういうことで、第1次避難場所というか、そういう地域における自主防災組織とよく打ち合わせをしていただいて、1次避難場所、こういうものを考えていただければ非常に助かるんじゃないかと。そして、これまで私たち会派の視察、それから常任委員会の視察等で行きますと、いろんな市町村で避難場所の表示がされております。その避難場所の表示も統一した表示看板であれば非常に助かるのではないかと。自主防災組織で勝手につくってしまえばばらばらになってしまうんじゃないかと。そんなところで、ひとつ避難場所の表示看板をぜひ実施していただきたいと、こんなふうに考えます。

それから地震に対するハザードマップ、この作成も県内でも作成しているところもありますけれども、寒河江ではまだないようです。ひとつこのマップ、洪水に対するハザードマップは作成して配布されておりますけれども、洪水は瞬時に起きませんので、逃げる場所というか、そこには住民が考えて逃げると思うんですけれども、地震の場合は瞬時に起きてきます。非常に迅速に対応しなければならぬ問題であります。ひとつハザードマップの作成もあわせて、できるだけ早く作成して配布していただきますようお願いしまして3問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 まず、市有施設整備基金について御質問がありました。市有施設整備基金については、市有施設の耐震改修が必要になってくる、さらには老朽化した市営住宅の建てかえなどが必要になってきているという状況を踏まえて、その財源に充てるための基金を造成するということができるのもお話し申しあげたかと思いますが、この市庁舎については先ほど述べましたとおり今後どうしていくかということもあります。そういうことであれば、その基金についてはさらにやっぱり充実をしていかなければ、その基金の活用ということもなかなかできないということになりましょうから、その点を、この市役所庁舎のあり方を十分検討していきながら基金の活用というものも図っていかなければならないというふうに考えているところであります。御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、避難場所の表示看板の設置ということでもありますけれども、市内におきます災害時の避難場所と収容避難所というのは地域防災計画に定めているわけでありまして。学校のグラウンドや公園などの屋外の避難場所は45カ所、そして学校や保育所等の屋内の収容避難場所というのは30カ所あるわけですね。施設数でいえば合わせて49カ所というふうになるわけでもありますけれども、過去に既に全戸に配布しております防災ハンドマップ、今お持ちかと思いますが、それから市のホームページで各避難場所を掲載して周知をしているところであります。大半のところは市民の皆さんにとっても非常にわかりやすいところになっているのではないかとこのように思います。避難所への看板、誘導看板ということでもありますけれども、有事の際にその表示、避難所がどこかとわかる表示は大変重要だというふうに思います。今後、その設置についてやっぱり検討していく必要があるというふうに我々は思っております。

それから地震防災マップでありますけれども、地震が発生した、地震の対応のみの、その避難経路等を示した防災マップというのはなかなか国内、全国でもほとんど作成されていないというのが現実であります。地震が発生した場合の被害の予測というのは可能であります。被害の予測というのは可能であります、避難経路を地図上に示すというのは、洪水とか土砂災害のように予測をできますと、前兆等で予測をできますと、予測に基づく段階的な対応というのができるわけでもありますけれども、地震の場合はそれが不可能だと。どこでいつ起きるかわからないというわけでもありますね。それから、被害の状況がその箇所ごと、場所によって異なるという場合が想定されますので、地震発生のみを対象にした避難の防災マップというのはなかなか全国的にもつくられてない状況になっているというふうに聞いております。寒河江市の地震防災マップの作成ということについては、県が既に作成した地震ハザードマップ、これは震度のみを示したマップであります。そういった他の自治体でのマップなども十分参考にしながら、その作成については検討していく必要があるというふうに思っているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤 毅議員 大変ありがとうございました。

最後に、ひとつ市庁舎を早急に安全な建物だということにさせていただきたいと。先ほど申しあげましたけれども、多くの市民、職員が働いております。市民も安心して市役所に来られるように、

ひとつ対応をお願い申しあげまして質問を終わります。

ありがとうございました。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩とします。

再開は11時15分といたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時15分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石山 忠議員の質問

高橋勝文議長 通告番号4番、5番について、3番石山 忠議員。

〔3番 石山 忠議員 登壇〕

石山 忠議員 佐藤市長は、平成22年度市政運営の要旨の施策の大要として五つの寒河江のまちづくりを掲げられ、その中で子供からお年寄りまでみんなが安全・安心に暮らせる「安心のまちづくり」に取り組みられるとし、社会環境の変化により少子高齢化、核家族化が進み、働き方の多様化や共働き世帯の増加による多様化したニーズに合ったサービスの提供を図り、また、高齢者が住みなれた地域で尊厳を持ちながらいつまでも自分らしく健康長寿で暮らせる環境整備に努めるとしています。そこで、新政クラブの一員として市民が大きな関心を寄せているテーマである命と健康、福祉の未来への取り組みについて、以下通告に従ってお伺いいたします。

通告番号4番、寒河江市立病院経営改善業務の中間報告についてお伺いいたします。

少子高齢化が急速に進む中、健康はすべての人の願いであり、生きがいを持ち、生涯を安心して暮らせる高福祉社会の形成が求められております。市立病院の役割として、地域医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関との連携を図りながら市民の健康維持・増進を図る使命を持ち、地域医療の中核を担う病院として良質で高度な医療を提供するとともに、市民に親しまれる病院として医療体制の充実とサービスの拡充が常に期待されています。

平成20年度の病院事業の決算から病院の状況を見ますと、病棟等改修工事の実施、上部消化管汎用医療スコープや抗がん剤調製用安全キャビネットの購入及び超音波診断装置等の更新、携帯型自動血圧計等の購入等による医療設備の充実や、総合系医療情報システムの導入を図るなど経営の効率化に努め、6診療科で11名の常勤医師、19名の派遣医師体制で125床の病床数で運営していますが、入院・外来患者数の減少に歯どめがかからず、医業収益はさらに厳しいものとなっています。市立病院の健全経営を目指して院内会議、経営改善委員会、診療報酬検討委員会などの対策会議を定期的で開催するほか多くの対策に取り組むなどさまざまな努力をされている中、全国的な公立病院の経営難を受け、総務省が公立病院を持つ自治体に経営の効率化、病院の統合や再編、経営形態の見直しの視点から黒字化を図る改革プランを策定するように求め、ガイドラインでは病床利用率が過去3年間連続して70%未満の病院は抜本的に見直すなどのほか、経営形態について公営企業法の全部適用、地方独立法人化、指定管理者制度、民間譲渡、診療所化などを選択肢として提示するなど公立病院改革が求められていることから、この総務省が示した公立病院改革ガイドラインに沿って平成23年度を目標にした「寒河江市立病院改革プラン」を策定されました。これを受けて、平成21年9月、病院経営診断及び経営改善支援業務としてコンサルティングの業務を委託し、平成22年の1月に中間報告を受けたと伺っております。そこで、以下のことについてお伺いいたします。

まず最初に、平成21年度の市立病院の経営状況について、現段階での見込みについてお知らせください。

次に、コンサルティング業務の委託内容と経過について、さらに中間報告の概要について伺います。

また、中間報告を受けてから病院全体でプロジェクトを立ち上げ、具体策を検討されておられる

と伺っていますが、その内容、現状についてお伺いいたします。

おしまいに、最終報告の時期についてお伺いいたします。

続いて、通告番号5番、「寒河江市地域福祉計画」策定の取り組み方策についてお伺いいたします。

市町村が策定する地域福祉計画は、市町村が地域住民とともに安心して暮らせる地域づくりを進めていく上で大変重要な意味を持つもので、新たな福祉コミュニティを築くための計画であるとし、平成15年4月1日、社会福祉法で市町村地域福祉計画の規定が施行され、県においても「山形県地域福祉推進計画」を策定、地域福祉の推進に向けた「新たな福祉コミュニティの創造」を目標に福祉の人づくりの推進、福祉のネットワークづくりの推進、福祉のまちづくりの推進を重点課題として自治会・町内会、小・中学校区、市町村域、県全域ごとの福祉のネットワークづくり等を勧めています。

市町村地域福祉計画に盛り込むべき内容や策定体制、過程については厚生労働省社会・援護局から「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」が示され、県においても地域福祉計画ガイドラインを作成し、市町村に示しています。

この市町村地域福祉計画策定指針は、地域の特性や住民の意見を踏まえて主体的かつ積極的に地域福祉計画を策定するために、6項目ほどの留意点を示しています。

- ・住民の主体的参加
- ・相談・見守り・支援の仕組み
- ・地域福祉を推進する新たな担い手
- ・ボランティア・NPOや協同組合等との協働
- ・社会福祉協議会との連携
- ・国の指針を受けた計画策定に関する技術的留意点

以上の項目についてそれぞれ具体的に取り組むポイントを示しながら、その上で市町村自体が創意と工夫を凝らし、地域住民一人一人の主体的な参加を得て策定するように求めています。さらに計画策定の体制と過程について、行政の策定体制、策定委員会など外部組織、地域目標の設定、計画期間及び公表などについても取り上げています。

そこでお伺いいたします。平成22年度に寒河江市地域福祉計画の策定に取り組む計画をされておりますが、計画策定を進めるための組織づくりについて、関係団体との連携や、特に民間福祉の実施機関として重要なパートナーである社会福祉協議会とのかかわりについて、どのような考えをお持ちなのかお伺いいたします。

次に、計画を進める上での市民を初め関係各層の意見集約の手法などについてお伺いいたします。さらに、寒河江市振興計画を初め各福祉計画など諸計画との整合性のとり方について、また現段階における計画策定に当たっての課題などをお伺いし、第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 石山議員からは、市立病院の状況と地域福祉計画の策定の取り組みという2点を御質問いただきました。順次お答えをしたいと思います。

最初に市立病院の21年度の経営状況の見込みであります。まず患者数の動向であります。2月末までの実績は外来患者で5万3,954人で、前年度同期と比較して2,763人の減、また入院患者は2万5,856人で1,546人の減、前年同期と比べて減ということになっております。次に収支の状況であります。昨年12月までの実績をもとに21年度決算を試算してみたところではありますが、20年度とほぼ同様に約3億3,000万円の赤字が見込まれる状況であります。その要因といたしましては、特に外科とかかわりの深い消化器内科の医師1名を充足できなかったことが大きく影響しているものというふうに思っております。また、2年ごとに行われます診療報酬の改定によって病院に対する診療報酬は逡減しており、さらに長期投薬の規制廃止による外来患者の受診回数の減少、さらに看護配置と平均在院日数の短縮による入院患者数の減少、このほか全国的に医師不足によって医師確保が難しいことなど構造的な要因が病院経営には大きく影響しているものと考えているところであります。

次に、コンサルタントへの業務委託について御質問がありましたのでお答えをしたいと思います。市立病院の深刻な経営状況の中で市立病院改革プランの達成に向けた取り組みを推進するために、コンサルタントによる経営状況の分析、改善策の提案、改善の実行支援などを目的といたしまして、昨年の9月定例市議会で一般会計補助金の追加を御可決をいただいて、10月30日にコンサルタント会社と委託契約を締結してスタートしたところであります。コンサルタント会社では昨年11月以降、職員意識のアンケート調査及び分析、各種基本データの調査及び分析、医師全員を含む各セクションのヒアリングなどを経て、先ほどお話ありましたが、ことしの1月8日に中間報告をいただいているところであります。中間報告は、

- 1．内部環境の調査報告
- 2．職員意識調査の報告
- 3．経営改善化に向けた提言
- 4．院内各部門提案の改善策
- 5．改革実行の手法

の五つの項目で構成されております。その概要について、多少時間が長くなりますけれども、主なものを申し上げますと、1の内部環境調査報告では、20年度の決算を基準に損益分岐点を分析すると3億9,000万円の医業収益増が必要であり、これを患者増加で賄うには常勤医師2名の増員が必要なこと、医業費用を同規模病院と比較すると材料費・委託費は低いが入件費の割合が高いこと。患者動向については西村山管内の救急搬送、その他の入院患者が山形市内に流出している可能性が高いことなどが指摘されております。

2の職員意識の調査では、経営方針、診療機能、経営管理、改善プランの取り組み、他部門への意見などについてのアンケート調査及びヒアリングの結果がまとめられているわけであり。経営改善に対する職員の意識改革ができていないこと。救急受入態勢や開業医との連携、院内の意思

決定や指揮命令系統などの機能に問題があること。職員配置と業務量のバランスがとれていないことなどが指摘をされております。

次に、3 経営健全化に向けての提言であります。総論として7項目が示されております。一つには、経営方針・診療方針を明文化し、職員全員に周知徹底すること。市立病院として具体的にどのような疾病、重症度の患者を診療するのか、そのための診療体制をどうするのかなどの方針を明確にして全職員に周知する必要があるという内容になっております。二つ目は、事務局は職員が経営悪化の危機感を共有できるよう情報を提供すること。職員へのアンケートでは危機感を持っている職員が少ないことから、経営の現状を職員に知らせる必要があるということであり。三つ目として、病院と行政が一体となって医師招聘の対策を行うこと。現在は10名の常勤医師体制と少ないわけであり。特に内科は部門別の4名の医師では急性期のチーム医療が行えず、救急の対応でも8名が市外在住で、副当直制が機能できない状況になっている。現体制のまま当直や救急患者受け入れを行っていくことは医師の疲弊や退職が心配されることから、医師確保には全力を尽くす必要がある。そういう指摘であります。四つ目として、市民や開業医との信頼関係を回復することが示されております。これは、紹介患者や新患の受入方針を院内で徹底するとともに、病院の方針や診療体制の現状を市民に理解していただくための周知活動が必要というふうに指摘しております。五つ目として、人事考課制度導入に向けての検討を行うこと。六つ目には、病院としての研修制度、資格取得計画を策定・実行することとして、医療の専門職が集まる病院現場では自己研さんと成長の機会がモチベーション向上に直結することから、診療機能の強化のための研修や資格を検討・計画し、実行する必要があるということであり。七つ目として、まずは看護、コ・メディカル、事務部門から経営改善の口火を切る必要があるということであり。

以上が提言の主な概要になっておりますが、そのほか個別課題として八つほど挙げられております。

- ・病院の意思決定と周知の仕組みを再検討すること。
- ・亜急性期 から への移行を検討し、入院患者の増加を図ること。
- ・慢性期疾患に対する定期的なスクリーニング検査を確実に実施すること。
- ・取得可能な施設基準の検討を行うこと。
- ・健診事業実施の検討を行うこと。
- ・地域医療連携室の機能を強化すること。
- ・医療請求事務の点検整備を行うこと。
- ・電算システムダウン時のリスクマネジメントの徹底を図ること。

などが示されているところであります。

次に、4の部門別の改善案については、薬局の薬剤管理指導料の増加対策などを初め各部門からの提案事項がまとめられているところであります。

そして大きい5の改革実行の手法については、「ワークアウト」の方法が提案されております。具体的には、テーマ設定してプロジェクトチームを組織し、チームで議論して得た解決策を院長に提案する。院長が判断を下して実行に移した結果を評価する手順、というふうになっております。組織活性化や職員の経営参画意識の醸成などの効果が期待されるとしておるところであります。

以上が中間報告の概要というふうになっているところであります。この中間報告を受けまして、

現在、部門ごとに提案された収益増加策についてはそれぞれコンサルタントの助言を得ながら部門内で検討を始めているところであります。さらに院内横断的な取り組みとして、「医事請求漏れ防止対策」、そして「亜急性期病床の稼働率の向上」の二つのプロジェクトを立ち上げ、検討を行っております。来る3月15日に検討報告会を行い、さらに実行に移していくということになっているところであります。病院としてこうした活動を始めた、開始をしたということは大きな一歩ではないかというふうに考えているところであります。

なお、最終報告の時期については3月末になるというふうに聞いておるところであります。以上であります。

次に、寒河江市の地域福祉計画の策定に関する御質問であります。

地域福祉計画の策定につきましては社会福祉法で規定をされまして、山形県地域福祉推進計画の中では市町村地域福祉計画策定指針（ガイドライン）が示されております。御指摘のとおり、策定上のポイントが明示されているわけでありまして、

計画策定のための組織づくりについての考え方はどうかということではありますが、地域福祉計画の策定に当たってその大きな特徴は、いかに市民参加を組み入れた計画にしていこうかということが大事だというふうに言われているわけでありまして。そのためには、市民の方々、それから社会福祉協議会などの関係機関・団体、そして庁内関係課との意見収集あるいは情報交換、連絡調整を通じた連携が非常に重要な役割を占めるというふうに考えております。積極的にそうした市民の皆さんを初めとする関係団体の御意見を反映させる必要があるというふうに思っています。また、町会などの地域住民組織関係者、それから福祉施設関係者、女性・青少年育成・高齢者団体等関係者、また民生児童委員、身体障害者団体などの福祉関係者、社会福祉協議会関係者、学識経験者、そして公募委員などから成ります15名以内で構成される地域福祉の計画策定推進委員会というものを設置をいたしまして、将来を見据えた多方面からの十分な審議をお願いしてまいりたいというふうに考えております。特に御指摘のありました社会福祉協議会との関係につきましては、地域福祉を推進するさまざまな団体により構成されているわけでありまして、住民の生活支援に関するサービスの提供、ボランティアなど住民主体の活動の振興・支援、福祉教育、まちづくりなどさまざまな事業実績、豊富な経験を有しているわけでありまして、そうした実績を踏まえて、計画策定に当たっては積極的に参画をしていただき、計画の推進に向けても連携を一層強化してまいりたいというふうに考えております。

次に、計画を進める上での意見を集約する方法という御質問がありましたけれども、先ほど申しあげましたとおり、市民参加のもとに地域住民の方々の生活課題を掘り起こし、その解決策をともに考えていくということが大事であります。市民参加のワークショップ、座談会、高齢者・障害者・子育て支援などの各分野別の懇談会、それからヒアリングなどを展開して実施をしていきたいというふうに考えております。具体的には、既にことしの2月に18歳以上の市民約2,000名の方を対象に、寒河江市の地域福祉の現状と今後の課題を探り、計画策定の基礎資料とするためのアンケート調査を実施いたしました。約1,200名の方から回答をいただき、現在集計作業中でございます。計画の策定に多くの市民の皆さんが参加をすることで、地域福祉の課題解決に向けて行政と市民がともに考える機会になっていくわけでありまして。市民の福祉に対する理解が一層深まるだけでなく、地域福祉の担い手としての意識改革というふうにもつながっていくでありましようし、お互い

に助け合い、安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて大変な効果があるのではないかというふうに思っているところであります。

次に、市の振興計画や各福祉計画との整合性はどうかということでもありますけれども、地域福祉計画は地域という視点に立つてつくる計画であります。第5次寒河江市の振興計画は当然のことながらその上位計画ということになるわけではありますが、次世代育成支援行動計画「子どもすこやかプラン」、さらには健康さがえ21、高齢者福祉計画及び第4次介護保険事業計画、障害者基本計画など福祉・医療・保健各分野の個別計画における共通する理念や取り組みを総合的に、そして横断的に推進していこうという計画であります。したがって、これらの計画との整合性及び連携を図るのは当然であります。特に第5次の振興計画については来年度見直しを考えているわけでありまして、その計画と連動させて策定作業を進めていく必要があるというふうに思っております。また、地域福祉の範囲として医療・保健・福祉の一体的な運営というのはもちろんであります。教育・就労・住宅・交通・環境・防犯・まちづくりなど生活関連分野の施策や諸計画との相互の整合性、連携というものも十分図っていかねばなりません。そのために庁内の調整、市役所内部の調整というものも必要であります。関係各課によります検討会議を設置をして、種々の計画と生活関連分野の施策との整合性を持った福祉計画となるように努めていかねばならないというふうに思っているところであります。地域福祉計画の策定に当たりましては、策定をまとめる上での専門的な知識や計画化のための技術、ある程度の技術というものが必要と考えておりますので、これらに対応していくために財団法人地域社会振興財団が実施している補助メニューを活用するとともに、実務面から専門家のアドバイスをいただきながら策定を進めていきたいというふうに今考えているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 石山議員。

石山 忠議員 御答弁ありがとうございました。

第2問に入らせていただきます。

まず市立病院の経営診断及び経営改善支援業務のコンサルティングの中間報告について、これまでの経過や内容等について大変詳しく御答弁をいただきました。ありがとうございます。3月の下旬には最終の報告書が提出されると伺いましたが、平成22年度の予算は今議会において審議されるわけですので、予算を伴う業務等については平成22年度には間に合わないことになります。

そこで、最終報告を受けてこれからの取り組み方の考え方、進め方についてどのような計画でおられるのかお伺いをしたいと思います。ダブる部分もあるかもしれませんが、さらに、コンサルの成果品の内容や取り組み状況、項目に分けて御説明いただきましたけれども、改革の方向性など市民に十分に理解をしていただくということは大変重要なことだと考えますので、どのような周知策をお持ちなのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

続いて、寒河江市地域福祉計画についてお伺いいたします。現段階における方向性や考え方についても、これも大変詳しく御答弁いただきました。さらに内容を詰めるためにお伺いをいたします。

特に計画策定体制の考え方として、地域福祉計画の策定に当たり、その対象分野が、先ほど市長の方からも御答弁がありましたが、広範であることから、福祉分野に限らず行政関係部署が一体となって総合的に取り組むことが求められ、ワーキンググループなど庁内全体での構成が必要だということは御答弁いただきました。また、地域の声を幅広く反映していくために地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生児童委員などのほか、外部組織を設置し意見を求める機会を積極的に確保することが大事だということも言われておりますので、それらについても計画の考え方をぜひ進めていただきたいと思います。

そこで、地域福祉計画の推進を具体化する個別施策についても客観的に判断できる目標設定に配慮すべきだということもお願いしたいと思います。私たちは常任委員会や会派の行政視察において、埼玉県和光市を初め先進的な取り組みをしている自治体において第1次計画に取り組んでおられるところ、第2次計画に取り組まれておられるところ、既に第2次計画を実践されている市などを訪れ、研修させていただきました。いずれの市においても、さきに述べた項目、市長が述べられた項目、しっかりと認識をして取り組まれておりました。その中で、いずれにおいても市民参加や関係団体との協働、各種計画とのかかわり、計画を推進するための手立てなどについて十分な討議を積み上げた成果が見られましたが、とりわけ、第1問で触れましたけれども、地域福祉の実践組織として大きな役割を持つ社会福祉協議会における地域福祉活動計画との連携が市民の地域福祉推進の基本となりますので、これは外せないという御指導をいただきました。寒河江市社会福祉協議会においては、地域福祉活動計画の策定を求められてはいますけれども、いまだに策定に取り組まれないと伺っております。この地域福祉計画の策定に取り組むに当たって、行政においても社会福祉協議会における地域福祉活動計画策定のための支援を図るべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。また、これまで申し述べたように、この計画策定については、担当課のみならず庁内においても関係団体とのかかわりにおいても大変なエネルギーが必要だと思いますので、十分な取り組み体制を整えられるように希望いたしまして第2問とさせていただきます。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 2点御質問いただきましたので、順次お答えをしたいと思います。

まず市立病院の経営健全化の取り組みであります。中間報告の提言、先ほど申しあげましたけれども、中にもありますとおり、病院として取り組むべき課題というのはさまざまあるというふうに理解をするわけであり。今後、順次計画的な取り組みが必要であります。先ほど申しあげましたが、プロジェクトチームによる改善活動というのは始まったばかりでありますので、これを継続的に展開をして、病院職員全体の意識改革を図っていくということがさらに必要なのではないというふうに思います。市立病院の役割を果たしていくためには市民の皆さんに安全・安心の医療サービスを提供していくというのが基本であります。そのためには医師確保を初めとする医療体制の整備というものも不可欠でありますので、医師確保等についても努力をしていかなければならないというふうに思います。

もう一つは、地域に必要な病院として存続するための適正な、適切な経営改革が不可欠だということ。現在の深刻な経営状況から、早急に、かつ着実に改革に取り組むということが必要であります。患者数や病床利用率の向上など収益改善の方策、さらには職員の意思疎通と意識向上の方策などコンサルタントの提言を含めての具体的な実行案の検討を行って、あわせて職員の接遇向上や施設・療養環境の改善を図りながら取り組みを進めていきたいというふうに考えておるところであります。医師確保が大変難しい状況でありますから院長さん初め先生方には大変御苦労をかけてる状況にありますけれども、市民に親しまれる安全・安心の病院づくりにぜひ御理解を、御協力をお願いしたいというふうに思っております。

また、病院の取り組みについては市民の皆さんの理解が不可欠であります。市報などを通じて状況などもお伝えをしていくということをしてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、福祉計画についてのお尋ねでありますけれども、改めて申しあげるまでもないわけであり。社会福祉協議会というのは地域福祉を推進する中心的な団体であるわけであり。そういった意味で、これから策定しようとする地域福祉計画の中でも大変大きな役割を担っていくわけであり。地域福祉の活動計画については社会福祉協議会の取り組みとして策定をするという方針になっているわけであり。市としても十分社会福祉協議会と連携を図りながら行政としての役割分担を行い、適切かつ積極的な支援を行って計画の策定に進めていただければというふうに思っているところであります。

高橋勝文議長 石山議員。

石山 忠議員 第2問についてもありがとうございました。

第3問に入らせていただきます。3問となりますか。

県立や市町立など県内の公立病院は21病院がありますがけれども、約6割の12病院が経常赤字となるとの報道もかつてありました。先ほども出ましたように医師不足や自治体の財政難など多くの課題が山積する中、いずれの病院においても経営の健全化に苦慮しておられると思います。国立病院の独立行政法人化をきっかけにした病院から医療センターへの改称によるイメージのチェンジ、県立と市立の二つの病院を統合した日本海総合病院酒田医療センターとして出直しを図った自治体病院など、さらに改築を機に地方公営企業法の全部適用を実施した天童市立病院などのように大胆な改革の方向性を打ち出す例も見られるようになりました。中央社会保険医療協議会において診療報酬の配分が決着し、再診療の統一や診療明細書の無料発行の義務づけなど長年の課題を決着させたとしても、山積する医療の課題が解決するわけではないという論評もあります。でも、市立病院においても大胆かつ積極的な経営改善に向けた取り組みを進められまして、市民の健康危機管理に努めていただきたいと思います。

地域福祉計画の策定に関しては、国においてもこれからの福祉を決定づけるものとして地方自治体や議会のリーダーシップに期待しています。また先進自治体での研修から、キーワードとして、生活諸課題の多様化、個人の尊厳、対等・平等、住民の主体性（個性ある地域）として、これまでの特定の人に対する公的サービスから地域住民すべてで支える社会福祉と地域福祉のとらえ方の変化を見逃さないようにすること、さらに、地域福祉とは何か、地域住民及び職員の意識改革も必要であるというふうに学びました。市民との協働によりまして市民主体の地域福祉計画が策定されま

すことを願いまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時ちょうどといたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石川忠義議員の質問

高橋勝文議長 通告番号6番、7番について、12番石川忠義議員。

〔12番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 私は新清・公明クラブの一員として、常日ごろ議員活動の中で市民の皆様の声を市政に参画すべく市長に御質問いたしますので、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

さて、2010年度当初予算案は、県及び各自治体で内示されました。本市においても一般会計の総額は09年度当初比5%増の147億6,000万としました。佐藤市長2年目の本格的予算であります。市民の関心も大であり、期待も大きいものがあります。

それでは、通告番号6番、本市の人口減対策についてお伺いいたします。

まず、本市の人口見通しと抜本的な人口減対策についてお尋ね申し上げます。

第5次振興計画基本構想の中で、特に少子高齢化及び核家族化が急速に進展する中で、だれもが健康で安全・安心して暮らせることにより、特に少子化の対応として安心して子供を産み育てられる環境を構築すると述べております。さて、日本の人口推移を見ますと2006年が人口のピーク時であり、約1億2,800万人。2025年では1億1,900万人、6.6%の減、2050年では9,500万人、20.2%の減と予想されております。また、本市人口の推移を見ますと、2005年、平成17年時4万3,625人を基準とした場合、2025年には4万761人、6.6%減。2055年は3万1,732人の予測であり、27.3%の減少であります。また、本市で4万4,000の大台を割ったのが2006年の9月からであり、それ以来回復はありません。日本が人口減少に入ったのは2005年代と言われております。人口動態統計で死亡数が出生数を初めて2万人余りも上回り、自然増加が初のマイナスとなっております。少子高齢化で、死亡数が出生数を上回る傾向は続くと厚生労働省は見解を述べております。

それに対し急激にふえ続けているのが世界の人口であります。国連人口基金が昨年暮れに発表した世界人口白書では68億2,940万人、1999年、平成11年には60億人を突破し、10年足らずで70億人の大台にと、目前に迫る勢いがあります。東京オリンピック当時、1964年、昭和39年の33億人と比べると倍以上の増加であります。40年後の2050年の世界人口は日本の人口に反比例して91億人を超えると白書は予測しております。なぜこのように世界の人口が日本と比べてふえ続けているのか、市長の御見解をお伺いいたします。

そんな中で昨年、隣の天童市では2010年度より実施する第6次総合計画を発表。それによりますと、2016年度の目標人口を、現在よりも2,000人超の6万4,000人とする目標を打ち立てました。根拠として、小学6年までの医療費完全無料化などの子育て環境充実による出生率の回復で250人、芳賀土地区画整理事業で魅力あるまちづくりを推進することで市外からの転入1,300人、工業団地への優良企業誘致による新たな雇用創出で500人、県住宅公社による宅地造成などで180人など計2,000人超の人口増加を想定いたしております。このように総合的な施策を展開し、一緒になって魅力あるまちづくりを推し進めております。日本では将来人口減少を想定する中で地方分権社会を推進し、独自の魅力あるまちづくりに努め、人口増を打ち立て、市民を鼓舞することは大事なことであります。本市においては平成23年度より第5次振興計画の見直しが検討されております。私は、少子化対策を初め総合的な政策を振興計画に具体的に打ち出し、市長の思いであります「寒河江市

に住んでみたい、住んでよかった」と思われるようにこれまで以上に推し進めるべきと思いますが、人口減の対策と振興計画に対する市長の構想をお伺いいたします。

二つ目として、保育所・学童保育のより一層の充実による子育て支援についてお伺いいたします。

子育て支援については、国・県においても少子化対策としてこれまで以上に、22年度の予算を見ましても最大の支援策を打ち出しております。山形県では、合計特殊出生率1.50を目標の一つに掲げた県の新たな少子化対策「やまがた子育て応援プラン」は10年度からスタートします。プラン初年度は、「仕事と家庭の両立の推進」がキーワードであります。そしてそれが働く親の多様なニーズに合わせて子供を預けられる場所を充実させることに直結するのは、もはや言わずもがなと言っております。

また、県による意識調査では、少子化の原因は「仕事と子育ての両立が困難だから」という回答が、総合的な余裕や教育費に続いて3位となっております。両立できる環境が「整っていない」「余り整っていない」と答えた人は半数以上であります。女性が働き続けるために必要なことは「保育施設の充実」がトップを占めました。働きながら子育てできる環境がなくては始まらないと県の子育て推進課では述べております。国においては、幼稚園と保育所の機能を統合する「幼保一元化法案」を2011年度において国会提出する方針を明らかにし、関係省庁に「子ども家庭局」を設置する考えも示しました。本市でも新年度に子育て支援室から子育て推進課に昇格になり、子育て支援の意気込みが感じられ、時宜を得た決断と思えます。

保育所・学童保育はともに子育て支援の観点から大きな成果を上げております。しかしながら利用者の間からは、希望の保育所に入れない、学童保育所にも問題があるとの苦情があります。特に新興住宅に入居なされた方からの声が多くあります。そういう中で、新年度予算の中に、西根の学童保育が手狭になり、もう1カ所増設が見込まれましたことは大変喜ばしいことであります。県内学童保育所の入所実態として、13市平均で14%の利用率、全国で12%であります。本市での利用率は何%で、何人ぐらいの利用者があるのかお伺いいたします。

天童市では利用率が20%を超えており、745人と聞いております。小学校12校ですが、学童保育所数は現在17カ所です。2007年、厚生労働省が適正規模の指針を策定し、規模として40人程度が望ましいと、2010年度より1カ所最大70人までとし、70人以上の大規模クラブは運営費補助の対象外とするとありましたが、少し期限の緩和策がなされたとお聞きしております。70人以上の施設が3カ所ある天童市では、ことしの4月に開所すべく新たな学童保育所を3カ所建設しております。総経費1億4,015万2,000円、そのうち国・県が4,224万6,000円の補助金を出しておるそうですが、ほかには天童市の持ち出しだそうです。また、昨年10月より低所得世帯を対象に学童保育料の補助開始を初め生活保護法に定める教育扶助費を受けている要介護児童、学校教育法にかかわる就学援助費の給付を受ける準要保護児童に1カ月5,000円を上限に保育料の2分の1を助成するとし、対象者60人、6カ月で180万円を予算化しております。また、平成22年7月から中学校までの医療費無料化も実施すると発表しました。これらの政策を打ち出し、天童市では「子育て支援日本一」のキャッチフレーズのもと、子育て支援に大きなウエートを置いております。

私はすべて天童市のやり方をコピーでよいとは思っておりません。しかしながら、自治体間に余りの格差が生じますと、出生率の低下すなわち少子化が進むと思われまます。聞くところによりますと、市長が県の健康福祉部長時代に「子育てするなら山形県」のキャッチコピーをつくり上げた

聞いております。また、市長の公約にも学童保育の教育環境整備と充実を図るとあります。本市には、素晴らしい環境のもと宅地造成地に少しずつ居住者が増加しております。すべての人たちに思い切って子育てできる環境をつくってあげるのが行政の務めと思います。「子育てするなら寒河江市」を全面に打ち出し、それらの環境づくりが急務と思いますが、子育て支援についての御所見をお伺いいたします。

三つとして、良好な宅地提供と販売についてお伺いします。

人口減対策の一つとして、良好な、環境整備された宅地の提供が必要であります。現在、ほなみ団地など宅地造成されたところが宅地販売をされております。しかしながら現在の社会情勢、雇用の悪化が長引き、販売の成果が伸び悩んでおります。特に行政と一緒にやっている木の下区画整理事業は、組合設立して6年目に入っております。このほなみ団地は310世帯の住居地域の提供、人口にして1世帯3.6人として1,100人を計画しております。地権者120名も半分以上の減歩に協力していただき、まちづくりに大変な御苦労、御協力をいただいております。ほなみ団地は本市の人口増加に大きく貢献すべく、また税収の向上にも寄与するものであります。そのためにも、皆様方に保留地の販売に御協力をお願い申し上げる次第であります。この場をかりてお願いするわけであり、商業用地にマックスバリュ東北が、ことしの10月前後をめどにオープンの意思を表明しております。商業地内に1,400坪の用地購入も約束しております。これはマックスバリュ東北が並々ならぬ気持ちで出店したいという強い意志のあらわれであります。工業団地の第4次拡張工事も進んでおります。厳しい雇用情勢が続いておりますが、優良企業の進出を着実に推進して、定住人口の増加に施策を講じていただきたいと思います。今後、人口増は不可能と何も対策を講じなければ、努力している自治体との格差は拡大するばかりであります。

以上、るる述べましたが、少子高齢化に歯どめをかけ、本市の将来に市民の夢と生きがいがかくまれるよう、また、寒河江西村山の中核都市として責任ある発展を願うものであります。市長の御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号7番、県内高速自動車道無料化に伴う本市の影響と対策についてお伺いします。

本年6月から、高速道路の無料化社会実験計画で、県内開通区間171キロメートルのうち無料区間は90.6%、155キロであります。ETCの利用車や車種にかかわらず、すべての車が対象になります。このことにより、吉村知事や関係首長は「物流と観光面で交流が促進される」「交通渋滞の緩和に貢献する」と歓迎しております。また、庄内地方では総じて歓迎の方向であります。鶴岡の観光協会長は「交流人口がふえ、地域間の競争が一段と激化する。酒田市とともに観光客の受け入れ態勢をしっかりと整えたい」と見解を述べております。本市においては念願だったスマートインターの開放が期待されましたが、現行どおりの営業状態のようであります。県内高速自動車道無料化について、市長の御見解をお伺いいたします。

また、時宜を得て3市2町による「六十里越街道でつながる広域連携・交流プロジェクト」を昨年立ち上げ、広域観光の布石となることを期待するものであります。これまでの経過と今後の活動についてお伺いいたします。

次に、無料化に伴う観光客の動向に注目したいと思います。知事もプラス効果が期待される面として企業や家計の負担軽減、観光客の増加、幹線国道の交通渋滞緩和を上げております。本市においては、6月のさくらんぼ時期の花咲かフェア、9月のみこしの祭典などビッグイベントがありま

す。通年の高速道路無料化により、本市としての受け入れ体制の強化及び具体的な観光資源の提供をしなければと思いますが、本市の観光対策としてどのようなお考えをお持ちなのかお伺いいたします。

また、駅前商店街の活性化対策とフローラの現況はどうか。現在のフローラができてから約30年になります。当時はデパート式の店舗であり、寒河江西村山の中核都市として客足も伸び、大変脚光を浴び、当時は大盛況でありました。しかし、十字屋からダイエーへと変わり、現在、スーパー店舗がありますが、このままで出店しているテナントが採算ベースに乗っていただけるのか、利用者から大変心配されております。今、フローラが駅前商店街の一翼を担っているとすれば、テナントの撤退がないように対策を講じなければならないと思います。現時点でのフローラの現状と将来の見通し及び駅前商店街の活性化についての市長の御意見をお伺いし、第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 石川議員からは、人口減対策、それから高速道路無料化の影響・対策ということで大きく2点を御質問いただきましたので、順次お答えを申し上げたいと思います。

まず人口減対策ということですが、寒河江市の人口見通しと抜本的な人口減対策ということでもありますけれども、議員御指摘のとおり、世界の人口の増加と日本の人口の減少という状況があるわけがあります。先進国では人口が減少し、発展途上国では爆発的に人口が増加しているということでもあります。世界的な人口の増加にはいろいろ要因があると言われております。一つには、穀物生産力が向上して、かつ穀物貿易が促進されたことによって、人口増加を抑制していた食料的制約が緩和されてきたこと。二つ目は、医療技術の発達によって多産多死の生態系が多産少死に変化してきた。三つ目には、都市化による人口の移動、つまり若者が農村から離れ、都市に移動することによって道徳や文化的な制約から離れ、多産になったというようなことが大きな原因であろうというふうなことが物の本によって言われているところであります。人口が発展途上国では増加して、先進国では減少している。これはなぜなのかということですが、発展途上国では子供は養育費用が低い上に労働力という経済的な資産として考えられている。さらには、高齢者のための社会サービスが少ないために、親にとっての老後の経済的な支えであるというふうにも考えられているところのようでもあります。一方、先進国では、御案内のように、子供に対する教育費など親の経済的な負担が大きいというふうにも言われているわけがあります。それだけが原因ではないとは思いますが、この相違が人口増減の大きな要因であるというふうにも一般的に考えられているようでもあります。科学の進歩、福祉の向上が逆に人口減少の一因に考えられているということは、まことに皮肉なことであるというふうに思っているところであります。

次に、寒河江市に目を転じてお答えしたいと思います。人口減の対策と振興計画における構想ということでもありますけれども、御案内のとおり、寒河江市ではこれまでも土地区画整理事業あるいは住宅団地の整備によって良好な住宅供給を行ってきたわけがあります。また、工業団地の整備による雇用創出というものも継続的に進めてきたところであります。こうしたことによって、県内の自治体の大半が人口が減少していたにもかかわらず、寒河江市では平成16年までは、わずかながらではありますが増加していたわけがあります。しかし、平成17年以降は若干ながら減少傾向に転じているという状況であります。その原因でありますけれども、少子高齢化による自然減と、景気の悪化に伴う企業赴任者の撤退による社会減が重なったものと推測しているところであります。

県が行った人口予測におきましては、寒河江市及び西村山郡でもさらに減少するというふうにも予測しているところであります。御案内のとおりであります。この人口減少を食い止め、そして増加に転じていくための政策というものは、これを積極的に講じていく必要があるというふうには思っております。平成22年度、来年度に第5次の振興計画の中間見直しを行っていくわけありますので、その中では人口増に向けた政策として、都市同士が社会増を目的として同様な政策を競い合うという政策だけではなくて、少子化対策はもちろんのこと高齢者の生きがい対策を初めとした福祉対策、そして住環境の整備、産業の育成、交通網の整備など総合的な取り組みによって均衡のとれた住みよいまちづくりを目指していきたいというふうにも考えています。そうしたことによって、

結果的にはさまざまな世代や職業の市民の皆さんが健康で安心・安全に暮らしていけるまち、来てよし、住んでよしの寒河江になっていくものと思っていますところであります。振興計画の策定の中で議論をしながら具体的な政策についても詰めていきたいというふうに考えているところであります。

次に、保育所・学童保育のより一層の充実による少子化対策についての御質問でありますので、お答えをいたします。

ただいま石川議員からは全国や県内13市の利用状況、そして天童市の取り組みなど御報告がありました。この寒河江市の学童保育の状況についてお答えを申し上げますと、平成21年度の4月1日現在の利用状況であります。7カ所で323名の児童が利用されております。利用率としては12.9%でありまして、御案内のとおり利用者は年々増加傾向にあるわけでありまして。

子育て支援対策としての子育てできる環境づくりということでもありますけれども、これについてはさきの市政方針の中でも申しあげましたが、保育所については、近年の多様化する保育需要にこたえるために、平成22年度は市立保育所の改修、それから民間認可保育所整備への支援を実施していくということを考えているところであります。また学童保育の充実につきましても、利用者の増加に対応するため、新年度に西根小学校区の学童保育の分割のための運営費を計上しているところであります。また、新年度からの新たな取り組みといたしましては、新たに臨床心理士による発達障害児の早期発見に取り組む乳幼児健康診査事業、さらには助成額の引き上げによる特定不妊治療費助成事業の充実を図ることにしております。また、子育てに関する相談や情報提供等を行うことにより子育てに対する不安感などを緩和して、子供の健やかな育ちを促進するための子育て支援センターの体制を強化していくことになっているところであります。さらに乳幼児の医療費につきましても、さきにも申しあげましたけれども、就学前までは昨年7月に無料化を実施してきたところでありますけれども、経済的支援の充実は大変重要であります。強化していかなければなりません。来年度から子ども手当の支給というものが予定されているわけでありまして、その状況などを踏まえながら、乳幼児の医療費の無料化についても充実を図っていかねばならないというふうに考えているところであります。また、子育て支援につきましても国や県においても施策の転換が行われようとしているわけでありまして、市においては次世代育成支援行動計画における後期計画策定だけでなく、上位計画であります振興計画の重要項目の一つとして見直しを行って、住民ニーズにこたえたサービスの提供を行っていきたいというふうに思います。

先ほど来申しあげておりますとおり、少子化対策、子育て支援というのは単なる福祉施策だけにとどまりません。総合的な施策であろうというふうに思いますので、大局的な見地から施策展開が必要であるというふうに思います。ぜひ御理解を賜りたいというふうに思っているところであります。

次に、良好な宅地提供と販売についてという御質問であります。

定住人口増加のための施策として、これまでも土地区画整理事業や住宅団地の造成により良好な宅地の供給を行って、また工業団地の整備により雇用の場を拡大してきたわけでありましてけれども、このことは、先ほど来説明申しあげましたけれども、私は人口の維持だけでなくさらに増加していく、増加させていくということを目指して、良好な宅地の供給を行い、都市機能を維持していくということが寒河江市のみならず西郡の中核都市としての大きな役割だというふうに思います。石

川議員御指摘のとおりだというふうに思っております。

現在、木の下土地区画整理事業が進められているわけでありましてけれども、今般の大変厳しい社会経済情勢の中でありましてけれども、市としても、幹線道路であります落衣島線の整備でありますとか今回大規模商業施設の出店などがあって、事業のセールスポイントのめどもある程度立った状況にあるというふうに思っております。今後市としても、連絡道路網の整備、雨水排水路の整備、さらには来年度からの新規事業であります住宅建築推進事業の実施などを通じまして、またさらに販売促進のためのPRなどの支援も行っていきたいというふうに考えております。さらに保留地販売の一層の促進を図るための方策については組合と一緒に検討していく必要があるというふうに考えているところでありますので、具体的な取り組みについてお話があれば市としても検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、高速自動車道無料化に伴う本市の影響と対策ということでありますけれども、御案内のとおり、2月2日に高速道路の無料化社会実験計画で県内路線のうち山形北インターチェンジ以東、東側を除く区間が対象になると、無料の対象になると発表されたところであります。

寒河江市には市内に二つのインターチェンジがあるわけでありまして。そういった地理的な優位性、企業誘致や産業の振興、さらには観光振興にこれまでも生かしてきたところであります。昨年3月28日からはETC搭載車の休日特別割引が実施されているわけでありまして。土日祝日の通行料が上限1,000円となったところであるわけでありまして、寒河江SAスマートインターチェンジの土日祝日の利用台数は平均で前年の1.76倍というふうに増加しております。通行料金の割安感が交流人口の増に機敏に反応した結果というふうに受けとめております。こうしたことから、高速道路の無料化に伴いまして、本市に対する観光や物流面で大きな効果をもたらすものと期待しているところであります。仙台圏など他圏域との交流拡大により一層取り組むとともに西村山地域の広域観光を推進し、交流人口の拡大を図って、地域活性化に生かしていかなければならないというふうに考えているところであります。また、寒河江山形間の国道112号の渋滞緩和にも大きな効果を及ぼして、生活道路として活用されることになるのではないかとというふうにも思っているところであります。

一方、山形北インターチェンジ以東、東側が無料化されていないということでありまして、有料の区間の料金がどうなるかということも懸念されるわけでありまして。報道によりますと、無料化以外の区間は走行距離が長くても一定以上の料金を徴収しない上限料金制を導入して、距離に応じて支払う現行の料金制度を見直す方針であるようでありまして、無料化社会実験に伴いまして廃止される休日特別割引の影響が極力出ないような形であることを我々としては期待しているところであります。

次に、「六十里越街道でつながる広域連携・交流促進プロジェクト」のこれまでの経過と今後の活動についてお答えを申し上げます。

六十里越街道は、御案内のとおり月山、湯殿山、羽黒山の出羽三山への信仰の道、戦国時代の軍路、そして庄内と内陸の物流交易の道として多面的な歴史を持ち、特に三山参りは西の「お伊勢参り」に匹敵するほどの隆盛を極めたところであります。現在も国道112号として内陸と庄内を結ぶ大動脈としての大きな役割を担っているわけでありまして。こうした中、六十里越街道でつながった地域の連携促進のために、平成20年8月に、沿線自治体であります山形市、中山町、寒河江市、西川町、鶴岡市の3市2町による調整作業に入り、去る2月5日には「六十里越街道広域連携・交流

促進準備委員会」を設置をいたしまして、財団法人東北産業活性化センターの支援を受けて事業に取り組んでいるところであります。内容としては、戦略プロジェクトチーム会議によりプラン作成を行うとともに、リーディング事業といたしましては芸工大との共催で広域連携講座を開催いたしました。また、山形市、中山町、寒河江市、西川町、鶴岡市への行程を対象に、道筋を対象に、昨年10月26日から28日までの2泊3日にわたり大手旅行エージェント社員の参加を得て、下見・招待旅行でありますファムトリップを実施いたしました。参加者からは、街道の持つ観光資源の無限の可能性に対して大変な評価を得たところであります。さらにことしの2月7日には、国土交通省東北運輸局長や県知事を招いて沿線自治体首長によりますトークセッションや、共同宣言により行政区を超えた協働体を築いていくことを確認したところであります。

平成22年度からは、組織を立ち上げまして、3市2町の広域連携・交流促進を実現するためのアクションプランであります広域連携組織の整備や受入態勢の整備など、具体的な作業を進めていきたいというふうに考えております。この六十里越街道に関するエリアについては高速道路無料化区間も含まれておりますので、この無料化が今回の六十里越街道プロジェクトへの大変追い風になってくるものというふうに考えております。

次に、高速道路無料化による本市の観光対策についてお答えをいたします。

寒河江市の観光対策につきましては、昨年末の12月31日の「ゆく年くる年」で全国放送されました慈恩寺を核として観光のルート化を図っていきたいというふうに考えておりますし、慈恩寺境内での案内ともてなしをする人材の配置、さらにはチェリーランドや寒河江駅での案内所の開設、そして観光協会と連携して受入態勢を整備をしていきたいというふうに考えているところであります。また、慈恩寺境内の受入環境整備のためにバリアフリー化も本山慈恩寺と協力して実施をしていきたいというふうに考えているところであります。

さらには、この無料化を見据えながら、隣接する自治体と観光資源で連携する広域観光というものにも取り組んでいく必要があるというふうに我々は考えているところであります。一つには、現在、やまがた広域観光協議会を結成しているわけでありませけれども、この2月にはさらに県や村山圏域7市7町と観光関係団体等で構成いたします「めでためだ 花のやまがた観光圏推進協議会」というものが新たに設立になりました。「心と体が健康になる旅」をテーマにして観光誘客と宿泊の促進を図っていくことにしております。そのほか、先ほど来申しあげましたが六十里越街道のプロジェクトも推進していくということでもあります。今後はこうした取り組みを一体的に継続していくとともに、西村山地方のすぐれた観光資源を結びつけていくということもやはり大事であります。そのための広域連携というものが一段と強化が求められるところだろうというふうに思います。そのため、寒河江市、西村山郡の1市4町が一体となって新たな観光資源の開発やルート開発、そして観光地としての整備を図っていくために、4町の協力と理解を得て観光振興基本計画のプラン策定を進めていきたいというふうに考えているところであります。

最後に、フローラの件についてお答えを申し上げます。

中心市街地の商業を取り巻く状況につきましては、先ほど来お話ありましたとおり、大変厳しい状況にあるわけでありませ。さらに、高速道路無料化が実現されますと、広範囲の地域間競争力というものがますます厳しくなってくるというふうに予想されるわけでありませ。フローラ・S A G A Eにつきましては、商業施設、公共施設をあわせ持つ中心市街地の拠点施設としての役割は大変

多く、重要な施設であろうかというふうに思っています。現在、商業エリアについては18のテナントが営業をしているところでありますけれども、地下を初め1階、2階にも空きスペースが出ております。今年度は新たに2店が出店をいたしましたけれども、撤退を申し出ている店舗もあるわけであります。また、1日当たりの買い物来客数につきましては、平成16年度は約2,000人、平成21年度については約1,400人ということで、減少傾向にあります。一方、公共エリアであります3階の美術館、4階の施設につきましては多くの方々が利用され、その会議室等の利用状況についてはことしの4月から2月までで2,054件と、今年度の4月からことしの2月まででは2,054件となっているところであります。身近で使いやすい施設として大変好評を得ているという状況にあります。また、事務室のスペースについてはすべて使用されているという状況であります。

一昨年からフロアのにぎわいづくりのためにテナントさんの方が共同して、経営コンサルタントの指導を仰ぎながら来客や販売増のための検討を重ねてきたところであります。具体的な工夫もされ始めているわけであります。市といたしましても駐車場を利用しやすいよう改修するなど、またこの間、ひっぱりうどんのお祭りなどもさせていただきました。高校生によるものづくり体験教室でありますとか書や絵画の発表、展示などの支援も行って、その活性化に努めてきたところでありますが、今後どういうふうにして活性化を図っていくかということでありますけれども、まずそれぞれの店、個店が品ぞろえ、接客サービスなどを改善を行い魅力をアップしていただくということはもちろんでありますけれども、さらに全体としての魅力をアップ、高めていくということやはり重要であります。あわせて、それ以外の施設、美術館でありますとか4階あるいは地下の有効利用などについてもやはり十分これは検討していかなければなりません。フロア共栄会とも一体となって、何ができるかということをお早急にご検討いただければならないというふうに思っているところであります。その運営につきましては指定管理者制度の導入などもやはり検討していかなければならないというふうに思っているところであります。

いずれにしても、フロア・SAGAEの活性化に向けて早急に、総力を上げて取り組む必要があります。そうしたことが、取り組む成果を上げることが駅前地域、そして中心市街地の活性化につながっていくものと我々は思っております。よろしくごお願い申しあげ、答弁いたします。

高橋勝文議長 石川議員。

石川忠義議員 丁寧な御答弁、ありがとうございます。

わずか10分少々でございますけれども、第2問目に入らせていただきます。

まず人口減対策として、世界人口がふえる傍ら日本の人口は下がるというようなことは、やっぱり先進国、特に日本は非常に先端に行ってるのかなということで。いろいろ大臣の方も、その対策としていろいろなことを、物議を醸し出し、余計なことを言って責任を負った方もおりますけれども、人口を日本で増加させるために、いろんな子育て支援、また地域の子育て支援に対して我々が非常に協力するということでありまして、非常に長らく実現されない。そういう中で、私は、人口対策を何もしないでありますとやっぱり非常に人口減少がたちまち増大するというようなことで、天童市の例をとらせてもらったわけでありまして、隣接する天童市でありますので、やっぱり地域の方々も、寒河江の人口も増加の方に向かっていくということに対して非常に生活感も出てくると。天童市の方に聞いてみましても、2,000人超の人口増の方針を立てたということでありましてけれども、現状維持を保っていけばいい、まずあれであろうというような考えもあるようではございますけれども、本気になってそういう人口増の対策をやっていると、そういうことであると思います。

この間の新聞では、35市町の中では東根と三川町だけが若干の増加であって、あとは皆減少になるというようなことも載っております。今の市長の御答弁によりまして、やっぱり人口増の方向で第5次振興計画の見直しについて考えていくというふうなお考えでありますので、ひとつ第5次振興計画の見直しについてはよろしく、寒河江市の人口増に対しての取り組みもきちっと入れていただいて、作成に取り組んでもらいたいと思うわけでありまして。

それから保育所の関係でありますけれども、先ほど佐藤議員の質問にも答弁あったように、増築をする前にいろいろ改修したりするということであるんですけれども、いろいろ若いお母さん方の話を聞きますと、例えば3歳児にその学区内に行けなかったと。それで白岩とかどこかに行ってくださいといった場合に、1年間、その子供がそっちの方のお子さんと一緒に生活すると。それでまた1年たった学区内に帰ってきたときにおいて、非常に精神的な変化があるというようなことで、できれば同じ学区内に最初から入れてもらった方が一番いいというような、これ当然だと思えます。

ですから、いろいろ聞きますと、にしね保育所、あと高屋のみなみ保育所ですね。当然なか保育所もそうでございますけれども、その3カ所は利用者としては一番預かってもらう場所なんだと。お勤めの場合も、勤め先がそっちの方に多くあるというわけじゃないんですけれども、にしね保育所とかみなみ保育所に置いていきやすい。そしてまた連れていきやすいというような、非常に便利な場所にあるんだと。ですからそういう利用者の考えをとってもらって、やっぱりそういうところは増築して受入態勢をよくしてもらいたいということなんです。やっぱり東の方に勤めに行く方が、西の方に子供さんを置いてまたあちに行くというのは朝の本当に忙しいときにおいて非常に気もめると。事故も起きやすいというようなことで、何とかそういう利用の多いところは増設して、安心・安全の通園をしてもらいたいということなんですけれども、この辺について市長の考えをお聞かせ願います。

あと学童保育についてですけれども、やっぱり71名以上のあれを、何とか、補助金を出さな

いとかそういうことあるんですけども、40人が望ましいというような見解も出ているようですけれども、寒河江の学童保育、40名以上のところがあるのかどうか。また40名だから二つに分かれるというわけじゃないんですけども、やっぱり子供たちもそういう環境の中で学童保育の生活を受ければ非常にいいのかなというふうに思いますから、その辺もお願いします。

高橋勝文議長 残り時間5分でありますので。

石川忠義議員 はい。

あと良好な宅地提供と販売ということですが、これはお願いということですね。ほなみ団地の保留地、きのうもありましたけれども、52区画がまだ未販売ということで。なぜお願いするかというと、まずその保留地が売れないと換地が売れないわけですね。個人個人の地権者が持つてるやつね。ですから、やっぱり目的の310戸、宅地、1,100名という計画を達成するにはまず保留地を売らないと進めないわけですね。ですからその辺、皆さん方から何とか紹介していただいて、平成24年、23年ですか、までには完売するというような方向で我々も担当として頑張りますので、ひとつ市長初め皆さんの、議員各位の御協力をお願いしたいわけでありまして。

あとフローラの問題ですけれども……。

高速道路はもう時間ないから、そういうことでもありますけれども……。

フローラの、いわゆる商業地、なかなか厳しいと。マックスバリュもこっちに出ますからね。非常にまた厳しくなるということなんですけれども、あれがテナント撤退されれば本当に大変だなということで、やっぱり今後目が離せない、そういう状況なのかなと思いますので、しっかりした対策を立てていただきたいと思ひまして、第2問を終わります。

高橋勝文議長 佐藤市長。残り3分です。

佐藤洋樹市長 保育所の整備についてのお尋ねがありましたので、基本的には、先ほど来、午前の質問でも申しあげましてお答えしておりますとおり、やはり民間の保育施設の方から御協力をいただいて認可保育所のための整備をするということでもありますから、その認可保育所の定員というのは拡大していく。それに低年齢児の定員が拡大していくということで考えているところであります。できる限り希望するところに入れるようにいろいろ工夫しながら、我々もこれまでも努力してきているわけでありまして、今後ともしていきたいというふうに思っているところであります。

それから、学童保育の40人については担当の方から報告させます。よろしく申し上げます。

高橋勝文議長 子育て支援室長。

那須吉雄子育て支援室長 市内には7カ所の学童保育所がありますが、40人以上いらっしゃるのとは6カ所でございます。

高橋勝文議長 石川議員。

石川忠義議員 とにかくいろいろ、人口減に対しての対策ありましようけれども、今後の第5次振興計画見直しということに期待を持って、ますます寒河江市が活発なる市民の参加を得て発展するように希望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

國井輝明議員の質問

高橋勝文議長 通告番号8番について、7番國井輝明議員。

〔7番 國井輝明議員 登壇〕

國井輝明議員 本日一番最後の質問になりますので、よろしく願いを申し上げます。

質問に入る前に、平成19年12月定例会において、私が保育行政にかかわる一般質問をさせていただいた保育所への入所についての問題点を改善賜りましたことに対し、市長並びに関係各位に対し心より感謝を申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。

私は新政クラブの一員として、市民を代表し、通告している課題について質問させていただきます。

通告番号8番、保育行政について。年度途中の保育所入所について質問させていただきます。

現在、本市においては、希望に沿った保育所への入所がしやすい環境になっております。そのような中、私も気づかなかったことがございました。それは何かと申しますと、年度途中に本市に転入した際に保育所に入所希望を出したところ、入所できないということです。ほんの一例であります。御紹介させていただきますと、家庭内の問題で子供を引き取り、寒河江市に帰ってきた方のお話であります。いわゆるひとり親家庭であります。この方が保育所に入所希望を提出した際、お断りされたということがございます。このほかさまざまなお話を伺ったところ、お子様が3歳から5歳の場合についてはこうしたことも少ないようですが、3歳未満の場合につきましてはまず入所することは困難ということでもあります。

現在、保育所への入所について、保育に欠けるお子さんが入所しているというのは当然でありませんが、年度途中であればほぼ満員状態であり、新たな受け入れは困難になっております。このことの解決は大変難しいとは思いますが、寒河江市に移住してこられた方については特に子育てについて不安を抱えておられていることから、こうした悩みを解消すべきと私は思います。

現在、保育所では、許容される範囲内で定員を超す入所を受け入れておりますことは承知しております。が、こうしたことの解決策はないものでしょうか。年度初めから空きをつくっておくことは簡単なことではありますが、そうしてしまいますと保育所への入所希望の方々へ御迷惑をおかけすることになるので、これはあってはならないというふうに思います。また、保育所の新設や増設なども考えられますが、多額のお金もかかる上、近い将来では子供の数も減少傾向ということもありますので、こちらも考えにくいのではないのでしょうか。そこで御提案申し上げたいのは、保育所の空きがない場合、また民間施設との共存ということも念頭に置き、年度途中の転入時においての特例として保育所への入所、先ほど述べたようなひとり親家庭である場合や保育所に入所させて当然というような方に対しましてはなおのこと、民間の保育所や幼稚園に入所希望を勧めるかわりにその年度だけでも寒河江市独自の補助金を交付して、子育ての負担軽減を図ってはいかがでしょうか。子育てするにはやはり寒河江市だと言われるようになりたいと、私は思っております。

以上、私自身、言いたいことばかりを述べさせていただきましたが、現在の待機児童の数を含め、その中でも寒河江市に転入してこられて保育所に入所希望を出された件数、また入所できなかった

方はどの程度おったのかお尋ねいたします。さらに、今後このようなことが起こった場合にはどう対応していくのかも含め、市長のお考えをお尋ねし、私の第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 國井議員からは、保育行政についての御質問をいただきました。何点かいただきましたのでお答えを申しあげたいというふうに思いますけれども、その前に、市立保育所への入所決定に当たりましては、保護者の皆さんの仕事、それから家庭の両立の推進を図るというために、できるだけ希望される保育所に多くの方が御入所していただくよう工夫をして対応してるところであります。しかしながら、議員御指摘のように、3歳以上のお子さんについては年度途中であっても保育所での受け入れはほぼ可能という状況になっているわけでありまして、低年齢児の方に対しては年度当初から最大限受け入れているということもあって、その年度途中からの市の保育所への入所については大変厳しいという状況になっているわけでありまして、そこはそれで民間の認可外保育所をお願いをしてるというふうになっているわけでありまして。

具体的に3点御質問いただきましたので、順にお答えを申しあげたいと思いますが、初めに、年度途中で転入されて民間の保育所や幼稚園に入所希望を市として勤めた場合に、その年度だけでも市独自の補助金の交付について考えてはどうかというような御質問でありますけれども、幼稚園及び認可外保育所に入所しております3歳以上の児童の皆さんについては、幼児就園支援事業として、年度途中であっても一定の条件に該当する方に対して補助金を出してるというふうになっております。しかしながら、今、問題になっておりますゼロ歳から2歳までの子供さんについてはこうした補助制度はないと、設けておらないという状況になってます。補助制度の創設というものも課題の一つではあるわけでありまして、まずこうした事態を根本的になくしていくにはどうしたらいいかということが、その対策が必要であろうというふうに思います。希望する保育所へ入所できるようにしていくと、そういう施策が必要だろうというふうに我々は思っています。そういったことから現在、市内5カ所の認可外保育所のうち二つの保育所の方から認可保育所への移行の計画があるわけでありまして、そういうことが実現をされれば3歳未満児の定員も増加していくということがあります。ですからそういった状況を見た上で、市の独自の補助金の制度についても検討していく必要があるというふうに我々は思っているところであります。

次に、待機児童数はどうかというお尋ねでありますけれども、20年4月1日はゼロでありました、20年4月1日。ところが今お話しのとおり、年度途中になるとふえてくる。20年10月1日で20人、21年の4月1日では、今年度の4月1日ということですね、去年の4月1日ということですが3人、21年の10月1日では5人というふうになっております。3月1日現在でも待機児童の方は5名というふうになっております。このうち、お尋ねの寒河江市に転入されて保育所への入所希望を出され保育所入所できなかったお子さんは、1歳児の1名というふうになっているところであります。

今後の対応ということになるわけでありまして、先ほど来申しあげているとおり、認可外保育施設が社会福祉法人の認可を得て、その後、認可保育所として運営すべく今、準備を進めようとしているわけでありまして、2施設がそういう準備を進めようとしているわけでありまして、23年度からその整備ができるということに予定では考えているところでありますので、23年度には認可保育所の定員がふえてくるということが計画としてあるわけでありまして、そういったところで対応していくというふうに我々は考えているところでありますし、その定員の増加ということについては、

今、議員御指摘のような事例のみならず、希望していながらも申し込みをしてない、希望してるんだけど申し込みをしてない、いわゆる潜在的な、待機児童という表現が適切かどうかわかりませんが、そういう方もいらっしゃるということでもありますので、そういう方に対しても対応できていくのではないかとこのように我々は思っているところであります。

先ほど来、少子化対策・子育て支援ということを強く御質問をいただいておりますので、我々としては待機児童ゼロを目指してできる限りいろんな方策をとりながら、子供たちが住みよい寒河江市をつくっていくということを考えているところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思っているところであります。

高橋勝文議長 國井議員。

國井輝明議員 御丁寧な御答弁、まことにありがとうございます。

今、人数をちょっとお伺いした際、把握してる人数1名というのは正直、私はびっくりしております。といいますのは、そういったことを私ちょっと御相談を受けた、お話を伺った経緯がありまして、その方に当たるのかなというふうに思いますと、正直ちょっとびっくりしているところでございますが、ほかにもこの年度にかかわらずこうした事例があったということで私は伺っておりますので、あえてこういったことを今回の一般質問にさせてもらったわけでございます。

先ほど来、本日の一般質問の御回答で、5カ所のうち2カ所を認可保育所に変えていくというようなことで対応を切りかえていく、その認可保育所にしてからまたこういった私が今述べたような事例が出た場合は、その後検討していくというようなことで、私にとっては非常に前向きな御返答をいただいたというふうに思います。この認可保育所の方に勧めていただいて御本人たちが納得いくようであれば、私はそれで結構だと思います。

ただ、一つ、2問目は特にさせていただきませんが、質問はしませんが、一つ御要望でございますが、今、受け付けといいますか窓口はハートフルセンターになるわけでしょうか。いろんな窓口あるかと思えます。その窓口で入所希望を出して、「もう満員だから無理ですよ」とか簡単にお断りされたというようなことも正直私の耳にも届いておりますので、申請された方、また庁舎の方にも関係しますが、窓口業務に携わる方には、ぜひその申し込む人の立場に立って物事を考えて親切丁寧な対応を図っていただければ、寒河江市としてのイメージアップにもつながると、ちょっと関係ない話になりますがそのようなことを思いますので、その辺の対応の改善も一つ御要望申しあげて、簡単ではありますが一般質問を私以上で終わらせていただきます。

ありがとうございました。

散 会 午後2時15分

高橋勝文議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成22年3月9日(火曜日)第1回定例会

出席議員(18名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会 委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
菅野英行	総合政策課長	丹野敏晴	総合政策課 財務室長
奥山健一	総合政策課行財 政改革推進室長	大沼伸一	総合政策課企業 立地推進室長
熊谷英昭	税務課長	安彦浩	市民生活課長
犬飼一好	建設課長	富澤三弥	建設課長 都市整備室長
山田敏彦	花・緑・せせらぎ 推進課長	佐藤昭	下水道課長
尾形清一	農林課長	工藤恒雄	商工観光課長
秋場元	健康福祉課長	那須吉雄	子育て支援室長
有川洋一	会計管理者 (兼)会計課長	小畑倉一	水道事業所 所長補佐
櫻井幸夫	病院事務長	荒木利見	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課長 指導推進室長
清野健	生涯学習課 生涯学習課長	片桐久志	監査委員
安孫子政一	生涯学習課 生涯学習課長	犬飼弘一	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	兼子亘	総務主任

議事日程第4号 第1回定例会
平成22年3月9日(火曜日) 午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 一般質問
" 2 議第36号 平成21年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)
" 3 議案説明
" 4 質疑
" 5 委員会付託
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議の運営について議会運営委員長の報告を求めます。

伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長 登壇〕

伊藤忠男議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、昨日議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日追加される議案は、議第36号1件であります。

追加議案の取り扱いについては、本日の一般質問終了後に議第36号を上程し、提案理由の説明を受けた後、質疑を行い委員会付託としてまいります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。
本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一般質問

高橋勝文議長 日程第1、3月5日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成22年3月9日(火)

(第1回定例会)

	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
9	行政改革指針とアクションプランについて	行財政改革に対する市長の基本的な考え方について 市民参画と協働のまちづくりについて 簡素効率的な財政運営について 市立病院の経営方針について	15番 佐藤 暘子	市長
10	入札制度の改革について	公共工事の減少や経営の厳しさに配慮した格付評点算定基準の見直しについて	11番 松田 孝	市長
11	農業の振興について	「環境への取り組みや地域貢献」を加味する総合評価方式の導入について 農政の目玉とする「戸別所得補償モデル対策」と「水田利活用自給力向上事業」への取り組みについて		市長
12	安心のまちづくりについて	ことしの秋に本格デビューする水稻新品種「つや姫」の支援体制について 予備消防団の組織化について		市長
13	健康さがえ21について	計画目標に対する達成度と評価について 平成23年度からの新たな計画の取り組みについて	17番 那須 稔	市長
14	がん対策への取り組みについて	健康都市宣言について 健康の日の制定について がんの予防に対する取り組みについて がんの早期発見のためのがん検診の取り組みについて		市長

	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
15	乳幼児の健康について	がんの知識の普及と情報の共有のため のがん手帳の導入について 子宮頸がんワクチンに対する公費助成 について ヒブワクチン接種への公費助成について		市 長
16	市政全般について	市民が利用しやすい施策の実現について (イ)制度の公平な運用や改善を図る ために要綱の常時公開 市民要求の受け付けのあり方について	16番 川 越 孝 男	市 長
17	機構改革について	市議会担当が総務課から新設される財政 課に移すねらいについて		市 長
18	中期財政計画について	策定される時期 歳出が想定される主な事業		市 長
19	平和問題について	平和市長会議への参加の意向について		市 長

佐藤暘子議員の質問

高橋勝文議長 通告番号9番について、15番佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は日本共産党を代表し、通告してある内容について市長の見解を伺ってまいりますので、よろしくお願いたします。

通告番号9番、行財政改革指針とアクションプランについてお伺いたします。

初めに、行財政改革に対する市長の基本的な考え方について伺います。

寒河江市は、昭和60年度以来3度にわたり行財政改革に取り組んできました。現在の大綱は平成18年度から平成22年度までの5カ年を計画期間としたもので、今年度が最終年度となるものです。これまで進めてきた行財政改革により、目標以上の財政効果があったとされていますが、依然として厳しい状況乗り越えるためには寒河江市としてのさらなる行財政改革が必要としています。

新たな行財政改革を進める指針となる「寒河江市行財政改革指針」が2月19日の市議会全員協議会に示されました。この指針は、公募による委員2名を含む10名の行財政改革推進委員により審議されまとめられたものですが、1、策定の背景、2、行財政改革指針の基本的な考え方、3、行財政改革の目標の三つの柱により構成されています。行財政改革指針の基本的な考え方について私なりに要約すれば、行財政が厳しい状況の中でも市民が安心して豊かに暮らせるためには、簡素で効率的な行政運営と健全な財政基盤を確立する必要がある。そのために行財政改革を進めていくと述べているものと思います。

もっともな意見と思いますが、改革という言葉の意味は改めるという意味であり、無駄なものをなくし足りないものは補い、改めるべきところは大胆に改めるというのが本来の意味ではないかと思えます。

最上川緑地の多目的水面広場について、共産党市議団は建設計画が示された当初から、目的や用途がはっきりせず巨額の建設費を要するこの事業に対しては、後年度の維持管理費も含めて市の財政を圧迫する心配があると反対をしてきました。この事業のことを知った市民からは「そんな施設は必要ない、無駄遣いだ、そんな金があるのならば市民の生活に回してほしい」といった声が数多く出されています。

市長はそのことも考慮され、昨年は多目的水面広場の工事は一時中止し、地域住民の要望の強かった緑地広場を整備しました。しかし、新年度予算には、進入路、取水の工事費として1億円が計上されています。

後年度にわたり維持管理費が財政を圧迫することが懸念されるこの事業に対しては、大胆に見直しをすることも行財政改革として必要ではないかと考えます。この際、工事を一時中止し、使用目的の変更なども含めて、市民の多様な意見を聞いてみる必要があると思えますが、市長の考えをお伺いたします。

次に、市民参加と協働のまちづくりについて伺います。

今回示された行財政改革指針には市民参加によるまちづくりが強調されています。これまでのま

ちづくりは、事業でも計画でも行政が計画立案し形ばかりの審議会で審議することはあっても、ほとんどが行政の判断で行われてきました。寒河江市がこれまで市民参加、市民意欲の高揚として誇りにしてきた事業には、グラウンドワークによる公園づくり、フラワーロードの花の植栽や、花咲かフェアでの花壇づくり、各種イベントなどがありますが、これらの事業やイベントなどが本当に市民の意欲の高揚と自発的な参加によって行われてきたかといえばそうでない部分もあります。例えば、街路樹の下の花の植栽と手入れなどは、町内会に任されていますが、高齢化に伴い、毎日の花の水かけが大変になってきた、さまざまなことが町内会に押しつけられるといった不満の声が出ていることも確かです。市民が自発的に市政に参加し、自分たちの住む町を自分たちの手でつくっていくことは、今後ますます求められることですが、行政の経費を節減するといった発想や、受け手の方が行政の下請と思うようなやり方では、市民が生き生きとやりがいを持って参加することにはならないと思います。

行政は、市民に対し自分たちの住む町が現在どのような状況なのか、市の抱えている借金やその返済計画なども含めてわかりやすく情報を提供し、寒河江市が進めようとしている事業や計画などについても説明し、市民の意見や知恵をかりることが必要だと思えます。

指針の中には市民のニーズを的確に把握し、それを行政に反映させることが重要であることを書いています。寒河江市では市報や市のホームページなどでの情報発信に努力していますが、市民からの意見や要望などを取り込む手段が不足しているのではないかと思います。市長は就任以来44回もの地域座談会を開催され、市民とひざを交えて懇談し、さまざまな意見や要望を聴取されたということで、大変な努力をされていることに敬意を表します。それとともに、そういった座談会などに参加できない人、したくない人たちの声も酌み取る必要があると思えます。寒河江市では各種審議会に公募の委員も募り審議されていますが、会議のテーマや結果だけでなく、審議会で交わされた意見なども公開し、市民と問題を共有できるようにする。また、テーマを設けてそのことに対する市民の意見を書き込んでもらうなどの方法をとるべきと思えますが、そのことに対する市長の考えをお伺いいたします。

また、市民の多様な意見を集約する方法として、ワークショップの手法を取り入れている自治体がありますが、ワークショップについて市長はどのように考えられるか伺います。

次に、簡素効率的な財政運営について伺います。

健全財政を確立していくためには、自己財源を確保するとともに無駄を省き効率的な財政運営をすることはいつの時代も求められることです。事務事業に関してはOA機器の発達とともにその様相は顕著になってきました。改革指針の中にも組織や事務事業の見直し、民間委託や情報化の推進などの取り組みにより、定員の適正化に努め、おおむね5%の削減を目指すとしています。一般職、技能労務職、医療職を含めた平成21年の職員数は468名となっていますが、平成26年の職員数では23名減の445名となっています。この数字は、退職者の不補充ということなのか、また、職員の採用についてはどのように考えているのか伺います。

また、役付職員の構成比の平準化ということも載っていますが、先日の全員協議会で配られた組織の見直し説明書によれば、これまでの6課5室が再編成されて7課7室になります。平成21年度の管理職は課長18名、室長6名、主幹13名となっていますが、課、室ともにふえる中で役付職員の平準化とはどのようになっていくのかお聞きします。

次に、市立病院の経営方針について伺います。

寒河江市立病院は多くの自治体病院がそうであるように、大変厳しい経営状況であることはだれもが御存じのとおりです。経営悪化の原因は、医師不足に加え小泉内閣による三位一体改革によって地方交付税の大幅削減や、医療費抑制による診療報酬の連続引き下げなどが大きな要因になっています。懸命の努力にもかかわらず、病院の経営は好転せず、患者の減少、診療報酬のさらなるマイナス改定により、平成18年度の累積欠損金は4億6,700万円となりました。平成19年度には寒河江市独自の「市立病院経営改革プラン」を策定し、経営健全化に向けた努力をしてきましたが、平成19年12月、総務省は全国の公立病院の経営環境や医療提供体制が極めて厳しい状況にあることから、抜本的な改革が必要として「公立病院改革プラン」を平成20年度中に策定することを全国の公立病院に義務づけました。そのことを受けて、寒河江市では平成21年3月に「寒河江市病院改革プラン」を策定しています。この改革プランの計画期間は平成21年度から平成23年度までとなっております。国が示したガイドラインに沿った改革プランがつけられています。

国が求めている改革とは、1、確実な経営の効率化を図ること、2、2次医療圏内でのネットワーク、再編を図ること、3、経営形態の見直しとなっており、公立病院としての役割を果たしつつ企業感覚による病院経営をするよう、経営形態を見直しをするよう求めています。その選択肢として、地方公営企業法の全部適用、指定管理者制度導入、地方独立行政法人化、民間委託、民間移譲の四つが上げられています。「寒河江市立病院改革プラン」では、経営改善を図るための数値目標や目標達成のための具体的な取り組みを上げ、経営形態についてはこれまで市立病院がとってきた公営企業法の一部適用という形態をとっていくと結論づけています。

その理由として、公営企業法の全部適用に移行したとしても給与規定や職員の採用なども市長の権限で行われており、一部適用と本質的には変わりがないこと、公営企業法では常に企業感覚での経営が求められるが、公立病院は国保直診施設としての性格上、権限と責任が一致することが重要であり、国保直診施設は全国的に地方公営企業法の一部適用が圧倒的に多いこと、自治体病院ということから、経営責任者の市長と実質的な病院運営者である院長が一体的に経営に当たることで十分対応が可能であると述べています。

しかし、今回示された改革指針では地方公営企業法の全部適用を含めた経営改善を進めていくとあります。全部適用にすることで、これまでとどのような違いがあり、どのような改善が図られるのか、また、給食調理業務の民間委託などの検討も含まれるのかお伺いいたします。

以上、お伺いいたしまして、第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

佐藤暘子議員からは行革指針に関連して何点か御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきますというふうに思います。

初めに、最上川緑地に関する御質問でありますけれども、最上川寒河江緑地につきましては、市民のさまざまなスポーツ、レクリエーション、そして水と緑の触れ合いの場として整備をしていくこと、さらにはカヌー競技の中学校・高校生ジュニアクラスの全国大会や東北大会並びに県内の国体予選などを誘致をして、宿泊や観光面での交流人口の拡大を図りながら本市の経済の活性化を図るものとして、平成14年度から事業を実施してきたわけであります。

今年度は、御案内のとおり市民の地域の皆さんの要望でもあります緑地広場の整備を実施しているところであります。多目的水面広場につきましても、構造的にはほぼ完成を見ているわけでありまして、供用のための必要な取水口、電機設備、ポンプなどの取水関連の設備、整備を残すのみというふうになっているわけでありまして、新年度必要な予算措置を講じたところであります。

現在、県のカヌー協会などの競技団体や中学・高校のカヌー競技指導者などの御意見を順次お伺いしているところでありますけれども、早期完成の期待が大きいというふうに私ども感じているところであります。

御質問は、水面広場の整備を一時中止をして市民の多様な声をお聞きすべきではないかというような御質問でございます。多くの市民の皆さんの声をお聞きしていくということは当然必要であります。公園の利活用や運営などについては、引き続き関係団体、それから市民の皆さんとお話し合いを続けていきたいというふうに考えております。

新年度予算に盛り込んだ園路さらには安全施設の整備は、緑地広場の供用のためにも必要な施設であります。これまでの事業の進捗状況などを総合的、合理的に判断しますと、スポーツ団体や市民の皆さんの声をお聞きしながら、多くの方々に有効に利活用していただけるよう整備を進めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

なお、この事業については国の都市公園事業補助金、そして国からの補助事業に伴う公園整備事業債、起債ですね、を活用しながら推進してきたのは御案内のとおりでございます。仮に、本事業を中止した場合には、補助金の返還、起債の繰上償還、そして河川敷地の包括占有許可の取り消しと原状回復措置が求められることになろうかと思っております。平成21年度までの事業費総額につきましては、6億8,000万円になる見込みであります。そのうち平成21年度まで、今年度までですけれども、交付、または交付決定された国の補助金につきましては3億4,000万円、起債につきましては2億8,000万円余であります。この返還や繰上償還が求められることになろうかと思っております。また、水面広場を埋め戻し、遮水シートを処分するなどの原状回復していくには約3億5,000万円程度の新たな費用負担が必要であります。

このような状況をかながみましても、この最上川寒河江緑地公園につきましては、残事業費を考慮しても完成に向けて着実に整備をしていくことが現時点において合理的な判断とさせていただいたところであります。御理解を賜りたいというふうに思います。

続きまして、行革の指針アクションプランについて何点が御質問いただきましたので、お答えを申しあげたいと思います。

このたびの行財政改革につきましては、その力点を市民主体のまちづくりを進めていく、そのための市民の市政参画、情報の積極的発信、開かれた透明な市政運営におきまして推進に当たっていくことにしているところです。

審議会等の審議の状況の公開につきましてはでありますけれども、行政の透明性の確保、市政への関心を喚起するための方法として有効な手段では、手法ではないかと考えているところであります。しかしながら、御案内のとおり、審議会は独立した機関であり、公開に当たっての審議会自体の公開、非公開の意思も尊重していかなければならないと考えておりますので、今後の課題というふうにさせていただければというふうに思っているところであります。

また、テーマを設けて市民の皆さんの意見を書き込んでもらう方法などを取り入れるべきではないのかということでもありますけれども、行革指針の中でも具体的な取り組みとしてパブリックコメント制度の導入を図るということに記載しております。計画等をホームページや主要施設で公開をして、それらに対する市民の皆さんの意見をホームページなどに書き込んでいただき、より広範な市民の皆さんの意見を反映してまいりたいというふうに考えているところであります。

さらに、ワークショップの手法についての御質問であります。計画の段階から市民の皆さんの参画をいただき、多様な意見を出していただき、市民と行政がお互いに協力関係に立った事業の展開というのが市民と行政が一体となったまちづくりを進めていくには大変重要な要件であります。現在策定中のアクションプランの中でぜひ盛り込んでいきたいというふうに考えているところであります。

次に、職員定数に関して御質問がございました。平成21年度と平成26年度の比較で23名の減となっているが、退職者の不補充ということなのかというような御質問でありましたけれども、定員の適正化計画の基本的な方針として指定管理者制度の導入、さらには民間委託そして事務改善により定員の適正化に努めるということにしているわけであります。この方針に沿って、推進期間中に保育士、栄養士、さらには事務補助、用務員、看護師などの退職に合わせて民間委託や指定管理者の導入を推進することによって、結果的に不補充になるという計画を立てているところであります。行政職についても事務改善や事業の終了に伴い削減する計画となっているところであります。

なお、国などの制度変更や新たな事業が発生した場合には、もちろん柔軟に対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、役付職員の構成比の平準化についてお尋ねがございました。平成21年度地方公務員給与実態調査の結果に基づきまして、平成21年4月現在の県内の13市の平均行政職職員について給料表の級別に比較しますと、管理職の級に当たる6級該当の職員数の割合が寒河江市は16.6%と長井市に次いで高い水準にあります。主査の一部、課長補佐に適用されます5級についても26.6%と天童市に次いで高い水準にあるわけであります。逆に、主事級に適用される1級及び2級については、13.6%と最も低い水準になっております。これらは平均年齢が46.3歳と13市の中で最も高い水準にある本市の職員の年齢構成に起因するところが大きいわけがございます。

こういう状況につきましては、本年3月末の退職者13名も含め平成26年度までに約60名の定年退職者が見込まれております。それに対する新規採用も行うこととなりますので、その結果、他市並

みの役付職員の平準化が図られていくものと考えているわけではありますが、さらに時代の要請に合った市民の皆さんにわかりやすい組織及び職員の配置を常に見据えながら、管理職を初めとした役付職員の構成比についても配慮していく必要があるというふうに考えているところであります。

最後に、市立病院の経営方針についてお尋ねでありますのでお答えを申し上げたいと思います。

地方公営企業法の全部適用について御質問がございました。市立病院事業を全部適用とする場合には地方公営企業法に定められておりますように、任期4年の病院事業管理者を置くことになるわけでありまして、病院事業管理者の地位及び権限として、予算を調製すること、議会で議案を提出すること、決算を議会の認定に付すること、地方自治法に規定する過料を科すること、この4項目を除いて病院の業務を執行し、業務の執行に関してその地方公共団体を代表するということになるわけでありまして、また、事業管理者の担当事務としては、地方公営企業法9条に15項目が列挙されているわけでありまして、その主なものを申し上げますと、病院の内部組織の設置、職員の任免、給与・勤務条件等の身分取り扱い、予算原案を作成し市長に提出すること、そして資産の取得、管理、処分、契約の締結、資金の一時借り入れ、そして労働協約の締結などの事務が事務管理者に任せられるということになるわけでありまして、これらの権限と責任を持って病院を経営していくことになるわけでありまして。

次に、全部適用によりどのような改善が図られるかということでありまして、事業管理者を置くことによりまして、運営上の意思決定のスピード化、さらには経営責任の明確化、自立性の拡大による効率的・効果的な病院経営が期待されると言われているところであります。多くの病院の事業管理者として成功してきた院長等の例によりまして、職員の間で独立企業体意識が確立される、人事権が確立される、病院自体の経営方針が立てられる、院長の経営責任が明確化されるなどのメリットがあると言われております。病院管理者を置いた方が激変する医療環境に速やかに対応し、効率的に運用できるというものであります。

一方で、法的に担保されるはずの予算、給与、人事権などの権限が実質的には与えられていないことなどの理由で、経営改善が進まないとした報告なども見受けられるわけでありまして。また、事例では事業管理者の条件として、医師確保対策、特に大学との交渉において効果が期待できること、そして職員、特に常勤医師の統率が可能であること、経営感覚を有することなどが事業管理者の条件というふうに言われているわけでありまして。こうしたことを踏まえまして、今後、市立病院で適用するとした場合にはどうなのか、全部適用に移行した病院の状況なども十分調査をしながらメリット、デメリットを検証して進めていかなければならないというふうに考えているところであります。

次に、病院食調理業務の民間委託の検討についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

このたび策定いたしました行革指針では民間活力の導入ということをうたっております。民間でできるものは民間でと掲げているわけでありまして。また、改革プランでも民間的経営手法の一つとして給食調理業務の検討を掲げているわけでありまして。このプランに沿って、市立病院の給食調理業務については鋭意検討を進めていきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 第1問にお答えいただきましてありがとうございました。

まず、最初に最上川の多目的水面広場についてですけれども、今市長からはこの事業を中止した場合の、どのような補助金の返還とか原状復帰をしなければならないとか、それにかかわる経費などの点が挙げられましたけれども、この事業そのものがまず施設をつくってからどうするかを考えるような施設の内容ではなかったかと思うわけです。このような経費がかかると、それを中止してやらなくともそれなりのお金がかかるというようなことから、この事業は推進していくというような考え方のようにも思いますが、それであるならば今行革なんかで言われていることは費用対効果はどうかかということが言われていると思うのですが、このようにこの施設に対してのこれまでかかった費用、そして維持管理費なんかも含めた費用がこれからどれくらいかかるか、そのための返済はどういうふうにしていくのか、そしてこの競技を運営するための効果の面ですね、この水面広場を利用するための効果の面。今さまざまなカヌー競技ができるような手ごたえがあるというようなお答えだったと思いますけれども、そうであるならばこのような競技が年間でどれくらい行われるのか。そしてまたそのほかの利用などもあると思うのですけれども、それによってどれくらいの経済効果が出るのかといった効果の面、そういうものも明らかにすべきだというふうに思います。それで、この施設が本当に費用対効果として成り立っていくような状態なのかということも明らかにして、市民にも示すべきだというふうに思います。

このカヌーの水面広場がどこに建設されているのかなどということは、多くの市民が知らないでいるんじゃないかなと思うのですね。ですから、場所がどこでどういうものがつくられているのかということすらも市民は知らないままにこの工事は進んできたわけです。ですから、そういうこれまで進んできた計画もきちっとした計画が示されないままに、利用目的なんかも示されないままに進んできたこの計画に対しては、やはり市民に対して明らかにして、これくらいのお金がかかってこれくらいの経済効果があるんだということをしっかりと示すべきだというふうに思います。そしてやはり市民にこういう事業の判断を求めべきだというふうに思いますけれども、その点に対して市長はどのように考えるか、お答えをいただきたいと思います。

それから協働のまちづくりですけれども、審議会で出た意見なんかも公表すべきでないかということに対しては、審議会の内部的な公開ができるのかどうかということもあるので、それは今後の課題というようなことでありましたけれども、インターネットなんかでさまざまな審議会の情報なんかを私見ているんですけれども、やはり審議会で話された内容なんかもホームページに上げていくんです。そうしますと、やはりその中でどのようなことが話されたのかということが一般の人たちにもわかると。そのことによって、市民もそういう問題に対して共感できる。そしてまた、こういう意見に対してはこう思うんだというような市民からの情報提供なんかも得られるのではないかなとも思うのです。ですから、今議会の中でも情報公開ということで、委員会の原則、自由に傍聴できるというようなことが審議をされておりまして、そういうことから市の方でもこういう審議会に対して情報公開するというような制度にさせていただくべきだというふうに思っております。

それから、もう一つ審議会についてなんですけれども、今回の行革の指針の諮問が行われまして、公募による委員も含めて10名の推進委員会が開かれたわけですが、公募にされたということ

は非常に一步前進だと思えます。ですけれども、この内容を審査するのに非常に期間が短かったわけですね。3回の会議の中でこの答申をしなければならぬというような非常に短い期間の審議だったわけですが、やはり本当に市民本位の審議会にするというのであれば、いろいろな資料の徴取とか、検討とかそういう時間も必要だと思うのです。もちろん、市民の方にとってはこの中に掲げてある民間委託とか指定管理者制度への移行というようなものもあったわけですが、実際この民間委託をされた事業所あるいは指定管理者に移行されたところ、それから病院の問題なんかもあるわけですが、病院の状況がどうなっているかということをもまずはわからずじまいでこの審査をしなければならぬということになったのではないかというふうに思うのです。ですから、やはりそういう今の現状を実地に視察をしてみるとか、そういう審査の方法も必要だったのではないかというふうに思えます。これからの審査に当たってはそういう点も考慮すべきではないかというふうに思いますが、市長の考え方をお伺いしたいと思います。

それから、簡素効率的な行政運営についてですけれども、市の職員は退職の職員の後はそれを採らないで指定管理者制度あるいは民間というようなものに移行していくというふうな考え方のように思いますが、指定管理者に移行することについても、その業務が指定管理者に移してもそれがなじむのかどうか、そういうこともやはり検証していく必要があるのではないかというふうに思えます。指定管理者制度そのものが悪いというわけではありませんけれども、やはり教育とかそれから人の命とかそういうものにかかわるものについては、行政がしっかりとそれを守っていくべきではないかと私は考えているわけですが、指定管理者に対してのそういう移行に対してもしっかりと市民にも問いかけてみるということが必要ではないかというふうに思っております。

それから、ワークショップのことなんかについても、さまざまな審議会とかそういうものにこれからの計画とかそういうものについても、ワークショップというものを取り入れていくと市長言われました。そのことは非常にいいことだということに思っております。5日の一般質問で、石山議員も地域福祉計画についての研修の中でワークショップをしているところを視察してきたということがありましたけれども、私も厚生経済常任委員会の中で一緒に視察をしてきたわけですが、それで、ワークショップというものをやることによって市民の行政への参加の意識が育つというようなことがありますし、またそのことによって、町の中で何が必要でどういうものを市民が望んでいるかということも明らかになってくるということなんですね。ですから、こういう手法でワークショップをすることによって、一つ地域福祉計画だけでなくさまざまなものにこの市民の声が反映できるのではないかと思いますので、そのことをぜひやってほしいなというふうに思っております。

それから、市立病院の経営の問題ですけれども、公営企業法の一部適用と全部適用をすることによってどのように変わるのかということが今答弁の中にありましたけれども、前に平成22年度までの計画の中では一部適用でも十分やっていけるんだというふうなことを言っていたわけですね。内容的には余り変わりがないというようなことがあったわけですが、今の市長の、全部適用に変えた場合にどうなるかということをお聞きしましたが、そんなに大きな変わりはないのではないかとこのように思うのです。だから、今のままでもこの病院の改革はやっていけるのではないかと私は思っております。

まず、一番やらなければならないことというのは職員の意識の改革ですね。この危機的な状況にあるということを医師も含めて職員みずから意識することだということに思いますが、これは一

病院だけの問題ではなくて寒河江市民全部、そして、この寒河江市政に携わっている職員すべての人たちが同じように危機意識を持ってこの問題には対処しなければならないのではないかなというふうに思うわけです。

それで、身近な改善すべき点というふうに私が思っていることについて挙げてみたいと思います。市民にもこの市立病院のことをよく知ってもらうことだと思います。どうすればこの病院を改革できるのか、どうしたら市立病院に来ていただけるのかというようなことを意識調査ですね、世代別のアンケートをとるとか、また病院に来ている患者さんに待合室で待っている間にボランティアの方たちの協力も得ながら、どういうところを改善してほしいと思っているかというような聞き取りをすとか、そういうことを取りまとめて病院の改革委員会などで検討してもらうということが必要ではないかと思います。

また、市立病院は非常に特徴的な診療ができる病院として、リハビリなんかは非常に東北でも有数のすぐれたリハビリ施設を持っているというようなことがあるわけですから、このリハビリ診療に重点を置いて、他の病院や診療所との連携を密にしながら患者を回してもらうというようなこととか、今在宅で寝たきりになっている高齢者とかリハビリを必要とする高齢者の方々もいらっしやると思うのですが、そういう方に在宅のリハビリ、訪問リハビリなんかができないのかどうかということですね。

それから、給食は今直営でやっているわけですが、市立病院の病院にいる間の給食は食べられるけれども、一時休暇をもらって在宅に来たら自分のうちの御飯が食べられないというように言っている患者さんも私は耳にしております、それだけ病院の給食は患者さんの、適時適温で出してくれますし、また心のこもった給食を出してくれるということがあるわけで、そのこともやはり目玉にして、市立病院ではこういう給食をやっているんだというふうなことを目玉にして病院経営に当たるといことですか、それからもう一つ今出ているのが人工透析のできる病院にしてほしいという市民の声があるわけです。そういうことも検討に上げるとか、また高齢者が増大をしております、医療が必要なんだけど、病院には長く置いていただけない、そしてほかの施設に移ろうとしても医療を必要とする高齢者は引き受けないということで、こういう患者さんが非常に行き場をなくして困っているんですね。ですから、療養病床を取り入れるというようなことも考えの一つにはあるんでないかなというふうには思います。

それから、今国の方でも重視しているメタボ対策の教室なんかも病院の中で開けないかというふうなこととか、高齢者になりますと足の確保ができなくて病院にも通えないという方が大勢いらっしやるわけです。ですから、このことは病院だけの問題ではなくて、まちづくりの問題として、循環バスを回すというようなことも考えられるのではないかなというふうなことがあります。

あと、5日の石山議員の答弁を聞いていて思ったんですけども、市立病院の医師の10名のうち8名が市外のお医者さんだということで、救急体制が確立できないというような話がありました。救急体制が確立できないというようなことは非常に大きな問題だというふうに思うのです。ですから、この点なんかについても医師の住宅の確保、新しく建設するのが大変だとすれば病院の近くにアパートを借り上げてそこに住んでもらうようなことができないかというふうなさまざまな考えられることがあるわけですね。こういうことについてやはり病院の経営感覚、経営の審査会の中で審議するだけでなく、やはり寒河江市全体の問題として、副市長を中心としてでも庁内のワーキン

ゲグループみたいなものをつくって、そこで検討するというようなことが必要ではないかと思えます。

以上、第2問とします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 多岐にわたる御質問でありますので、簡単にお答えをしたいというふうに思います。

最上川緑地公園についての御質問でありますけれども、先ほどワークショップの話をいただきましたけれども、緑地公園の整備については地元の皆さんの方でワークショップ的なものをつくっていただいて、いろいろ議論をしていただいてどういう整備をしていくかということを検討していただいた成果が、今整備をしているところであります。そういったことでワークショップについては、引き続き来年の振興計画、地域福祉計画のみならずそういったいろんな面で手法として取り入れながら、市民の意見を反映させる市政に展開していくということが必要だろうというふうに思います。

寒河江緑地公園の整備について端的にお答えしますけれども、いろんな経済効果があるというふうに言われておりますが、費用対効果はどうか、どのくらい維持管理にかかるのかということでもありますけれども、維持管理費用については現段階の概算額としては水面広場の水面の状況に対応した取水ポンプの稼働日数とか、芝生管理の内容、管理人の配置状況などによって異なってきますけれども、おおむね年間2,000万円から2,500万円程度かかるのではないかとこのように思っています。

また、経済効果という、これはどういう大会なり競技を応援するかということで変わってきますけれども、例えば去年全国中学校大会というのが近くで開催されました。これをとってみますと、選手、役員で宿泊は5日間、延べ人数でいくと1,240名ということになります。5日間合わせて1,240名、選手、監督ですね。泊まりの場合は協定料金がありますから、1人6,800円。掛け算しますと、選手、監督だけで850万円程度。そのほかに、もちろん中学生でありますから保護者の皆さんが大勢いらっしゃる。その宿泊、さらには土産、いろんな食事とかということで、相当な経済効果は期待できるというふうに思います。中学校の全国大会のみを申しあげましたけれども、その以外の大会などでもそれぞれ試算はできるというふうに思います。これから煮詰めていきたいというふうに思っているところであります。もちろん経済効果のみならず、スポーツの振興、地域の振興ということが基本でありますから、そういった面でおっしゃるような程度姿が見えてこれから供用開始ということになるわけでありまして、ぜひ市民の皆さんにも周知をして御理解を賜るようにしていきたいと思っているところであります。

それから、審議会の公開についてはおっしゃるような、やはり審議会独自で公開、非公開を判断していくということがあるわけでありまして、できるだけ公開の方向でしていただければというふうに私たちは思っているところであります。また、審議会の内容などについても審議会の了解を得れば後に公開できるということがあるわけでありまして、そこら辺はそういう意味で検討させていただきたいと申しあげたところでありますし、今回の行革の指針の会議については、委員の皆さんには大変短期間の間に御審議をいただいたこと、大変感謝申しあげておりますけれども、来年度いろんな計画づくり、審議会を設置をするということになるわけでありまして、その辺の反省も踏まえてある程度十分な審議検討がなされるように努めていかなければならないというふうに思っているところであります。

それから、病院の経営について多岐にわたる御質問をいただきましたので、包括的な形で御答弁を申しあげたいというふうに思いますけれども、先日の石山議員にお答え申しあげましたとおり、

佐藤議員の御指摘のとおり、市立病院の役割を果たしていくためには市民の皆さんに安全・安心な医療サービスを提供していくというのが使命でありますし、基本でありますから、そのための医師確保、最後におっしゃいました医師確保というのが大変重要なテーマでありますし、もちろん病院だけでなく、私も含めてですけれども、全体で確保に努力をしていくと、その医療体制の整備に向けて努力をしていかなければならないというふうに思っているところであります。

さまざまな御提案をいただきましたから、その内容についてはいろんな角度から具体的な改善案なども検討させていただいて、順次できるものから取り組んでいくという基本的な考えでありますので御理解を賜りたいというふうに思いますが、その中でも人工透析療養病床の質問がありましたけれども、仮に導入するとした場合には、やはりこれ、医師確保というのが課題になってくるわけですね。また、施設整備というものも問題になります。導入するということになりますと125床の一般病床を減らすということになりますが、その場合、医師の引き揚げなどということが懸念されるというところがありまして、ここはなかなか慎重にいろいろ検討していかなければならないというふうに我々は思っているところであります。

いずれにしても、市民の皆さんの健康、安心を守っていく市立病院の果たす役割を保持充実しながら、そういう改革指針に沿って、プランに沿って努力してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければというふうに思っているところであります。

高橋勝文議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 それでは最後に申しあげますが、さまざまな課題の解決、課題がありましてこれらの解決は大変なことだと思いますけれども、やはり行革を進めていく中で、これまでの行革の中ではサービスが低下してきているという部分もあるわけですね。例えば、在宅で寝たきりの方の高齢者の訪問理容と申しますか、床屋さんですね。そういう方の利用回数が少なくなったというのは、やはり自分で負担をしなければならなくなったというようなことがあったり、紙おむつの支給が減らされたとか、そういうこともあるわけです。ですから、改革というのは必要なことなんですけれども、やはり福祉とか医療とか市民が必要としているもののサービスが削られるというのでは改革にはならないというふうに思うわけです。ですから、経済の効果の見込めないようなもの、そういうものにこそ大胆にメスを入れるべきではないかということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

松田 孝議員の質問

高橋勝文議長 通告番号10番から12番までについて、11番松田 孝議員。

〔11番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は日本共産党を代表し、市民から寄せられた要望や意見を踏まえ、通告してある質問事項について市長の見解を伺います。

初めに、通告番号10番、入札制度の改革について伺います。

公共工事の市場では、これまでの入札契約制度改革による一般競争入札が拡大するとともに、落札率の低下傾向が顕著にあらわれてきています。特に、この10年間の構造改革路線のもとで公共投資の減少が価格競争の激化を引き起こし、極端な低価格での入札現象が散見されるようになりました。いわゆるダンピングによる受注工事では、工事の品質低下や安全対策不備が懸念されると同時に、そのしわ寄せを重層下請制度のもとで下へ下へとかぶせています。そして、最終的には中小零細下請業者の経営悪化、現場に働く建設労働者の低賃金、不安定雇用などの労働条件などの悪化を招いているとの各方面からの指摘もあります。これ以上、建設労働者の賃金、労働条件の悪化が続くと熟練技能者が枯渇し、建設業が産業として成り立たなくなると危惧されています。営々と築き上げてきた熟練技能が伝承されなければ、住民生活の安全や居住を守り、生活の利便性の確保も困難になってしまいます。

市民の税金を原資とする公共事業は、できる限り安く無駄なく執行されることは当然であります。公共事業を行う事業者が労働法制も無視して競争原理に任せてよいはずはありません。公共事業には完成物の品質、安全性の確保、地域経済の振興、地域建設業の健全な発展などが重要な役割として求められています。

そこで、以下について伺います。

一つは、建設業者の格付評点算定基準は経営事項審査評定、工事实績、工事能力、技術職員の四つで評価点数を出し、格付を行っています。その中で、工事实績のウエートが大きくなっていますが、近年の公共事業の減少や経営の厳しさを考えますと、これまでの点数格付から引き下げなど見直しが必要と考えますが、そのことに対する考えを伺います。

2点目は、国土交通省は、10項目の建設業法令ガイドラインを策定し、下請保護策を進めていますが、本市の地域業者保護の立場から以下の点について考慮すべきと考えます。

一つ、評点算定基準に市内の下請業者を利用した場合の点数加算。二つ目は、発注基準の地域要件は本社と限定し、また市内在住者の雇用比率50%以上とし、比較的規模の大きい工事を含め市内業者優先に切りかえるべきと考えますが、見解を伺います。

3点目は、多くの市町村は公共工事の入札で価格以外の要素を加味する総合評価方式を実施しています。2005年4月施行の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に位置づけられた総合評価方式であります。評価項目に、建設労働者の賃金など労働条件確保に向けた企業の取り組み、環境への取り組みや地域貢献を加えました。これまでの価格のみの競争から、企業の社会的貢献度もプラスした上で最終落札者を決定する方式であります。社会資本整備に向けて、多くの自治体で総合

評価方式を採用しています。本市においても公共工事の品質確保の立場から、価格以外の要素を組み入れた総合評価方式を導入すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、農業の振興について伺います。

佐藤市長は、平成22年度の市政運営の中で農業振興について、売れ行き不振と農産物の価格低迷など厳しい現実に直面していることを認識し、元気なまちづくりを目標に掲げています。具体的には、産地の差別化を図り、他に一步先んじた競争力の強い農業を確立するとしています。このことから、いよいよ始まる農業の「戸別所得補償モデル対策」、「水田利活用自給力向上事業」を受けて、本市の農業の振興にどのように結びつけているのか伺います。

農林省の資料によると、日本の農業生産力は10年後に現在の4分の3になると予測され、作付面積や就農者の減少がこれまでと同様に続くと、2020年度には現在の生産量の75%まで落ちるとしております。一方で、世界の穀物需要が逼迫する状況となり、輸入が簡単にできなくなることも予想されています。世界の穀物需要については、中国やインドなどの新興国の人口増加や食生活改善、バイオ燃料の拡大などが想定され、穀物需要の逼迫を背景に投機資金の流入が起きるとし、「経済力さえあれば自由に食料を輸入できる時代ではなくなってきている」と述べています。

新政権は米価下落による所得減を重大な問題として認め、生産費を念頭に置いた所得補てんに踏み出した点はこれまでの農政から一步前進したと言えます。しかし、問題は補てんの内容が標準的な生産費とした1万3,703円は、農水省の米生産費統計による2008年産の全国平均1万6,497円よりも2,800円も低い水準であります。また、補てん単価が全国一律というのも問題であります。平均より生産費の高い地域や販売価格の低い米を生産する地域では、これまでの赤字の一部が補てんされるにすぎず、水田農業の衰退を防ぐことはできません。

関係者によると、減反・転作で戸別補償を受けるよりも、米を栽培し自力で販売する方が収入もふえると判断する農家が多数出てくるかもしれないと、急転換する農政に困惑をしています。確かに、農家の期待にこたえ戸別所得補償対策がスタートしますが、標準的な生産費を下回る制度では、稲作経営の改善には結びつかないのです。この戸別所得補償対策について市長の見解を伺います。

次に、2月22日に寒河江市水田対策協議会が開かれ、JAさがえ西村山水田農業推進要領が示されました。それは、水田利活用自給力向上事業と激変緩和交付金を活用し、農家の所得向上と生産調整実施者のメリットを最大限受けられるようにするというものであります。

ところが、助成金単価が現状より大幅に減少する地域や作物が出てきました。特に、中山間地で実施してきた飼料作物について、畜産農家との利用協定を結ぶ条件が加えられました。ところが、協定を結ぶ畜産農家がないなどの問題も出てきています。

また、一般水稲栽培と同じ作業管理で有利に収穫できる飼料米や加工米は契約栽培であり、それぞれ支所ごとに配分されるために自由に栽培ができない。また、新たな要件として加わったのは調整水田での自己保全としていた不作付地は交付対象外とし、今年度は改善計画書を提出すれば米の戸別補償が受けられる。しかし、高齢化や農産物安値で生産費が過剰になり採算がとれないとして、作付をしない農家が続出。これまで実績算入にカウントされてきた水田は耕作放棄状態にあり、復田は困難であります。

このような課題を解決しない限り、水田利活用と自給率はさらに低下の一途をたどることになります。

寒河江市は水田利活用自給力向上事業を受けて、土地利用型作物・野菜などで農業粗生産額をどのように分析しているのか伺います。

次に、この事業は平成22年度についてはモデル事業の位置づけとして要件緩和されていますが、次年度からは転作作物は生産から販売までの要件を満たすことになっています。農家の理解も不十分であり、土地利用型作物の作付指導や販路拡大に向けた取り組みが重要と考えますが、振興策を伺いたいと思います。

3点目。前段で申しあげた課題は一部ではありますが、制度の問題点を分析し国に改善を求めるとともに、寒河江市の農業施策に反映できる課題については早期に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

4点目。これまではさくらんぼなどの果樹については永年性作物として認定してきました。ところが、今回の制度で対象要件から外されました。その後の激変緩和措置の中で議論され、今年度はとりあえず対象になったようですが。現在、本市を含む1市4町でさくらんぼ「紅秀峰の里づくり」を目指し、100ヘクタール増植運動を展開中であります。次年度の本格化に向けて永年性作物も対象に加えるよう関係機関に積極的に働きかけるとともに、独自の施策を加え増植運動を推進すべきと考えますが、見解を伺います。

先日、「つや姫」を栽培する方々への認証交付と種子の受け渡し式の様子がテレビ報道されました。式典には本市からも多数参加し、村山地区生産者代表の土屋喜久夫氏が「魚沼産ではなく寒河江産が日本一と言われるよう県内産地間とも競り合いながら生産に当たる」と、力強い決意を表明されました。

これまで山形県を中心に「つや姫」を高品質のブランド米として押し上げるための戦略を活発に展開してきました。一方、生産者は栽培マニュアルに沿って栽培することが条件とされ、食味をよくするために過剰な収量を上げることも禁止されるなど制約も多くあります。これらの諸条件の負担軽減のため、「つや姫」を生産する農家への支援を検討すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

最後に、火災や災害時に迅速な防御活動で災害を最小限に抑え、住民の生命・財産の軽減を図るための消防組織化について伺います。

寒河江市の消防団の出動体制は末端の団員まできめ細かく網羅され、火災の際はその連絡網を使って招集を受け、自宅や職場からの駆けつけ、防御活動を行っています。ところが、近年の就業形態の変化で団員の就労先が地元以外の職場勤務者が続出し、そのため平日の日中は不在者が多く消防団活動の空洞化が生じてきています。広域消防署が在署している中心部の住民は空洞化の不安もなく過ごしています。深刻なのは遠距離に居宅を構えている方や、山林火災の初期消火のおくれで大火災に進展し巻き込まれることへの不安を抱えています。

このような事態に対し、住民の協力が不可欠であります。一般の住民は消防組織法に準じた行動は禁止されており、そのために、市町村によっては空洞化を解消しようと特定の活動、役割のみに参加させる機能別消防団員の採用や、地域限定で一定の活動のみを行う予備消防団の組織化に努めています。本市においても日中の消防団員の空洞化の課題や地域によっては高齢化が進み、将来は消防団の確保も困難な事態が予測されてきています。災害時の初期防御活動を円滑に進めるため、なおかつ安全・安心なまちづくりのために向けてその環境を整えていくべきと考えます。他

市町の取り組みを参考に予備消防団の組織化を早期に検討すべきと考えますが、市長の見解を伺い第1問といたします。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時10分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 松田議員から、入札制度の改革、それから農業の振興、そして予備消防団の組織化、3点について御質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げたいと思います。

入札制度の改革についての御質問でございますが、初めに、格付評点算定基準の見直しについてでありますけれども、本市における等級格付については、建設業法によります28の建設工事のうち土木一式工事、建築一式工事、管工事及び水道施設工事の四つの建設工事において実施しているわけであります。また、格付の方法については、全国一律の基準により経営規模、財務状況、技術力、社会性を総合的に評価した総合評定値に、市内に本社のある業者については工事成績、工事受注実績など市独自の基準により評価した発注者別評価点を加えた総合点数となっておりますので、同規模の市外の業者よりも高い点数になっているという状況であります。また、格付は競争入札参加資格者登録申請に合わせて2年ごとに更新しておりますので、公共工事の減少などから市内業者の総合点数が前回の総合点数を下回って、例えばA等級の業者数が減少した場合などには、等級格付が偏らないようにA等級の総合点数を引き下げるなどの見直しを行って弾力的に対応しているところであり、御理解を賜りたいというふうに思っているところであります。

次に、比較的規模の大きい工事を含め、市内業者優先に切りかえていくべきではないのかという御指摘でありますけれども、寒河江市におきましては、これまでも市内業者の方を優先して公共工事の発注を行っているところであります。さらに、平成20年度、平成21年度におきましては景気対策としまして、「地域活性化・生活対策臨時交付金」「経済危機対策臨時交付金」、さらに「きめ細かな臨時交付金」「公共投資臨時交付金」などが国から交付されることになったわけであり、御案内のとおりであります。これら交付金を活用するに当たっては、地域の中小企業の受注機会に配慮するように国の方から要請を受けているところであります。

そのため、寒河江市におきましては地元企業の育成、地元経済の活性化を図るため、設計金額が1,000万円以上の事後審査型条件付一般競争入札の参加資格に、市内に本社を有することなどの地域要件を設定し、また指名競争入札においても、市内業者を優先して指名しているところであります。その結果、平成21年度の設計金額が250万円以上の建設工事の市内業者への発注率は92.6%となっているところであります。今後とも地元でできる工事は地元でという考えのもとに、市内の業者の方に優先して発注してまいりたいというふうに考えているところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、総合評価落札方式を導入すべきではないのかというような御質問でありますけれども、公共工事の品質の確保を推進するという目的で国の福祉の向上や国民経済の健全な発展につなげていくことを目的とする「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が制定され、価格に加えて価格以外の要素も加えて総合的に評価する総合評価落札方式が導入されたわけであり、御案内のとおりであります。

総合評価落札方式は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうちから事業者の施工能力、配置技術者の能力、そして地域貢献などを数値化して総合的に評価した上で契約の相手方を決

定するものであります。この方式のメリットといたしましては、一つには、価格と品質が総合的にすぐれた調達を行うことによって、良質な社会資本の整備を行うことができること。二つには、必要な技術能力を有する建設業者が競争に参加することによってダンピングの防止、不良・不適格業者が排除されること。三つには、技術的能力を審査することによって、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め建設業者の育成に貢献すること。四つには、価格と品質の二つの基準で業者を選定することから談合防止に一定の効果が期待できること。さらに五つ目には、総合評価落札方式の活用によって、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能であることなどのメリットがあるというふうに言われているところであります。

また、その反面に、この方式の導入に当たっては学識経験者などからの意見の聴取が必要になること。さらに評価項目や評価基準の設定、入札から落札者の決定まで時間がかかり事務量も増加するなど課題もあるというふうに指摘をされております。

寒河江市のように小規模な事業の発注が多く、しかも先ほど申しあげましたように、市内の業者に優先的に発注し品質的にも問題なく施工していただいている現状からいたしますと、総合評価落札方式の導入に対する言われているようなメリットは果たしてどうなのかというような声もあるわけですが、県内の市町においても導入が進んでいるところでありますし、また、企業の社会的責任もありますので、今後その導入については検討していきたいというふうに考えているところであります。

続きまして、農業の振興についてであります。

まず、米の戸別所得補償モデル事業について御質問がありました。政府におきましては平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けまして、事業の効果や円滑な事業運営を検証するため、平成22年度におきまして戸別所得補償モデル事業を実施することにしたところでございます。寒河江市におきましては、2月25日までに農協と合同で市内33カ所において農家の皆さんに対する説明会を実施いたしました。農家の方からは新たな制度に対する期待、さらにまた、これまでどおり助成が受けられるか心配だという両方の声が聞かれたところでございます。市といたしましても農家の皆さんの声に十分耳を傾けながら、国、県、農業団体と一体となって農家の所得の向上と農産物の自給力向上、そして寒河江市の農業の振興が図られるように支援してまいりたいと考えているところであります。

このモデル対策は、米戸別所得補償モデル事業と水田利活用自給力向上事業の二つから成っているわけでありまして。

一つ目の米戸別所得補償モデル事業については、標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格との差額として1万5,000円を定額部分として交付をして、さらに当該年度の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合には、その差額をもとに変動部分として交付するものであります。特に、定額部分については標準的な費用と販売価格の差が1万5,000円を下回っても交付するというわけでありまして。農家経営安定のための岩盤対策と言われるところであります。

また、交付対象者は、米の需要に即し、販売を目的として生産するすべての農家の方であります。大規模な農家だけでなく小規模な農家も農業を支える担い手として考えているわけでありまして。

二つ目の水田利活用自給力向上事業につきましては、水田を活用した米以外の作物の自給力向上を目的として10アール当たり単価で作付面積に対し助成金を交付するものでございます。栽培品目

については、現在自給率が特に低い小麦、大豆等を戦略作物として指定し、米の生産に見合った所得が得られるように交付単価を設定しているわけであります。

議員からは戸別所得補償モデル事業に対する見解はどうかという御質問であります。この戸別所得補償モデル事業のねらいは、自給力向上のためにポイントとなる麦、大豆、米粉用の米、飼料用米などについて、シンプルでわかりやすい助成体系のもとに生産拡大を促す対策と水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策がセットになって行うものでございます。これまで40年間続いてきた生産調整に係る政策は、米価格を維持するために転作・水稲作付目標面積を配分して、その達成を条件として転作作物に対して交付金を助成するものであったわけであります。しかし、今回大きく転換されるこのモデル対策については、生産調整の範囲内で水稲作付を行った場合に、水稲に対して戸別所得補償を助成する。そして転作作物については、自給力向上が目的であるため、生産調整の達成にかかわらず作付した面積に応じて水田利活用自給力向上事業で助成を行うというものであります。米の戸別所得補償事業に加入するかどうかは農家の選択にゆだねられているというわけでありますが、加入せずすべて水稲を作付する農家もあらわれることが考えられるわけでありますけれども、その結果、米が過剰作付され価格が下落した際に制度に加入している農家のみが助成を受けられるということになりますので、結果的に制度に加入する方向に向かって生産調整の達成と米の価格の維持という二つの大きな目的が、農家の経営判断の結果、自発的に達成されていくものと期待しているところであります。

また、水田利活用自給力向上事業については、生産調整の達成にかかわらず自給力向上のために作付した者についてすべて交付の対象とするものでありますことから、これまでの対策で助成可能であった捨てづくりの防止に役立つわけであります。麦、大豆、飼料用米等の自給率の低い作物の生産意欲を高めて自給力の向上に結びついていくものと考えているところであります。

次に、寒河江市としての水田利活用自給力向上事業を受けての土地利用型作物・野菜などの農業粗生産額の分析について御質問でありましたけれども、土地利用型作物であります大豆につきましては従来とほぼ同じ単価でありますので、これまでどおりの生産が可能であるというふうに考えております。また、飼料用、米粉用の米については助成単価が大幅に上昇していくために需要を開拓することによってこれまで以上の生産が可能というふうに考えております。野菜については単価が下がるわけでありますが、農協の水田営農対策協議会の「とも補償制度」の活用によりまして、従来に近い生産活動が可能というふうに考えているところであります。

こうしたことから、この事業を有効に活用することによって寒河江市の農業の生産額は向上していくものと考えているところであります。

次に、販路拡大に向けた振興策についてお尋ねがありました。これまでは、作付さえすれば産地確立交付金を受け取れたため販売してこなかった、そういう農家の方に対し説明会で販売していただくようにいろいろ説明をしているところでありますが、少量の場合は販売先として産直施設などを紹介しているところであります。御案内のとおり、最近の消費者の動向を見ますと安全・安心な産地産物に対する需要が大変高まってきているわけであります。農家の方も生産者の声が直接聞こえる産直施設に出荷することによって生産だけでなく販売に対する意識が芽生え、消費者と一体となった地域農業の振興につながっていくものと考えているところであります。

次に、制度の問題点などはどうかという御指摘でありますけれども、県では去る5日に、水田利

活用自給力向上事業における激変緩和措置の対象作物と助成額を決定し公表したところであります。御案内のとおりであります。これによりますと、本市の最重要作物についてはすべて激変緩和措置の対象となりほぼ前年同様となりましたことから、特にそういった関係では問題はないかなというふうに思っているところであります。また、さくらんぼについても本市の重要施策であります「紅秀峰の里づくり」を目指すために、県を通して国に対し要望しておりましたが、これについてもさきの激変緩和措置の対象作物になったというところから、一安心をしているわけでありますけれども、引き続き永年作物の対象となりますように努力をしていきたい、いかなければならないというふうに考えております。

市独自の支援ということでありますけれども、新年度予算にもさまざまな新規事業を計上しておりますけれども、「紅秀峰」さくらんぼの生産振興に向けましてさまざまな面で市の独自事業を展開しながらその取り組みを推進しているところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

次に、「つや姫」についての御質問でありますけれども、御案内のとおりコシヒカリよりおいしい米で、有利な価格で販売できる米の開発を目標にして県が10年かけて育成し、平成21年度の先行販売を経て、いよいよ平成22年度から本格販売を行うことになっているわけであります。平成21年度は先行販売用として県内で60ヘクタールが作付されたわけでありますけれども、寒河江市におきましては栽培者が8人、約5ヘクタールの作付が行われたところであります。また、昨年3月13日に平成21年度の先行栽培者のメンバーが「つや姫栽培研究会」を立ち上げて栽培研修や現地研修を活発に行っておりますほか、マニュアルに沿った栽培管理の徹底を図ってきているところであります。御案内のとおり、大みそかのNHKの「ゆく年くる年」の冒頭で、慈恩寺が放映された際にも、当研究会のメンバーが「つや姫」栽培を祈願している姿が全国放送されたのは記憶に新しいところであります。平成22年産米から本格販売になるわけでありますけれども、県の「つや姫」ブランド化戦略実施本部におきましては、「つや姫」の生産販売に当たって作付面積を販売数量と連動した2,500ヘクタールとしているところであります。また、高級感のあるおいしい米を栽培するため、「つや姫」生産者認定制度というものを設けております。栽培マニュアルの遵守、さらには稲作が農業経営の柱であること、そして安全性をアピールできる栽培、有機栽培でありますとか特別栽培ということではありますが、さらに具体的な販売計画の具備などを要件として募集と認定を行い、品質、食味、安全の三位一体の栽培法を重視した高級感のある栽培を行うことにしているわけであります。

一方、販売に当たっては、最高の品質を確保し、過剰感を出さない1万2,500トンの販売数量としております。そのうち1万トンを県外向けとし、人口が多く高価格帯が受け入れやすい首都圏を初め大消費地に販売を展開することなど、ブランド化戦略実施本部を中心にして生産、販売の両面でブランド化を図り、有利な価格で販売できるようさまざま戦略を練っているところであります。寒河江市におきましては45ヘクタールの作付を予定しております。

また、生産者の決定につきましては生産者認定委員会地域部会が募集した結果、本市から53名、正確には1団体52の個人であります。の応募がありまして、全員が認定され2月22日に認定書が交付されたところであります。

御質問の「つや姫」の生産者農家に経済的支援を行ったかどうかということでありますけれども、

御案内のとおり、現在の米価は入札によって決定されているというわけであり、ブランド力が高ければ有利な価格で販売されないものであります。現実的に山形県産の「はえぬき」は食味ランキング特Aを連続して受けているわけであり、魚沼産のコシヒカリなどからは価格面では相当開きが出ているという状況にあります。議員の御指摘もさまざまな制約ということではありますが、これはあくまで品質、食味、安全の確保のための制約であります。逆にそれがブランド力を高め、有利な販売価格にするための栽培面の必要不可欠な条件であります。結果的に栽培者の収入につながっていくものというふうに考えているところであります。

寒河江市におきましても、寒河江インター付近に「紅秀峰とつや姫の里」の看板を掲げるなど、ブランド力を高める方策については今後とも多方面であらゆる機会をとらえまして、引き続き実施してまいりたいというふうに考えております。「つや姫」の栽培者の方に経済的な支援を行うことについては、今後の市場動向や消費者の評価などを見ていく必要があるわけであり、今のところ予定はしていないところであります。

最後に、消防団を補完するための予備消防団の組織化についての御質問でありましたが、本市の消防団の現状についてまず申し上げますと、全国的には減少傾向が続いている中、本市の現在の団員数は819名でほぼ定数の831名に近い団員を確保しているというわけであり、消防団に期待する市民の意識が大きく結びついているものと考えているところであります。そして、活動状況については、日ごろから有事の際に対応できるための操法訓練や広報活動による予防活動、さらには消防施設の保守や管理等に積極的に努めていただいているわけであり、市といたしましても、消防施設の充実のための施策、当然でありますけれども、団員がより活動しやすく、しかも若い方が消防団に対してもっと魅力を持っていただけるように、今年度は全団員に対し新しく活動服の貸与等を行ったところであります。より一層消防団の充実に努めていきたいというふうに考えております。

次に、火災発生の対応について申し上げたいと思っておりますけれども、平成15年度から火災が発生した場合には、消防署から瞬時にしかも一斉に携帯電話にメールや電話で火災箇所や火災の種類を含めた火災の発生状況を知らせる火災通報システムが確立しております。現在の消防団員で通報を受けておりますのは、全分団の副分団長以上の幹部団員と火災発生の管内担当の自動車部の部長と部長代理の団員であります。この通報システムによりまして団員が地元において対応できることがベストでありますけれども、近隣にいる場合でも早急な対応が可能というふうに考えております。

御質問の予備消防団の組織化についてでありますけれども、寒河江市の消防団は常備消防である消防本部や消防署と同じく、消防組織法によって市町村へ設置が義務づけられている組織であります。消防団につきましてはそういう義務づけがされている組織であります。それ以外の組織であります予備消防は、大きく分けて二つあるわけであり、一つは消防団の指揮下に入り一定の消火活動を行うもの、そしてもう一つは消防団の指揮下には入らず夜回りなどの予備消防や地元の火災発生時に非常線の確保などの消防団活動の後方支援でフォローする組織であります。

寒河江市には本楯地区、南部の3地区、西根の5地区にそれぞれ予備消防団がございます。名称はそれぞれ違いますが、いずれも消防団の指揮下ではなく、町内会の組織であり、予備消防活動や消防団の後方支援を中心に活動しているわけであり、また、そのほかに特徴的な組織といたしましては本山慈恩寺自衛消防団がございます。慈恩寺の文化財を守るために実際に消火訓練を行っている自衛消防団でございます。

また、県内の状況について申し上げますと、現在県内に予備消防団を組織しているのは11の市町村で14の組織が報告されております。その組織の内容は大きく三つに分かれるわけでありまして、一つには、昔、出稼ぎなどにより男手がなくなるため御婦人方で組織されているものが現在も残っているもの。二つ目は、消防団員の減少を補うために消防団退団後二、三年の方が組織しているもの。そして三つ目は、御質問の団員のサラリーマン化に伴う昼間の団員不足に対する初動態勢を確保するための組織であります。日中に地元にいる方が入団をして地元の火災の初期消防などに対応しており、四つの町に4組織があるわけでありまして。なお、団員の定年は55歳程度となっております、部長の指揮下で活動しているようであります。

安全・安心なまちづくりを進めていく上で、火災が発生した場合には最小限の被害で食い止めることが大変重要でありますことから、消防署と消防団が連携をとり合いながら、お互いに有事の際には即時に対応すべく日ごろから訓練等に励んでいるわけでありまして。予備消防団の組織化につきましても、被害を最小限に食い止めるためには有効な方法だというふうに考えているわけでありまして、火災等の消火活動は大変危険が伴うことから、まずは人命を守るということを基本に考えなければならないわけでありまして。さらに現場におけるスムーズな指揮命令系統の確保や、万が一の場合の補償の問題などについても考慮していく必要があるかというふうに思います。

現在、本市において力を入れておりますのは自主防災組織の組織化であります。御質問の予備消防団の組織化については、消防団さらには地元の意向などを十分に勘案しながら、今後の検討課題というふうにさせていただきたいというふうに思っているところであります。我々としては自主防災組織の拡大を引き続き努力してまいりたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 松田議員。

松田 孝議員 第1問について答弁ありがとうございました。最初、私第1問で予防消防団という表現をしたそうです。予備に変えてください。よろしくお願いします。

では、総合評価方式の導入についてはある程度当局も理解して、具体的にそういう進め方を今行っているということでもあります。ただ、今は経済対策、景気対策の一環として地元雇用ということで重点にしているわけですから、やはりきちっとこの総合評価方式を規定して、担当者がかかった時点でだれでも対応できるような内容にさせていただきたいと思います。そしてやはり、独自のいろんな方式について検討して具体的に地元の業者が潤うような形にさせていただきたいと思っております。ぜひ、検討課題を前向きに検討していただいて実施の方向をきちっと規定させていただきたいと思います。

それから、水田利活用自給力向上とか、戸別所得補償についてはまだ制度上いろいろな動きがあって、まだモデル事業でありまして、やはり大事なものは、平成23年度から本格スタートするわけですが、それに基づいた地元の意見を組み入れた制度にしてもらわないと、やはり部分的に団体が優先に施策が検討されておりますけれども、個人的にも潤うような形にしてもらわないとなかなか農家が積極的に進めない状況にあると思います。そして、今農業の生産なんか非常に落ちています。それと今高齢化が非常に進んでいて、認定農業者も、寒河江市の認定農業者もいますけれども、54歳ぐらいが平均年齢なんですね。ですから、今形として、「紅秀峰」もそうですけれども、いろんな形で支援して経営をきちんと確立するような方向性に制度設定していかないと、農業も崩壊する、そういう状況になってくると思います。ですから、今きちっとこの制度を設立に向けてやはり農業の振興計画を具体的につくる必要が、私はあると思います。

以前、平成10年3月に寒河江市の農業振興地域整備計画が策定され、公表されていますけれども、この中でも専業農家従事者1人当たり500万円ぐらいの所得を確保する目標にあったんですけども、この間しばらくの間見ますと平成20年度いきなり農業所得のあれが400万円ぐらいに下がっているんですね。こういう中身では振興対策にはなっていないと私は思います。ですから、その辺についても、このモデル事業以降について具体的に整備計画を私はつくる必要があるのではないかと思います。

そして、今やはり、農産物の転作田に植えて、植栽する販売価格が非常に安いんですね。私もびっくりしたんですけども、大豆10アール当たり栽培して収量が210キロ、3.5俵ぐらいしか収穫ないんだそうです。そして、1俵当たりの単価が3,000円で、ですから10アール当たりですと1万500円ぐらいしか収入がないんですね。これを考えると、幾ら補てんされても前向きに進めない今現状であります。ですから、具体的に販路拡大、積極的にルート化した販路拡大を積極的にしていただかないと、農家の所得が不安定でこれもいろいろな問題点が出されていますけれども、そういう方向には進まなくなってしまうので、その販売のルート化をやはりJAやあるいは商工業者も含んだ形で協議会なども設定してもらって、販路拡大に向けた推進策を具体的に立ち上げていただきたいと思います。

あと、「つや姫」に関連してはいろいろな制約を受けている農家の意向を踏まえて、研究会なども設立されたようですけれども、やはりそういうところに一つの勉強会の研修費みたいな形でも支援

すべきだと私は思っております。やはり、平成21年度産も栽培したんですけれども、具体的に問題点も数多く出されています。そのためのやはり、一つの勉強のための資金提供ぐらいはできるのではないかと考えております。その辺について伺います。

あと消費拡大に向けて「つや姫」については、やはり地元の飲食店が「つや姫」を活用するような具体的な制度設計も必要ではないかと思っておりますけれども、この辺についても伺いして私の第2問といたします。時間がありませんので。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 何点かお尋ねでありますので順次簡潔にお答えを申し上げたいと思います。

入札に関する総合評価システムについては、議員御指摘のとおり企業の社会的責任ということがあって、国の方からもそういう制度について進めるようにというわけでありますので、確かに市内の業者の方の受給率というのですかね、92%でありますけれども、環境の問題などもあってそういう総合評価システムについてもやはり検討していく必要があると思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、農業の問題については、生産力を高め、そして農家所得を拡大していくということがやはり大きな目的であるわけであります。そのための新たな制度を、戸別所得方式と水田利用の制度については大いにそういう目的のためにやはり有効に活用していくということが必要でありますし、平成22年度にはモデル的にいろいろ試行していくということがあるわけありますから、その中でいろいろ問題点なども出てくる、発見しながらまたそれに対応してよりよい制度の推進定着化を図っていききたいというふうに思いますし、市としてもさまざまな面で農業団体初め農家の皆さんの御意見を聞きながら、制度の円滑な推進に努力をしていききたいというふうに思います。来年度は振興計画づくりなどもしておりますので、農業の振興のあり方、進め方などについてもその中で大いに議論をしていくべきものというふうに思っているところであります。販路拡大についても同じであります。「つや姫」についても地元の消費、「つや姫の里寒河江」とこういうふうに言っているわけありますので、言おうとしているわけありますので、それにふさわしい地元の体制、地元のそういう需要の拡大というものについてもいろいろ検討していかねばならないというふうに思っているところでありますので、研究会の方に対する御支援などについても、研究会の皆さんの方からいろいろ御意見をちょうだいした上でいろいろ検討していく必要があるというふうに思っているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 松田議員。

松田 孝議員 3問はありませんけれども、大変風邪引いて心苦しい説明になりましたけれども、おわびして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時00分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

那須 稔議員の質問

高橋勝文議長 通告番号13番から15番までについて、17番那須 稔議員。

〔17番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は新清・公明クラブの一員として通告案件に関心を持っている市民を代表し、私の考えを交えながら質問をさせていただきますので市長の御所見をお伺いいたします。

通告番号13番、健康さがえ21についてお伺いをいたします。

健康で豊かな潤いのある生活を営むことが人々の願いであり、これを実現するためには一人一人が自分の健康に対しての自覚と認識を持つことが大切であると思います。人生80年時代と言われ、平均寿命も年々延びている今日において、新たな健康への考え方をくり出されることが求められています。そういう意味で自分の健康は自分で守るという大原則があるわけですが、行政としてしっかりした市民の健康に対する方向を企画し進めていく責任があり、また健康というのを総合的に取り組む必要性があると思います。

本市では、平成15年3月に健康さがえ21寒河江市計画が策定されました。これは、国が21世紀の健康長寿の延伸を目指し、平成12年に第3次国民健康づくり運動として「21世紀における国民健康づくり運動」、いわゆる「健康日本21」が示され、本市においても市民が生き生きと健やかに暮らせる活力ある社会の実現を求められるとして策定されたものです。生涯にわたって健康であることはすべての市民の願いであり、生き生きとした日々の暮らしの中で健やかに老いること。そして、健康で心豊かな生活を送るためには市民一人一人がみずから心がけるとともに意欲的に生きがいを持って社会生活を営むこと。そのためにも疾病の早期発見・早期治療の二次予防に加え、ふだんから病気にならないように一次予防に努めるという積極的な健康づくりに対する意識の向上と取り組みが強く求められていることから策定されています。

計画は平成22年までの8年間の市民の健康について基本的な推進項目を示した基本計画を策定し、健康づくりを推進しております。それに、計画の基本方針としては、ハートフルセンターを健康づくりの拠点とし、健康づくりを効果的に推進するために行政のみならず市民の生活の場である職場、学校、地域、家庭が、それぞれの立場や能力に応じて自主的に健康づくりを推進できるように、健康に関する情報の提供を行うこととし、関係団体、関係機関と協力し、互いに連携しながら継続的に役割を果たすことなどの取り組みを推し進めてきております。

また、市民の健康づくり活動を効果的なものとするために、市民が理解しやすく取り組みやすい健康づくりの目標値を設定して取り組んできております。

そこで、お伺いいたします。

一つには、健康さがえ21寒河江市計画が平成15年に策定されスタートしております。これまで計画に従って推進されてきたものと思います。来年度の平成22年度は計画の最終年度であります。これまでの計画の中で掲げてきた計画目標に対する達成度、それに施策の展開において具体的な施策に対する実施状況について、どのように評価をされているのかお伺いをいたします。

二つには、健康さがえ21寒河江市計画は平成22年度で最終年度を迎えます。これらの計画の中で掲げてきた計画目標に対する達成度を高め、それに施策の展開において具体的な策を実施してきた

としても、健康志向の市民の暮らしの中にはまだ健康に対する施策の推進が欠かせないと思います。また、今後の取り組まなければならない具体的な項目、平成19年のがん対策基本法の制定後のがん対策や、メタボリック対策などの新たな健康に対する取り組みが求められているのではないかと思います。平成23年度からの新たな健康への取り組みの計画を作成し、市民の健康づくりを推進すべきと考えますが、いかがお考えなのかお伺いをいたします。

三つ目には、市民の健康への考え方が極めて多様化している現状にあります。そういう中で強力に健康の施策を実施していくためには、何らかのインパクトが必要であると思います。それに、市民の健康に対する意識の高揚を図るためにも健康都市宣言を行うべきと考えますが、いかがお考えなのかお伺いをいたします。

四つ目には、日常の生活の中で毎日毎日が健康に心がけて過ごすことが大事なことであります。そしてまた、自分の健康は自分で守るという基本を一人一人が確認するということも大事なことであります。そして体調のチェックなどの健康状態により一層の注意を払い、運動、休養、栄養などに心配りすることへの市民の健康に対するさらなる意識の高揚を図るためにも、市民健康の日を制定してはいかがなものかお考えをお伺いいたします。

次に、通告番号14番、がん対策への取り組みについてお伺いをいたします。

本県においてはがんは死亡原因の第1位であり、現在では年間約3,800人以上の県民が亡くなっており、新たにがんと診断される人も年々増加傾向にあります。こうした状況の中で平成20年3月に国のがん対策基本法を受け、がん医療の提供状況、がん患者及びその家族の視点等を踏まえ、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため山形県がん対策推進計画を策定するに至っております。計画では、がん対策を実効あるものとして効果的に推進していくため、たばこ対策、放射線療法及び化学療法の推進、がん患者等への相談支援及び情報提供の充実、強化等6項目を重点的に取り組むべき課題として定めるとともに、10年間の全体目標として「がんによる死亡者の減少」と「すべてのがん患者及び家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」を定め、さらに分野ごとの5年間の個別目標を掲げ、がん対策の基本的な考え方や具体的な策を示しております。

本市の疾病統計によると、昭和62年から平成20年までの22年間で、昭和63年と平成10年の2年間を除いてほかの年は、死亡率の第1位ががんとっております。死亡者全体に対する割合も、平成20年で約28.3%を占めており、3人に1人はがんで亡くなっております。これを踏まえて何点か質問させていただきます。

第1番目として、がんの予防に対する取り組みについてお伺いをいたします。がんの原因は喫煙、食生活、運動等の生活習慣などのさまざまなものがあり、特に発がんリスクの低減を図るためにたばこ対策の充実や食生活、運動等に関する生活習慣の改善などを進めることが重要だと言われております。がんの予防対策は、市民や行政、関係機関・団体等が一体となり、市民総参加による健康づくりをすることが望まれるところだと思っております。そこでお伺いいたします。

一つに、県では平成20年3月に山形県がん対策推進計画を策定してがん対策を実効あるものとして効果的に推進をしております。寒河江市としてもがん対策の総合的な方策を盛り込んだ取り組みをしていかなければならないと考えますが、どう考えるのかお伺いいたします。

二つには、市民に対して、がん予防について普及啓発を推進し、一人でも多くの市民を恐ろしいがんという病にならないようにするための、がん予防の周知などについてどのように取り組んでい

るのか、今後どのような取り組みを考えているのかお伺いいたします。

2番目として、がんの早期発見のためのがん検診の取り組みについてお伺いいたします。がん検診を定期的を受診することは、早期発見・早期治療につながり、がんによる死亡率を低下させる効果があるのではないかと思います。そのためには、がん検診の受診について効果的に普及啓発を図り、多くの市民ががん検診を受診することが求められております。そこでお伺いいたします。

一つには、がん検診についての重要性や受診状況について、広く市民に広報などで啓発や情報提供することによって検診の受診率を高めるとともに、さらに未受信者に対する普及啓発や受診勧奨についてどのように取り組んでいるのか、今後どのような取り組みを考えているのかお伺いをいたします。

二つには、市民の中には休日検診を望む声があります。休日検診を行うことによって受診の機会がふえることとなります。このように、未受診者に対しての受診勧奨に重点を置いたより効果的ながん検診が望まれるのではないかと思います。がん検診の休日検診の取り組みについてどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

3番目として、がん知識の普及と情報共有のためのがん手帳の導入についてお伺いをいたします。正しいがんについての知識などが掲載されたがん手帳を持つことによって、患者にとっては痛みや副作用、治療経過などを書きとどめておくことで自己管理に役立ってもらい、医師の診察や薬剤師の服薬指導を受ける際にもみずからの状態をきめ細かく伝えることができるようになるなどの利点があるのではないかと思います。そして、がん手帳を通じて患者の情報を病院や診療所など複数の医療機関で共有できるようになることから、互いに連携し地域全体で緩和医療を進めることにもつながっていくのだと思います。

平成20年度に西村山地域をモデル地区に設定し、県のがん対策推進計画に基づき、がん患者在宅療養支援連携推進会議が持たれ、医療機関と患者との地域連携などについて事業が進められております。そこでお伺いいたします。

一つには、がん患者在宅療養支援のモデル事業で医療機関と患者と地域連携などについてどのような検討をされているのかお伺いをいたします。

二つには、正しいがん知識の普及と病院や診療所など複数の医療機関での情報共有のためのがん手帳の導入について、いかがなものかお伺いをいたします。

4番目として、子宮頸がんワクチンに対する公費助成についてお伺いいたします。女性特有のがんの一つに子宮頸がんがあります。子宮頸がんは若い女性でもかかる可能性が高いがんであり、特に、最近では20歳代から30歳代の女性で子宮頸がんにかかる人が増加しており、45歳以下の女性の死亡原因の2番目にこの子宮頸がんが上げられております。子宮頸がんは、HPVヒトパピローマウイルスが原因で発症することがわかっており、ほとんどの女性が一生に一度は感染すると言われております。そして、10人中9人は免疫力でウイルスを追い出せるのですが、まれに持続感染すると細胞が変化し、進行が進むとがん細胞へと変化することになります。この子宮頸がんは、ウイルスが原因なので予防ワクチンが開発されています。早く感染に気づくことが大切で、子宮頸がんは検診と予防ワクチンでほぼ100%予防可能であることがわかっております。毎年約8,000人の方が子宮頸がんと診断され約2,500人の方が亡くなっております。

子宮頸がんにストップをかけるには、予防ワクチンの接種が望まれます。子宮頸がんの予防ワク

チンが平成21年10月に承認され、12月から販売が開始されました。予防のためには3回のワクチン接種が必要で経費は、合計4万円から5万円程度かかるということです。そこでお伺いいたします。

一つには、子宮頸がんについての本市の実態についてお伺いいたします。

二つには、子宮頸がんはほぼ100%予防が可能な予防ワクチンの接種がより多くの方に望まれます。接種を多くの方にさせていただくためにも予防ワクチンの接種に対しての公費助成について、いかがなものかお伺いをいたします。

次に、通告番号15番、乳幼児の健康について、特にヒブワクチン接種についてお伺いいたします。

乳幼児に重い細菌性髄膜炎を引き起こすヒブ菌、正式にはインフルエンザ菌b型といいます。かつては髄膜炎とも言われていた病気ですが、そのほとんどが抵抗力の弱い5歳未満の子供に発症しているのが現状です。自然感染で髄膜炎になりそのうち約5%、20人に1人が亡くなります。4人に1人が後遺症に苦しんでいると言われていています。初期症状は発熱と嘔吐といった症状で風邪などと診断されることが多く、しかも急激に症状が進み、最初から細菌性髄膜炎と診断されることは少ないと言われていています。

この細菌性髄膜炎の予防に有効なのが、多くの国で利用されているヒブワクチンです。国内では平成20年12月に任意接種が可能となりましたが、1回当たりの費用は7,000円から8,000円程度で、接種は生後3カ月から開始し、必要とされる4回分の接種費用は約3万円と高額となります。このことから、乳幼児を持つ保護者の方は関心が高く、接種を希望しても費用負担が高額なために受けられないという声が聞かれます。そこで、東京都では平成21年4月から市区町村がヒブワクチンの予防接種を助成する場合、助成額の2分の1を助成する制度を全国に先駆けて始めました。この動きは全国に広がりつつあります。そこでお伺いいたします。

一つは、細菌性髄膜炎についての本市の実態についてお伺いいたします。

二つには、ワクチンの予防接種が高額なためためらう人が出てくることが考えられます。将来を担う子供たちの安全と安心の子育てのできる環境づくりの一環として乳幼児に重い細菌性髄膜炎を引き起こすヒブ菌の予防ワクチンの公費助成を本市でも実施すべきだと考えますが、市長の御所見をお伺いして第1問といたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 那須議員からは、健康づくりに関して3点ほど御質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げたいというふうに思います。

最初に、健康さがえ21についての御質問であります。

寒河江市の健康づくり計画、健康さがえ21につきましては、健康文化都市の形成を目指して「健康長寿の延伸」、「壮年期死亡の減少」、そして「生活の質の向上」を目指して、目的として本市健康づくり施策の方向や具体的な目標値を設定し、計画期間を平成22年度までの8年間と定め平成15年3月に作成したわけでありまして、策定に当たりましては、20歳から79歳までの市民の方、約5,000人を対象にした健康づくりに関する個人調査を実施をして、その回答を詳細に分析反映をして、また市の健康づくり計画検討委員会から御意見をいただいたところであります。

この健康さがえ21につきましては、掲げた計画目標については計画策定時の平成15年に比較いたしますと、高齢化の進展に伴い、寝たきり老人や生活習慣病は増加傾向にあるわけでありましてけれども、ほぼ計画に沿って各種健康事業を推進してきたものと認識しているところであります。基本計画に掲げました健康づくりの拠点としてのハートフルセンターにつきましては、健康福祉部門を初め社会福祉協議会、訪問看護ステーション、シルバー人材センターの機能が一体として、一般市民の方々や各種団体への健康情報発信基地としての役割を果たしてきたとともに、2次医療の疾病対策としての総合健診や各種健康診査の充実につきましては、先ほど那須議員から御指摘がありましたけれども、各種団体、医療機関、検診機関がそれぞれの立場で御努力をされて実績を積み重ねてきているわけでありまして、そうした結果、全体として着実に推進してきたものというふうに認識しております。

また、施策展開の中心となります生活習慣病の予防につきましては、栄養・食生活、歯の健康、身体活動・運動、休養・こころの健康、たばこ、アルコール、がん、循環器病、糖尿病など九つの項目に区分をして、それぞれの項目ごとに目標値を設定をしたところであります。保健師や栄養士による健康相談、健康教室、栄養指導、食生活改善推進員の養成講座、さらには乳幼児の歯科保健、特定検診・がん検診の受診年齢の引き下げなどによりまして、個々の項目については詳細の追跡調査はこれからであります。現時点では行っておりませんが、感触として目標値におおむね達成しているのではないかとというふうに認識しているところであります。

この健康さがえ21の見直しについての御質問でございましたけれども、先ほど申しあげましたとおり、平成22年でこの計画は最終年度となりますので、がん対策、それからメタボ対策などの社会情勢の変化に応じた新たな計画を盛り込んで、市民の健康課題を把握しながら平成23年度改定に向けて、計画の見直しを進めてまいりたいというふうに今考えているところであります。

また、市民の健康に対する意識の高揚を図るために寒河江市が健康都市宣言を行うべきではないかという御提言であります。健康文化都市を標榜する本市といたしましては大変意義のあることだというふうに認識しているところであります。健康づくりを市民的課題としてとらえ、市民や各種団体、関係機関と連携した運動として展開していくためには、多くの市民の共通した理解と認識が必要であります。それなりの市民の盛り上がりと動機づけが必要不可欠だというふうに思ってい

るところであります。来年度、市の振興計画の見直しを予定しておりますので、その中におきまして市民の健康づくりに向けた新たな施策の取り組みとして、健康都市宣言、市民健康の日などについても幅広く議論を深めていただければというふうに思っているところであります。

次に、がん対策の取り組みについて何点が御質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

がんにつきましては、先ほど那須議員の御質問にもありましたが、昭和56年以来我が国における死因の第1位を占めております。平成20年では約34万2,000人、3人に1人ががんで亡くなっている状況にあるわけでありまして。

このため、がん対策は疾病対策上の重要課題、最重要課題の一つでありまして、国においても平成19年4月に「がん対策基本法」が施行し、同年6月に「がん対策の推進基本計画」を策定したところであります。また、県におきましても平成20年3月に「山形県がん対策推進計画」を策定したところであります。先ほど、議員の御質問にもありましておりであります。

寒河江市におきましても健康さがえ21の中で「がん予防のための生活習慣」や「がん検診による早期発見・早期治療」を目標として掲げております。その目標達成に向けて各種施策等を実施してきたところであります。

この健康さがえ21につきましては、先ほど申しあげましたとおり見直すこととしておりますので、お尋ねのがん対策の総合的な方策についても、県のがん対策の推進企画を踏まえながらその見直しの中で十分検討して盛り込んでいく必要があるというふうに考えているところであります。

次に、がん予防の周知方法について御質問がありましたのでお答えをしたいと思います。寒河江市におきましては、一般市民を対象にした健康づくり教室、運動栄養講座、さらには高齢者向けの健康講座、乳幼児健診時の健康教室、そして禁煙相談や健康相談などさまざまな講座、教室を開催しているわけでありましてけれども、こうした開催の機会をとらえて、がん予防に関する知識の普及や生活習慣の改善等の意識啓発を行ってきているのは、御案内のとおりであります。また、今年度実施をいたしました女性特有のがん検診に係る無料クーポン券配付の際にも、検診の必要性を記載した検診手帳を同封するなど周知に努めているところであります。

今後におきましても、市で実施いたします講座や教室にがんに関する内容を取り入れることはもちろんであります。健診などの通知の際にもできるだけ啓発資料を同封するなどして、市民への一層の周知を図っていききたいというふうに考えているところであります。

次に、がん検診の受診率向上と普及啓発についてお答えを申し上げますが、受診率向上対策といたしましては、今年度において新たに国民健康保険の被保険者で特定健診を受けていない方を対象に受診勧奨通知を送付をして、メタボや生活習慣病についての意識啓発を図るとともに、がん検診についても受診を促してきたところであります。今後におきましても、がん検診制度や検診の重要性、がんの早期発見・早期治療の効果などについてパンフレットやホームページ、市報などを活用しながら普及啓発を図っていく考えであります。

次に、がんの休日検診についてお尋ねがありました。今年度は総合健診を全部で64回実施、これからの予定も含めて計画をしております。そのうち、平日以外の実施は2回実施であります。がん検診は総合健診の当日でも申し込みができますので、平日以外でも受診することは可能であります。平成22年度は総合健診65回を予定しておりますけれども、土曜日が3回あります。総合がん検診は11回のうち土曜日が1回ということで、合わせて4回と休日検診日をふやしたところであります。

また、平成22年度の健診申し込みの際に、どこで受診しているのか、また、受診できない理由は何なのかなど、受診状況に関する調査を行ったところでありまして、現在その調査結果を取りまとめ中であります。その結果に基づいて、休日検診をふやす必要があるかどうかについても検討していきたいというふうに考えているところであります。

次に、がん手帳の導入について御質問がございましたが、県の方では「山形県がん対策推進計画」に基づき、がん患者が在宅で療養生活ができる環境を整備するために、御案内のとおり平成20年度に西村山地域をモデル地区に設定し、がん患者在宅療養支援連携推進事業を実施してきたところであります。がん患者やその家族の方々は、さまざまな困難があっても住みなれた家庭や地域での療養生活を望む人が多いということが国の調査などでも報告されているわけでありまして、また、保健・医療・福祉等の従事者には、がん患者の意向を踏まえて自宅や地域での療養を選択できるように、在宅療養の総合的な相談や適切な支援・サービスを提供することが求められているわけでありまして、この平成20年度のモデル事業におきましては、拠点病院と地域の診療所が連携できるシステムづくり、そしてがんに対する理解を深めるための患者、関係者向けの在宅療養支援の手引きの作成などが検討されているわけでありまして、今年度はこのモデル事業を踏まえて、保健所主催の「がん患者在宅療養支援連携推進会議」が開催をされまして、その中でがん患者の皆さんみずからが症状や治療経過などを書き込む「わたしのカルテ」を活用した事例検討などが行われているわけでありまして、この「わたしのカルテ」は、那須議員御質問のがん手帳とほぼ同様のものと思われるわけでありまして、その導入については会議での検討結果や治療に当たる病院、さらには地域医療を担う医師会などとの連携、そして何といたしてもがん患者の皆さん、その家族の皆さんの意向を踏まえることが大切でありますので、これまで実施に踏み切っている自治体状況なども十分調査をして今後研究してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、本市の子宮頸がんの実態でございますけれども、子宮頸がんに限らず子宮のがんで亡くなった市民の皆さんは平成16年から平成20年までの5年間で7名というふうに報告を受けております。

子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、昨年10月に承認され12月に販売開始されたばかりの新しいワクチンであるわけでありまして、接種は半年で3回、接種費用は先ほど議員の御質問にもありましたとおり、3回で3万円から5万円となっているわけでありまして、

公費の助成の問題でありますけれども、全国的には一部において実施されている自治体もあるわけでありまして、先日設置をされました子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成推進実行委員会では、政府による公費助成の実現を求めていくことにしておりますので、そうした動きや県などの動向を十分注視してまいりたいというふうに思っているところであります。

最後に、ヒブワクチン接種のお尋ねであります。お答えを申しあげたいというふうに思います。

少子化が急速に進行する中で、子供たちの健康は親御さんだけでなくて社会の責任において守っていかねばなりません。健康を守る上で、各種の感染症に対し予防接種が重要な位置を占めるのは御案内のとおりであります。予防接種におきましては、予防接種法に基づく定期予防接種、臨時接種、保護者の判断で実施をする任意接種があるわけでありまして、本市の乳幼児や児童生徒に対する予防接種事業につきましては、予防接種法に基づく定期接種のBCG、ポリオ、麻疹・風疹混合、ジフテリア・百日咳・破傷風、日本脳炎のワクチン接種を実施しているわけでありまして、また、昨年来から世界的に猛威を振るいました新型インフルエンザの感染拡大防止のために、国の事業と

してA型インフルエンザHAワクチン接種につきましても補助事業と市単独での事業なども組み合わせ実施をさせていただいたところでございます。

御質問のヒブワクチン接種につきましては、乳幼児期の細菌性髄膜炎の予防に有効であることは保護者の皆さん、それから小児科医師では認識されていることは承知しているわけであります。市としての公費助成の御質問であります。ヒブワクチンの接種の状況、保護者の皆さんの意向などを踏まえながら、また他の市の状況なども調査の上で検討していく必要があると考えております。また、法律に基づかない任意接種であることから、万一の副作用による健康被害が生じた場合、予防接種法による補償が受けられないこともあるわけです。今後は、市としても定期予防接種化に向けて声を上げていかなければならないというふうに思っています。

なお、寒河江市におきます細菌性髄膜炎の発症の実態についてはデータはございませんが、県の衛生研究所が県内10カ所の基幹病院での発症報告をまとめた県感染症発症動向調査によりますと、過去5年間の山形県内全体での発症者数は平成17年が5人、平成18年が6人、平成19年が2人、平成20年が5人、平成21年も5人の発症が報告されているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 那須議員。

那須 稔議員 それでは、2問目に入らせていただきます。

先ほど、多岐にわたる質問に対しまして御答弁をいただきまして、大変にありがとうございます。限られた時間でもありますので、絞って2問目は質問をさせていただきたいと思えます。

先ほど市長の方からは、健康さがえ21、平成15年からスタートして平成22年までということで最終年度を迎えるわけでありまして、改定見直しというような話がございました。このことにつきましては、先ほど市長の方からも8年間の達成度と、それから評価というようなことが答弁でございましたけれども、そういう中にありまして、私も1問目でも申しあげましたが、いろいろの健康のニーズと申しますか、そういうものもあるということから、やはり改定見直しに当たりましては、市民のそのようなニーズ調査、先ほどもこの健康さがえ21をつくる場合でも5,000人の方々からのアンケート調査もされたというようなことがありましたが、その辺の市民のニーズ調査が私は必要ではないかなと思っているところです。その上に立って、新たな見直し改定ということ、私はすべきでないかと。

それからもう一つは、この健康計画につきましては、もう既に県の方では「やまがた夢未来健康づくりプラン」ということで、平成20年3月に見直しをしております、平成13年からスタートをして平成22年の10年間ということに進んでおったんですが、ちょうど平成22年3月に見直しをして平成24年までというような形で2年間延長して今進んでいるわけでありまして。これは国の方のがん対策基本法、県が制定したがん対策推進計画と整合性を合わせるという形で平成24年ということになっているんですけれども、その辺、今回寒河江市で見直しをする健康さがえ21、これはどのような計画期間というものを設定されているのか。当然、がん対策基本法は5年が一つのやっけていく時期なんですけれども、10年というような長きにわたっての計画内容も中には入っているわけでありまして、今回平成23年度から新たスタートする見直し改定版、どのような時期を考えていらっしゃるのか、この辺のところをお伺いをしたいと思います。

それからもう1点は、県の方の計画をつくる際にも、当然、健康文化やまがた21フリー計画の改定委員会というものを立ち上げて、その委員会による見直しをされておられますけれども、寒河江市としても、今回健康さがえ21を改定するに当たってどういうふうな委員会というものを立ち上げるのかどうか、委員会を立ち上げるならばその委員会というものの中で市民の声をどういうふうな形で反映をしていくのか、その辺、考えがとおりであるならばお聞きをしたいと思います。

それから、私健康というものを、先ほど市長からもありましたけれども、健康診断というのは非常に大事なところではないかなと思えます。がん検診もそうなんですけれども、健康診断を多くの市民にさせていただく、健康診断をすることによって自分の健康がわかるわけでありまして、その辺のところから自分の健康を保つための大きな目印になるのが、私は健康診断ではないかなと思っております。

それで、寒河江市の方でも、先ほど市長からあったように市民に対して要するに健康診断をやられているということで、健康診査につきましては、特定健診もそうなんですけれども、法律で40歳以上というようになっておりますけれども、がん検診もそうなんですけれども、寒河江市の場合は実際繰り上げて30歳から健康診断あるいはがん検診をやられている。市民にとっては要するに自分の

健康を知るためには非常に大きな要素になってきているのではないかなと思います。それで、職場に就職をしますと、当然労働安全衛生法の規定がありますから、これは全員健康診断をしなければならぬという規定でされておられますけれども、市民サイドの方にとりましては30歳以上の方々が対象になっておりますから、当然、20歳以上から30歳以下の方々、それらについては健康診断の中からは私は外れているのではないのかということで、寒河江市としても今の30歳の年齢枠を20歳まで引き下げて、ある程度多くの方々から健康診断を受けられるような体制づくりというものが私は必要ではないかなと思っております。当然、これは専業農家の方とか、それから今職を失っている方々、これはどこからも健康診断が受けられない方になっておりますので、20歳から30歳ぐらいの方々、それらについての健康診断を受けられる体制づくりということについて何か考えがありましたらお伺いをしたいと思います。

それから、先ほど市長からも健康の都市宣言とそれから市民の健康の日の制定ということで、新たに今後の振興計画の中でそれぞれ議論をしていくという話がありました。ぜひとも、寒河江市としてこれから健康都市宣言と健康の日の制定をお願いしたいなということを思います。

それで、先進的な事例を見ますと、これは山形県内でもやっている町、あるいは隣の宮城県などは平成11年ころから県を挙げて県民健康の日を定めてそれぞれ市町村で取り組んでいるというような動きがありますけれども、その辺のところでも多く共通している点は健康づくり推進委員を配置しているということでありまして。寒河江市の場合も食生活改善推進員というのが市内の方に約95名ほど配置をされておられますけれども、私は健康づくりというものをメインとするならば、食生活も大事な一要素になっておりますけれども、健康づくり推進といいますが、名称変更含めながら健康、食生活ばかりでなくて健康全体を推進するような委員といいますが、そういうものを私は配置をして広げていくべきではないかなと思いますけれども、その辺の考え方がありましたらお聞きをしたいと思います。

それから、がん対策でありますけれども、がん対策につきましても総合的な方策を盛り込んだ取り組みということで、健康さがえ21の方とあわせて改定見直しをするということでありました。がん対策につきましても先ほどもありましたけれども、総合的な取り組みが大事だということでもあります。

特に、先ほどありましたがん知識の普及と情報共有のためのがん手帳の導入、これは平成20年度に西村山地区をモデル地区に設定して、先ほど私が質問したわけでありまして、その中で県のがん対策推進計画に基づいてそれぞれ取り組まれておりますけれども、私も「わたしのカルテ」というものを見せてもらいました。それを見ますと、がん患者の治療履歴、それから病気の経過、緊急連絡先、いろんな情報が詰まっているカルテでありまして、要するにそれを持つことによって患者とそれから医療機関との共通理解ができるということで、これは大きな意味では最終的に緩和地域ケアということなどを目指しているということなどにもあったわけでありまして。

これは先進的な事例を見ますと、全国で初めてやられたのが大阪府の豊中市、2008年からスタートしておりまして、がん患者の症状や治療経過などを書き込むがん手帳ということでスタートしております。このがん手帳を見ますと、特徴が先ほどあったように、がん検診の結果、それから治療の経過、自分自身の日々の痛み、症状、これが明確に書かれていると、がんと診断された患者がその後直面するケースを予定したセカンドオピニオンといいますが、緩和ケアといいますが、在宅療

養などの専門的な用語も明確に手帳の方に入っているということで、がんを理解しやすいような手帳になっているということもあるわけであります。

実際に手帳の目的が二つありまして、がんについての市民と患者への啓発ということと、地域で緩和医療の推進、これが手帳の大きな目的になっているようです。これは市の方でもがん手帳を導入することによって、一つは病院と診療所で共通の治療指針づくりが進んだということと、在宅療養への移行や再入院する際もスムーズに切れ目なく緩和医療が提供できたというような大きな目的と特徴があったようです。特に、医師などの話を聞きますと、緩和医療は終末期に体の痛みを取り除けばいいというものではないと、その人らしい生活の質を支えることが大切なんだと、がん手帳はそのきっかけになればということで、非常に有効な手帳だということで、大阪府の豊中市では2008年7月からスタートしているということであります。この辺についても、今の動向を見ながらということなんですけれども、ぜひ市としても導入をお願いしたいと思いますけれども、その辺の豊中市の例について市長の御所見がありましたらお伺いをしたいと思います。

それから、子宮頸がんのワクチンの件でありますけれども、先ほど市長からありました無料クーポン券です。この無料クーポン券につきましては今回子宮頸がんと乳がんということで、二つの無料クーポン券が配付をされておりますけれども、これは早期発見・早期治療というようなことでの有効性と、それからやはり早期発見すれば完治度合いが上がってくるということと、その治療にかかるお金と時間の負担も軽減するというので、検診をすることで多くのメリットが考えられるということから、定期健診をするためのきっかけづくりと、私はこれが大きく今回の無料クーポン券にはあったのではないかなと思います。

それで、これを見ますと、20歳、25歳、5歳刻みで40歳まで、それぞれやられておられますけれども、これは実際に今回は10月から始まりまして1月末でクーポン券についてはもう終わっております。私は、こういう形でクーポン券を配付することによって、先ほど言いましたが、定期健診の大きな動機につながってくるのではないかなということで、その辺の配付、平成22年度については予算が上がっておりませんが、私は継続して配付をすべきでないのかなと。それとともに、当然これは将来に向けては恒久化として取り組むべきではないのか。それといま一つは、20歳から40歳までの5歳刻みでありますけれども、対象年齢を大きく拡大すべきではないかなと、このように思いますけれども、この辺市長から何か御所見がありましたらお伺いをしたいと思います。

それから、ヒブワクチンでありますけれども、これは市長からも今後の検討課題という話がありましたが、東京都ではもう既に実施をする場合に各市町村の方に2分の1の補助をするというのが始まりました。市長としても県の方に働きかけをしていただいて、できれば県の方の補助制度をつくっていただくというようなことで、ぜひとも市長に県への働きかけをお願いしたいと思いますけれども、この辺の考え方がありましたらお聞かせを願いたいと思います。

以上で、第2問を終わります。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 何点か御質問いただきましたけれども、基本的には健康づくりというのは、寒河江市の取り組みだけでなく、やはり少なくとも県全体として一緒になって、県も市も一緒になって県民・市民の健康づくりに対して努力をしていく、そういった連携した取り組みというものがやはり必要であろうというふうに思います。そういった意味で、さまざまなワクチンの助成についての御提言、御質問もありましたけれども、そこら辺はやはり県全体としての取り組みと市の支援と一緒にした取り組み姿勢というのがやはりいいのだろうというふうに思いますので、そこら辺は県の方にも要請をしていかなければならないというふうに思います。

それから、第2の御質問の最初に戻りますけれども、健康づくり21の見直しであります。平成22年度中に見直しをして平成23年度から新たな計画ということになるわけでありましてけれども、これについても先ほど来申しあげておりますとおり、県の計画との連動性ということを十分に踏まえて計画づくりをしていくというのが実効性の上がる計画実施ではないかというふうに考えております。県は御案内のとおり、さきの計画を2年間延長したわけでありまして、市としてもそこら辺は十分に頭に入れながら見直しの作業を進めていきたいというふうに考えているところであります。

それから、その中で委員会をどうするか、推進委員会を立ち上げるかどうかなどについてもこれから検討させていただきたいというふうに思います。

それから、健康診断の30歳未満の新たな取り組みはどうかということでありましてけれども、これについてはやはり状況等を見ながらいろいろ検証させていただいてその対応を考えさせていただければというふうに思います。健康づくり推進委員の設置、それからいろんな健康宣言、健康都市宣言、それから健康の日などについてもあわせて宣言をすることと同時にやはり具体的ないろんな取り組みをして、名ばかりでなくて形のある健康都市のあり方と進め方というのが必要でありますから、そこら辺は先ほど来答弁させていただいておりますとおり、来年の計画の見直し、それから振興計画の見直し等の中で大いに議論をして、名実ともに健康づくりに向けた取り組みというものを進めていく中で、そういう事業についてもどうしていくのかということを多くの市民の皆さんの御意見をちょうだいしながら進めていくというのが必要だろうというふうに思います。

それから、がん対策のがん手帳についてもいろいろ他の事例なども参考にさせていただきながらこれから進めていかなければならないというふうに思っているところでありますので、よろしくお願いを申しあげたいと思います。

以上であります。

高橋勝文議長 那須議員。

那須 稔議員 3問目でありますけれども、先ほど1問目でもお話を申しあげましたように一人一人が自分の健康に自覚と認識を持つ、これが大事かなと思います。

それとやはり、市長からもありましたが、新たな健康への考え方をつくるということも大事ではないかなと思います。

それと自分の健康は自分で守ると、これは大原則であるんですけども、行政としてしっかり市民の健康に対する方向性といいますか、その企画というものを進めていく責任もあるのではないかなと思っております。そういう意味では、健康というものに総合的に取り組んでいく必要があると私は思います。市民の健康増進のためにより一層取り組むことを要望して私の質問を終わります。

川越孝男議員の質問

高橋勝文議長 通告番号16番から19番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 平成の改革、地方分権改革によって明治以来続いた国と地方の上下・主従の関係から、対等・協力の関係に変わって10年になります。市民主権と言いながらも残念ながら日本の地方自治は一般的に、由らしむべし知らしむべからず、首長や役所にお任せしなさい、役所がやってくれる、となってきたのであります。その一例が各種審議会などに対する当局からの原案諮問がほとんどになっていることであります。この状況から現在も脱し切れていません。克服するには、意識改革と徹底した情報公開が必須であります。そのような観点から通告に従い順次質問しますので、市長の見解を伺いたいと思います。

通告番号16、市政全般について。

の市民が利用しやすい施策の実現について、今回は二つの補助金制度の使い勝手について伺います。

一つは、合併処理浄化槽設置補助金についてであります。この制度は、そもそも寒河江市生活排水処理施設整備計画によって、田代と幸生を除く平場を特環を含む公共下水道として整備し、汚水は一元的に終末処理場で処理する方式と定めたことにより、整備に長期間を必要とすることから、地域間格差は避けられず整備が後年度になる地域については補完策として合併処理浄化槽で対応すると定め、補完する制度として設けられているのであります。

ところが、現実には財源的には国県の補助制度に上乘せしている部分もあることから、前年度に申し込みをとっています。その結果、前年度に申し込みをしていない場合には補助金対象にならないことや、前年度に申し込みをしていても4月1日以降に補助金申請をし承認を得た後の着工が対象であり、早春の着工の場合は補助金制度が利用できないなどの苦情や改善を求める声が多くあります。要件が整わず、補助金を受けられなかった数は、把握されていないそうではありますが、市単独を含む合併処理浄化槽設置対象地区の平成18年度から平成21年12月までの一般住宅の新築で見ると、補助金を受けているのが21.73%と極めて少ないのには驚いています。平成22年度当初予算には昨年の1.5倍、925万7,000円が計上されていますが、その内容を含め運用面での改善点をお示しいただきたいと思います。

二つには、新規事業である住宅建築推進事業補助金についても事前着工については同様の心配があります。制度の立ち上げに当たって、使い勝手のよいものを求めてきましたが、どういう内容になっているのかお伺いいたします。

市の行政は、国の法令に基づき条例、規則、規定、要綱や要領が定められ、それに基づいて執行されているわけであります。合併浄化槽設置補助金や住宅建築推進事業補助金などの市民が受けるサービスの多くは、要綱や要領で定められています。

ところが、条例や規則、規定は市の例規集に載っているが、要綱や要領は載っておらず、担当の係員に照会しないとわからないのが実態であります。したがって、市民が常にすべての行政サービスのメニューやその内容がわかる環境にはないため、自分に合ったものをみずからが選択し利用す

ということができません。行政が「やってあげる」という姿勢の延長であり、改善すべき課題だと思えます。

そこで、私は要綱、要領についても例規集同様にホームページで公表することを提案いたします。このことによって公正・公平な行政執行ができること、制度上の問題点や課題の発見、そして改善が図られること、市民の参加意識の向上と参加の拡大が図られるものと思えます。市長の所見を伺います。

次に、 の市民要求の受け付けのあり方について伺います。

市民や地域の要望には、市役所に来られて口頭の場合、書面の場合、また座談会や他の会合の場合などで受ける場合、電話やメールなどさまざまな形があると思えます。ところが、その内容や経過の記録方法が担当課や担当者によってまちまちであり、年度を越した場合引き継ぎがされていないケースもあります。したがって、私は受け付けの方法をペーパーに残す、要望が解決するまでは継続保管するなど統一した方がトラブルが防止され、担当者の負担軽減や事務の効率化、信頼の拡大にもなると思いますが、市長の見解を伺います。

次に、通告番号17、機構改革について。市議会の担当が総務課から、新設される財政課に移すねらいについて伺います。

県内13市の中で、唯一鶴岡市が総務部財政課で議会担当されていますが、鶴岡市は議会の招集、議案の総括及び議会との連絡となっています。その他の市は総務課もしくは庶務課が担当しています。議会にとっても財政問題が重要なことは理解しますが、二元代表制のもとで議会基本条例や自治基本条例の制定が話題となり議論されている現在、財政課に移す提案に唐突な感否めません。そこで2点伺います。

一つは、議会の招集を総務課に残して、新設される財政課に議会に関することを移すことのメリットは何か、デメリットはないのか伺います。

二つには、議会に直接関係する案件であります。2月19日の議員懇談会の場で行財政改革に伴う組織の見直しについて説明され、初めて知ったわけであります。したがって、19日に説明した見直しがまとめられる前に議会側に話があってしかるべきだと思えますが、市長の見解を伺います。

次に、通告番号18、中期財政計画について伺います。

昨年9月議会でも質問しましたが、私が中期の財政計画や中長期の財政需要見通しの策定を求めるのは、3カ年の実施計画だけでは財政状況に見合った適正な事業選択が不可能であり、健全な財政運営が困難だと思うからであり、それは4年以降に繰り延べになると3年間の実施計画にはあられてきません。したがって、財政の総枠からして本来スクラップ・アンド・ビルドで対応しなければならない場合でも、スクラップの必要性が見えてこない場合があるわけであり、結果、後年度に財政的なしわ寄せとなり財政運営に問題を生じさせるおそれがあるからであります。

したがって、私は、公共施設の耐震化や市庁舎や橋などの公共施設の老朽化対策、防災無線のデジタル化などの課題があり、将来的にどれぐらいの金がかかるのか、金額的には積算ができないにしても近い将来実施したい事業や実施しなければならない事業など、市民や議会に示して一緒に考えていくことが必要だと思えます。そこで伺います。

9月議会の答弁にある計画策定の時期と想定される事業についてお伺いいたします。

次に、通告番号19、平和問題について。平和市長会議への参加の意向について伺います。

私たちは、広島・長崎への原爆投下による唯一の被爆国民として、核兵器の廃絶、恒久平和の実現を目指しています。しかし、核兵器をめぐる世界の状況は、世界じゅうの平和を求める人々の願いとは裏腹にいまだに2万6,000発の核兵器が存在し、核の拡散や使用の危険性が高まっています。核兵器廃絶に向けた唯一の国際合意である核不拡散条約（NPT）体制そのものが危機的状況に直面しています。5月に開催される核不拡散条約再検討会議で、核兵器廃絶に向けた実効ある合意が図られるかが今日大きなかぎとなっています。そのような中で、「世界の都市が国境を越えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こう」という平和市長会議の活動が注目され世界じゅうに広がっています。

寒河江市では1984年、

「みどり豊かなふるさと寒河江を
核の黒い雨で汚してはならない
市民のしあわせなくらしと
永久の平和を守るために
すべてのひとびととともに
非核三原則を堅持し
核兵器の廃絶を求め
全市民のかたい誓いとして
平和都市を宣言する。」

と宣言しています。この宣言をしている寒河江市の市長として平和市長会議をどのようにとらえられておられるのか。また、その市長会議への参加の意向についてどのように考えておられるのかお伺いして、第1問といたします。

高橋勝文議長 この際、暫時休憩をいたします。

再開は2時30分といたします。

休 憩 午後2時15分

再 開 午後2時30分

高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 それでは、川越議員の御質問にお答えしたいと思います。項目的に6項目ほどあるのかというふうに思いますので、順次お答えを申し上げたいと思います。

最初に、市民が利用しやすい施策の実現ということで、合併浄化槽についてまず例を引きながら御質問いただきましたので、答弁をさせていただきたいと思います。

御案内のとおり、合併浄化槽の設置に関する補助制度については、公共下水道事業の事業認可を得ていない区域を対象にして、生活環境の改善、自然環境の保全を主な目的として実施をしているわけでありまして、制度の内容としては、設置する浄化槽の規模に応じまして設置費用の一部を補助するものであります。その財源としては、3分の1が国庫支出金、残り3分の2は市という形になっているわけでありまして、これまでの制度の運用方法といたしましては、希望する市民の皆さんから毎年10月に翌年度分の申し込みをいただいたところであります。そして、その申し込み状況を取りまとめ、国への要望額や市の予算計上を積算してきたというのが実態であります。

しかしながら、ただいま御指摘ありましたとおり、事前申し込みの期限以降にさまざまなそれぞれの事情により急遽浄化槽の設置を計画される方も現実としてはいらっしゃるわけでありまして、そのような場合も補助制度を利用していただけるような制度の改善というものについてはやはり取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

平成22年度につきましては、先ほど御指摘がありましたとおり、昨年10月までに事前申し込みをいただいた件数と、さらにその後の見込みを想定いたしまして予算計上したところであります。そういったことでできるだけ市民の皆さんの要望にこたえていくような制度の改善というものを図っていきたいというふうに思います。

同じように、住宅建築推進事業補助金の場合でありますけれども、これまでも何度か機会を設けて説明させていただきましたが、住宅の建設促進、市内関連業界の振興、そして定住促進を目的といたしまして、さらには国のエコポイント制度の創設に合わせて来年度新たに事業を実施しようとするものでございます。事業の内容といたしましては、一戸建て住宅さらには附属する車庫、物置等の新築・増改築及び修繕やリフォーム工事を市内の建築業者に発注する場合に、その費用の一部を補助しようという制度でございます。この制度につきましても年間の建築件数を想定して予算計上したところでありますが、この実施に当たって現実的に予想を上回る追加申し込みがあった場合についても、市としては補正予算を計上して議会の御理解をいただきながらぜひ対応していきたいと考えているところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思っているところであります。

また、この制度につきましては、申請に当たっては建築主が市役所にわざわざ訪れなくても、建築主にかかわって施工業者が申請できるようにもしていこうというふうに考えておりますし、申請事務にふなれな個人の建築業者等に対しましては市の商工会から申請事務の協力について申し出ていただきましたので、さらに利便性が図られるものと我々は思っているところであります。

次に、制度の公平な運用や改善を図るための要綱等の常時公開についてはどうかということでありまして、

現在、市で設けております要綱、要領等は多岐にわたっているのは御案内のとおりであります。中には継続的なものもあるわけでありまして、国や県の制度改正、予算措置に対応できるように大半が単年度の要綱という形になっております。開かれた市政を推進する観点から、これらについても市民の皆さんが必要に応じ把握できるようにできるだけ公開していく必要があるというふうに考えております。つきましては、現在定められている要綱、規定等について分類・整理をして、市民の皆さんが利用目的に即した要綱を効率的に活用していただくためにはどのような方法が適切であるのか、川越議員御指摘のようにホームページでの公開なども一つの方法でありまして、いろいろ検討させていただきたいというふうに考えているところであります。

次に、市民の皆さんのさまざまな要求の受け入れのあり方について御質問をいただきました。

市民の皆さんや地域の方々からは日常的に相談や要望が担当課の窓口、さらには座談会、議会等を通じまして、また方法も文章、口頭、電話、メール等のさまざまな形で数多くいただいているわけでありまして、これらにつきましては、直接的には担当課で対応するということになるわけでありまして、例えば例を挙げますと、道路や年金などのように内容も多岐にわたっていくわけでありまして、そういった観点から、御要望等に係る受け付けの方法については全庁的に統一するのはなかなか難しいのかなというふうに現実的には思っていますので、担当課単位、さらには内容の性質ごとに統一できるのではないかと考えているところであります。

また、貴重な御意見や御要望の記録を残しておくということは、今後のさまざまな計画策定の参考としていくためには大変重要でありますので、これまでの文書で保存する方法に、後日検索するのに効率的なデータで記録する方法なども加えるなど、よりよい方法を検討していく必要があると思っているところであります。

次に、市議会担当が総務課から新設された財政課に移す考えはどうかということでありまして。

私は、市政方針でも申しあげましたけれども、財政の健全化についてこの1年間さまざまな形で努力をさせていただきましたが、まだ道半ばであります。今後とも一心に取り組んでいかなければならない重要課題というふうに認識しているところであります。その決意のあらわれとして、4月から新たに財政課を立ち上げることにしたわけでありまして、この点については、議員各位には御理解、御協力を賜りたいというふうに思います。

市政の方針、考えなどを具現化をして政策として進めていく場合には、当然議案として議会に上程させていただくことになるわけでありまして、その内容的に見ますと、議案の内容を見ますと、条例案件も御指摘のとおり多々あるわけでありまして、予算に関する、かかわる議案というものがその量的にも圧倒的な割合を占めているのが現実であります。さらに、条例等の案件についても、事業予算を伴うものがあるわけでありまして、また、議会におかれましては、一般質問、総括質疑等においても事業予算に対する御質問も多く、さらに予算審議のために予算特別委員会を設けられて集中的に審議しておられるというのが実態、現状であります。それだけ事業予算に対するウエートが高い、重要な問題だと、課題だというふうに思っているところであります。私は1年間議会の皆さんとおつき合いさせていただきましたが、その体験、さらにはこれまでの行政経験を踏まえて、議会の皆さんとの関係をこれまで以上に適切にかつ良好にしていくためには、財政課発足を契機に担当部署を総務課から財政課にしていくことが適当である、適切であると判断した次第であります。

なお、これは執行部内部の問題ではありますが、議会の皆さんにも事前にお知らせする必要があります。そういう思いから先般の議員懇談会でも御説明させていただきましたので、この件に関しては議員の皆様のご格別な御理解と御協力を賜りたいというふうに思っているところであります。

次に、中期財政計画についての御質問であります。

健全財政の確立に向けた中期財政見通しの策定についてのお尋ねでありますけれども、御案内のとおり政権が交代し従来の国の政策も見直され、これに伴い行財政システムも変わって、また長引く不況、景気の低迷による税収の減少が続くなど財政見通しが極めて立てにくい状況にあるのは御案内のとおりであります。しかしながら、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、中期的な財政見通しを立てておかなければならないというのは自明のことです。

このたび、推進期間を5年間とする行財政改革指針を策定させていただきましたが、その実行計画となるアクションプランも国、県の行財政制度の先の見通しが大変難しい、不安定な、不透明なところから、取り組みを前期3年間、後期2年間として、まずは前期アクションプランの中で3年間の財政見通しを立てさせていただいているところであります。

しかしながら、議員御指摘のように、今後の公共施設の耐震化あるいは公共施設老朽化、広域行政事務組合消防本部の無線のデジタル化などについて例を挙げられましたけれども、将来的に大規模な事業についてどのくらいの経費がかかるのか、また近い将来にしなければならないものはどのような事業が想定されるのか、その財源的な裏づけはどうかということでありまじょうが、具体的にまず申しあげますと、公共施設の耐震化事業につきましては、先般の一般質問でもお答えしましたけれども、小中学校施設の耐震改修を優先的に進めているところであります。その他の市有施設については、小中学校の耐震化が終了後に着手するというところであります。その結果を踏まえて、計画的に整備をすることになっているわけでありまじょうけれども、現時点では耐震診断を行っていない施設も多数ありますので、事業費については把握できない状況にあるわけでありまじょうけれども、おおよその目算程度は何とかこれは把握しておかなければならないのではないかとこのふうには考えているところであります。

橋の長寿命化などにつきましても、今年度実施しております橋梁点検業務委託の結果を踏まえて、来年度に「長寿命化修繕計画」を策定することにしておりますので、整備費が把握できるものというふうに思います。また、今後その他の老朽化施設の対策についても整備費の増加がある程度見込まれますので、これらの事業についても今後の中期財政見通しに反映させていきたいというふうに考えておりますし、実施計画にも当然のことながら掲載していくことになろうかというふうに思います。

このたび、市有施設整備基金の条例を上程させていただいておりますけれども、この基金も活用しながら整備に対応していくということになろうかと思っております。

また、広域行政事務組合消防本部の無線のデジタル化につきましては、平成28年度から実施をしていくという決定をしておりますけれども、平成28年から実施をしていかなければならないことが決定しているわけでありまじょう。消防本部におきましてはまだ検討に入ったばかりの段階でありますので、その事業費や整備期間、整備時期などについてはこれからであります。

その他、当面見込まれる事業ということでありまじょうけれども、市営住宅の改築、さらには山西米

沢線の市立病院前の改良工事などが現在は考えられているところであります。

また、将来実施しなければならない事業を議会や市民にお知らせをして、一緒に考えなければならぬのではないかということでもありますけれども、近い将来見込まれる大規模な事業につきましては、来年度見直し予定の振興計画の中でできるだけ織り込みながら議論をいただくことになろうかというふうに考えておりますけれども、さらに開かれた透明な行政運営に向けまして、パブリックコメントなどを活用して積極的に市民の皆さんの御意見をいただきながら、事業の優先度などについてもわかりやすく市政の展開を進めていきたいというふうに考えているところであります。

最後に、平和市長会議への参加の意向についてはどうかということでもあります。

平和市長会議、先ほど御案内のとおり、昭和57年広島市長の呼びかけで設立された国際機構であります。この3月1日現在の加盟都市は135カ国3,680都市に及んでいるようであります。その趣旨は、原子爆弾が投下された広島・長崎の悲劇が再び地球上に繰り返されることのないよう、世界の恒久平和の実現に寄与するため、世界の都市と都市が国境を越え、思想・信条の違いを乗り越えて連帯し核兵器の廃絶に向けて努力をするというものであります。行動の原則として、それぞれの都市の置かれている実情を尊重しながら友好、親善を基調とするというふうになっているわけでありまして。さらに、国際連合との協調のもとに核兵器の全面撤廃と恒久平和の確立を目指すことのみならず、飢餓・貧困等の解消、難民問題、人権問題の解決及び環境保護に向けての活動をするということになっているようであります。

この平和市長会議への加盟ということでもありますけれども、核兵器のない平和な世界の創造は全世界の人々の共通の願いでもあるわけでありまして。平和市長会議が真摯に核兵器の廃絶と世界の平和を求めて活動する機構であるというふうには十分認識しているところであります。

御案内のとおり、寒河江市におきましては、昭和59年7月に人類を破滅に導く核兵器の廃絶を求める恒久の平和を守るために全市民の誓いとして「平和都市宣言」を行っております。市としての意思は既に内外に表明しているというふうには私は認識しているところでありますが、その平和市長会議への参画についての取り扱いについては、事の性質上、真摯に受けとめさせていただいてこれから検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 1問目の質問に対して詳しく答弁をいただきましてありがとうございました。

さらに理解を深めたいという部分がありますので、2問に入らせていただきたいと思います。

1番目の補助金の関係ですけれども、二つお尋ねをしました。もうちょっとお尋ねをしたいんですが、合併浄化槽の関係について、1問でも申しあげましたように、今年度よりも来年度は5割増しで予算計上されているわけでありましてけれども、申し込み、去年の10月に集約しただけでなくて余計見てくださっているの、十分わかるんですが、しかし数的に、集約したのが15基分で、そして22基分今回の当初予算にもらっているというふうに聞いているんです。これは国の方の補助だけでなく市単独の分も含めての数だそうなんですけれども、実際去年、おととしのものをしてみると、新規の住宅だけでさえも20%ちょっとという補助の利用状況です。そのほか水回りだけしているという部分も含めると、もっともらえないというか補助制度を利用できない人がいるのではないかなと思うのです。申しあげましたが、この補助金制度というのは、先ほど市長も申されておりましたけれども、河川や水質汚染の主要な要因である家庭から出る生活雑排水、これをきちっと処理していこうというのが寒河江市の家庭排水処理施設計画なわけですから、それで、おくれるところについては大変申しわけないけれども、補完的なものとして各家庭で合併浄化槽をつけて排水を流してくださいという制度なんですね。したがって、その方には市で補助金出すと言っているんだけれども、そうすれば当然その対象者みんな、というのがこの制度からすれば本来的だというふうに思うのです。したがって、今回非常にまだまだ数字的な乖離があるなというふうに思いますので、この点については今後どういうふうになるのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

住宅建築推進事業補助金については、申請がどんどん出た場合には補正予算を組んで対応しますというふうなことで、この金額だけでないですというふうに先ほどあったんですけれども、逆に合併浄化槽の方などは、そういう制度の趣旨からすれば、そういう対応も必要なのではないかなというふうに思うんですけれども、合併浄化槽についてもそういう対応がなされるのかどうなのか、それをお聞かせをいただきたいというのが1点。

それから、住宅建築推進事業補助金の方については内容はわかりましたけれども、一戸建ての新築なり外築の場合の補助額というのはどういうふうになるのか、どのように考えられているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、次、要綱、要領などのホームページアップという、これは私ども議会運営委員会で今年度であり、年度でありますけれども、視察に行った相手方の方では要綱と要領の分も例規集の中に別立てでしているんですね。したがって、私はこれも要綱に入れてということも提案しようかなというふうなことも思ったんですけれども、そうすると今寒河江では2冊になっているのが4冊にもなるというふうな、したがって、ホームページに載せるというふうなことであれば、比較的そういう例規集全体を倍にするようなことでなくても可能なのかなというふうに思ったので提示をさせていただきました。

しかし、それぞれの予算、国の方から出るものなどは単年度、予算がならないというだけなわけです。逆に言えば、国の補助制度を受けるために要綱をつくらなければならないという、あるいは寒河江市で上積みする場合には要綱をつくらなければならないということは十分承知をします。

しかし、それは予算の範囲内という文言を入れることによって、確かに単年度の要綱ではありま
すけれども、十分運用できる。制度の中身自体はいろいろ検討でき、あるいは国の予算がつかなく
なったからそれでは寒河江市だけのお金でするかどうかというふうなことなども、そういうときに
それがあるという議論できるというふうに思うのです。

そして、これまで寒河江市の議会の中で、ここで一般質問などで政策的な議論しますけれども、
ここで初めてこうやりとりみたいな部分があるわけですが、そういうのが要綱がずっと制度
の中身がみんな見える状況になっていると、ここのこの部分こう直したらいいのでないかという
政策論議が非常に進むんですね。そういうふうな意味でも、これぜひ検討して、もちろん検討され
るというのは整理をしながら検討するというふうなことでありますけれども、よそでやっている部
分がありますので、心配なことや問題点があるとすれば、そういうふうなところからもお互い学び
合いながら、当局は当局で調査をしていただきながら前向きに取り組んでいただきたいというふう
に思います。

それから、要求の受け付けの関係についても先ほどのやつでいいわけでありましてけれども、やは
りきちっと、何ていうかな、ばらばら、それぞれの課ごとに公式はしなくてもいいですけれども、
きちっとしたものがあるという、これだけはお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、逆に市長の方からは提言あった案件などについては記録をデータベースに残すと。こ
ういうふうなことなどまさに今の時代に合った対応だというふうに思いますので、よろしくその実
効あるものにしていただきたいというふうに思います。

それから、議会との関係、これわかります。財政課、国の制度、新しい制度、補助制度も含めて
一番早く情報入るのが財政ですというようなことを聞いてくるというようなことで、そこが一番最
新なものというかな、持っている、こういうことは十分理解、私もします。しかし、県などはそ
の下に市町村があるので中間的な行政機関になりますけれども、市町村となるとすぐ下が住民だ
というふうなこと。それから、財政課で最新の情報を持っていると、したがって財政課と議会と結び
ついてよりいいものをつくっていかうというよりも、財政課で持っている情報、最新のものを市役
所の中でどう全体化するかが極めて重要だというふうに思うのです。そうすると、その
財政のノウハウを企画調整を通じながら全体にスピーディーに行き渡らせるということが重要であ
り、議会と、その一番最新の情報を持っているところだけで進んでいくというのはいかなもの
かなというふうな思いも、私自身思っているんです。というふうなことで、そして、その予算やそ
れだけでなく議会の仕組みや何かいろんなことが、あるいはまた国に対する意見書を上げたり何
というさまざまなことも議会にはあるわけでありまして、そういう意味では「ああ」というふう
な思いをしたというふうなことです。したがって、そういう心配が起きないように十分対処して
いただきたいというふうに思うのです。

という中で鶴岡の場合には、議会にかかわるものはすべて総務部の財政課に移して、議会の招集
告示もそっちでやるというふうな形になっているんですね。したがって、議会だけ、定例議会だけ
でなくて臨時議会なりさまざま出てきますけれども、もちろん臨時議会だって議会側で決めて議会
から要求しても市長の方に出してから市長の方で20日以内に招集すればいいわけだからというよ
うなことで、これは別なんだというふうに言えばそれもそれで一つの理屈かもしれないけれども、
鶴岡市などそういうふうに移しながらも全体までそこでしていると。そういうふうなことも研究し

ていただきながら、よりよい、市長が今言われたようなねらいがきちっと発揮されながら効果あるものになるように、ぜひ御検討をいただきたいというふうに思いますし、先ほど申しあげました財政で一番最新の情報を持っているものが役所の中で全体化になるということがまた逆の意味で必要だと思しますので、その辺についても配慮していただきたいし、見解を聞かせていただきたいとします。

財政の関係については、国でする例えば福祉とか教育とかさまざまな制度のものはそれはその時点、その時点ですけれども、寒河江市が将来やらなければならないという課題、これについての財政見通しを立てるべきだというふうに言ったんです。

それで、5日も言ったんですけれども、議論になりましたけれども山西米沢線の関係。これが3年ごとの実施計画きりないものだから、寒河江市ではそういうふうな課題を持っているとしても出てこないわけですね。ただ、この前も議場で明らかになったのは、市でなくて県にお願いするという部分があったから、そこは方向転換したというふうなことでありますけれども、同時に落衣島線だってみずき団地のところから高屋までですね、これだけ南部地区の人は向こうの方にスーパーや何かもなくなったと。したがって、こっちの方まで買い物も来なくてならないだけけれども、歩道も何もなくて非常に危ないというふうなこと。こういう都市計画道路、こういうふうなものだ、やはり何年までに終わらすのかという年次計画をやはり持つべきだというふうに思うのです。そういうふうなものをすることによって、寒河江市が今からここ10年の間にしなければならない課題がこれだけあるんだ、そうしたときにお祭りや公園だけで本当に大丈夫なのかという全体的な財政のやりくりをした上で事業選択をしていくということが、そこで初めて起きてくるんだというふうに私は思うのです。したがって、そういうことで、お願いをしていますのでぜひお願いをしたい。

そして、振興計画の見直しもされるわけでありますから、そうしたときに寒河江市がやらなくてはならない事業の数値目標を10年間なら10年間、これからまた残された5年間なら5年間の中でも数値目標を決めること、示すことによって、逆に今度それからぶってきて何年には何をしなくてはならない。その金はどうするかというふうになるんだと思います。そうでないと、1問目で申しあげましたように財政状況からしてスクラップ・アンド・ビルドでやらなくてはならないだけどもスクラップの必要性が見えてこない、そしてそれが送り、後送りになって後々には大変な財政負担が伴うと、こういうことの繰り返しがこれまでの日本のそれぞれの自治体がされてきているので、ここをやはり一度反省をしながらやっていただきたいという思いなんです。したがって、この辺についても数値目標というふうなことなどについてもお聞かせいただきたいとします。

それから、平和問題でありますけれども、最初はやはり寒河江市のように平和都市宣言したところが、日本の組織としては日本非核宣言自治体協議会というのがあるんですね。これが国内での自治体間の反核の、核兵器廃絶の運動をしていた。そして平和市長会議は日本以外、外国での都市の運動としてやっていたというふうなことなんですね。それが今度、国内の日本非核宣言自治体協議会というのが会費があるんですね。平和市長会議の方は会費がなくてもいいという状況などもあり、ずうっとなっているというふうなこともありますので、そこら辺も検討いただきたい。

そういうふうな中であともう一つ、そちらの方から広島長崎議定書、向こう10年間、国連の軍縮の、反核の核兵器廃絶の重要な運動期間に入っていくわけでありますけれども、その2020年までのスケジュールを、行動をつくった広島長崎議定書、これの賛同の呼びかけがもうなされていると

いうふうに思うのです。山形県内では3月5日の段階で県内で22市町村が入っていますね。寒河江でこの議定書に対して市長は賛同はやはり、非常にいいことだから、ましてや寒河江で、先ほど申しあげましたような非核宣言都市をやっているわけです。その内容からしても全く一致するものだというふうに思いますので、このことについての市長の考えなどをお聞かせいただいて2問にいたします。

高橋勝文議長 佐藤市長。

佐藤洋樹市長 多岐にわたりますので、簡潔にお答えをしたいと思います。

まず、補助制度（「すみません」の声あり）について、合併浄化槽の補助について端的に言えば、要望があった場合さらに追加で補正をしていくのかというような御質問かと思えますけれども、これについては状況を見ながら、実際どのくらい需要が出てくるのかということ踏まえながらその時点で対応していきたいというふうに思っております。

それから、住宅建築推進事業の補助の内容につきましては、後ほど担当課長の方から説明させていただきたいというふうに思います。

それから、要綱、要領についてでありますけれども、これについてはやはり他の自治体の公開のやり方などいろいろ研究をしていきたいというふうに思います。御指摘のように余り経費がかからずに目的が達成されるのであれば、そちらの方がいいかなというふうにも思いますし、多治見市を初めいるんな自治体の例なども参考にしながら進めていきたいというふうに思っているところであります。

それから、大規模な事業についてははっきり申しあげますとこういう懸案の事業、これから整備していかなければならない大規模な事業というのは、ある程度近い将来の間までの予定される事業については列挙ができるのだというふうに思います。思いますが、問題はそれをどういうふうにして財源手当てをして整備をしていくかという計画がなかなか立てられない。要するに財源の保障が確保できないというのが、財政計画がなかなか立てられずに見通しとしてしか提示をできないというのが現状であります。先ほど来申しあげているとおり、財源的な国の制度なりが不安定でありますし、税収もなかなか見通しが立たないという状況の中で、さまざまな大規模な事業をいつ何年度にどの程度していくのかというのがなかなか難しいというわけであります。そういった意味で3年ぐらいのスパンであれば見通せるのかなということで、アクションプランなり実施計画の中で計画見通しを立てているわけでありまして、振興計画においては少なくとも5年、今回見直す振興計画におきましては5年の期間の見直しになるわけでありまして、当然のことながら、実施すべき大規模な事業計画と同時にそれを裏打ちする財源的な見通しというものを踏まえた上で計画に反映させていくということになるかと思っておりますので、そこら辺は十分に議論を進めていく過程の中で皆さんの方にもお示しをできるのではないかというふうに思っているところであります。

それから、平和市長会議等については大変重要な課題でありますし、我々としても過去の経緯なども踏まえて市としては適切に対応していかなければならないというふうに思っているところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

高橋勝文議長 建設課長。

犬飼一好建設課長 それでは、寒河江市の住宅建築推進事業の補助金の補助の金額について御説明申し上げたいと思います。

2点ほどございまして、一つは木造住宅の新築ということでございまして、30万円以内ということと考えてございまして、ただし、600万円以上の工事費というふうなことで今回検討しているところでございまして、

そのほか住宅の増改築、リフォーム関係等でございますけれども、車庫、物置等につきましても対象というふうな形を考えておりまして、20万円以上の工事費ということでございまして、対象工事費の10%以内の額ということで考えてございまして、限度額がございまして、30万円以内と考えておりまして、これにつきましてはサッシの入れかえ、畳関係の、さらにはクロス関係の入れかえなどもすべて対象になるというふうなことで現在想定してございまして、

以上でございます。

高橋勝文議長 川越議員。

川越孝男議員 大変ありがとうございました。私の2問目の質問の中で、落衣島線の関係の中で高屋道路と言った部分、訂正していただきたいと思います。みずき団地のところから高屋までの部分でしたので訂正させていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

高橋勝文議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

議案上程

高橋勝文議長 日程第2、議第36号を議題といたします。

議案説明

高橋勝文議長 日程第3、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 それでは、議第36号平成21年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）について御説明を申し上げたいと思います。

このたびの補正予算は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の第2次交付限度額が示されたことに伴う事業費を計上するものでございます。その結果、2,500万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ157億5,417万5,000円とするものでございます。以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算につきましては、第3款民生費は総合福祉保健センターの多目的ホール照明設備に係る総合福祉保健センター管理事業費430万円を追加するのが主なものでございます。

第8款土木費につきましては、市道舗装等に係る舗装整備事業費600万円を追加するのが主なものでございます。

第10款教育費については、市内小学校の施設整備に係る小学校管理事業費500万円を追加するのが主なものでございます。

これら歳出予算に対する歳入については、国庫支出金2,500万円を追加し、対応することといたしました。

第2表繰越明許費補正については、6事業の繰越明許費を変更するものでございます。

以上、補正予算の大要について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上御可決くださいますようお願い申し上げる次第であります。

以上であります。

質 疑

高橋勝文議長 日程第4、これより質疑に入ります。質疑に入ります。

議第36号に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

委員会付託

高橋勝文議長 日程第5、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表（その2）のとおりに付託いたします。

委員会付託案件表（その2）

委員会	付託案件
予算特別委員会	議第36号

散 会 午後3時15分

高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成22年3月19日(金曜日)第1回定例会

出席議員(18名)

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
菅野英行	総合政策課長	丹野敏晴	総合政策課長
奥山健一	総合政策課行財 政改革推進室長	大沼伸一	総合政策課企業 立地推進室長
熊谷英昭	税務課長	安彦浩	市民生活課長
犬飼一好	建設課長	富澤三弥	建設課長
山田敏彦	花緑せせらぎ 推進課長	佐藤昭	下水道課長
尾形清一	農林課長	工藤恒雄	商工観光課長
秋場元	健康福祉課長	那須吉雄	子育て支援室長
有川洋一	会計管理者 (兼)会計課長	那須勝一	水道事業所長
櫻井幸夫	病院事務長	荒木利見	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課長
清野健	生涯学習課 生涯学習課長	片桐久志	指導推進室長
安孫子政一	生涯学習課 生涯学習課長	犬飼弘一	監査委員

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局長	荒木信行	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	兼子亘	総務主任

議事日程第5号

第1回定例会

平成22年3月19日(金曜日)

午前10時55分開議

再 開

- | | | | | |
|-----|----|----|-----|------------------------------------|
| 日程第 | 1 | 議第 | 2号 | 平成21年度寒河江市一般会計補正予算(第10号) |
| " | 2 | 議第 | 3号 | 平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| " | 3 | 議第 | 4号 | 平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第5号) |
| " | 4 | 議第 | 5号 | 平成21年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第2号) |
| " | 5 | 議第 | 6号 | 平成21年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| " | 6 | 議第 | 7号 | 平成21年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第4号) |
| " | 7 | 議第 | 8号 | 平成21年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号) |
| " | 8 | 議第 | 9号 | 平成21年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第3号) |
| " | 9 | 議第 | 10号 | 平成22年度寒河江市一般会計予算 |
| " | 10 | 議第 | 11号 | 平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算 |
| " | 11 | 議第 | 12号 | 平成22年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算 |
| " | 12 | 議第 | 13号 | 平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計予算 |
| " | 13 | 議第 | 14号 | 平成22年度寒河江市老人保健特別会計予算 |
| " | 14 | 議第 | 15号 | 平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算 |
| " | 15 | 議第 | 16号 | 平成22年度寒河江市介護保険特別会計予算 |
| " | 16 | 議第 | 17号 | 平成22年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算 |
| " | 17 | 議第 | 18号 | 平成22年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算 |
| " | 18 | 議第 | 19号 | 平成22年度寒河江市立病院事業会計予算 |
| " | 19 | 議第 | 20号 | 平成22年度寒河江市水道事業会計予算 |
| " | 20 | 議第 | 21号 | 寒河江市課制条例の一部改正について |
| " | 21 | 議第 | 22号 | 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| " | 22 | 議第 | 23号 | 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について |
| " | 23 | 議第 | 24号 | 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について |
| " | 24 | 議第 | 25号 | 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| " | 25 | 議第 | 26号 | 寒河江市市有施設整備基金条例の制定について |
| " | 26 | 議第 | 27号 | 寒河江市地域活性化基金条例の制定について |
| " | 27 | 議第 | 28号 | 寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の制定について |
| " | 28 | 議第 | 29号 | 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について |
| " | 29 | 議第 | 30号 | 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について |
| " | 30 | 議第 | 31号 | 寒河江市道路占用料条例の一部改正について |

- ” 3 1 議第 3 2 号 寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例等の一部改正について
 - ” 3 2 議第 3 3 号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
 - ” 3 3 議第 3 4 号 寒河江市簡易水道事業の設置条例の一部改正について
 - ” 3 4 議第 3 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
 - ” 3 5 議第 3 6 号 平成 2 1 年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 1 号）
 - ” 3 6 請願第 1 号 「所得税法第 5 6 条の廃止」に関する意見書の提出を求める請願
 - ” 3 7 請願第 2 号 核兵器の廃絶と恒久平和の意見書提出を求める請願
 - ” 3 8 委員会審査の経過並びに結果報告
 - （ 1 ）総務常任委員長報告
 - （ 2 ）厚生経済常任委員長報告
 - （ 3 ）建設文教常任委員長報告
 - （ 4 ）予算特別委員長報告
 - ” 3 9 質疑、討論、採決
 - ” 4 0 議案第 1 号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について
 - ” 4 1 議案第 2 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提出について
 - ” 4 2 議案説明
 - ” 4 3 質疑、討論、採決
 - ” 4 4 議員派遣の件
 - ” 4 5 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 5 号に同じ

再 開 午前10時55分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長 登壇〕

伊藤忠男議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、去る3月17日議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、議会議案第1号、議会議案第2号、議員派遣の件、閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての4案件であります。

追加議案の取り扱いについては、日程第40、議会議案第1号及び日程第41、議会議案第2号を一括上程した後、日程第42で議案説明を省略し、日程第43で質疑、討論、採決を行うことといたしました。

次に、日程第44で議員派遣の件、日程第45で常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてそれぞれお諮りすることといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。

高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

高橋勝文議長 日程第1、議第2号から日程第37、請願第2号までの37案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

高橋勝文議長 日程第38、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務常任委員長報告

高橋勝文議長 最初に、総務常任委員長の報告を求めます。佐藤総務常任委員長。

〔佐藤 毅総務常任委員長 登壇〕

佐藤 毅総務常任委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日、委員全員出席、当局より副市長及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

初めに、委員会傍聴の件について諮り、異議なく傍聴を許可することに決定いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号、議第35号、請願第1号及び請願第2号の11案件であります。

審査の都合上、請願第1号及び請願第2号から審査することについて諮り異議なく決定いたしました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、請願第1号所得税法第56条の廃止に関する意見書の提出を求める請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第1号は全会一致をもって不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第2号核兵器の廃絶と恒久平和の意見書提出を求める請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第2号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号が採択されましたので、意見書案を議題とし、質疑等を求めましたが、質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

次に、議第21号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第21号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「60時間を超えた場合に代休を与えるということだが、1日何時間を労働時間と見ているのか」との問いがあり、当局より「通常8時間労働ですので、8時間を超えて時間外勤務を行い、1カ月のそのトータルが60時間を超えた場合に適用になります」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開いたしましたが、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第22号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第23号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、

当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第24号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市一般職の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第25号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市市有施設整備基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「基金の管理で最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとあるが、具体的にどのような方法か」との問いがあり、当局より「例えば有価証券である国債の購入などが考えられます」との答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開しましたが、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第26号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市地域活性化基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第27号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第28号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「消防施設に関する財源について」の問いがあり、当局より「積載車は市が全額負担しますが、消防ポンプ庫については市が補助金を出します。整備計画に記載されている一般財源は市の補助金で、特定財源は地元の負担金となります」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第35号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生経済常任委員長報告

高橋勝文議長 次に、厚生経済常任委員長の報告を求めます。石山厚生経済常任委員長。

〔石山 忠厚生経済常任委員長 登壇〕

石山 忠厚生経済常任委員長 厚生経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日委員全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号、議第9号、議第30号、議第32号の8案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第4号平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「共同事業拠出金について、共同事業交付金との関連で平成21年度の見通しはどうか」との質問があり、当局より「平成21年度はまだ確定していませんが、高額療養費がかなり多くなっていますので、交付金が拠出金を上回ると思います」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第4号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第5号平成21年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第5号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第6号平成21年度寒河江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「現年度分普通徴収保険料が2,250万円減額されているが、当初の予算より下回った理由は」との問いがあり、当局より「当初予算については後期高齢者医療広域連合からあらかじめ示された金額を特別徴収と普通徴収の比率を6対4で予算計上したのですが、それが7対3になる見込みになることからその差が生じたものです」との答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開しましたが、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第6号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号平成21年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護サービス等給付費で、訪問介護や訪問入浴のサービスが減少した理由と介護サービス料を軽減されている件数はどのくらいあるのか」との問いがあり、当局より「訪問介護や訪問入浴のサービスは第4期計画で見込んで計上した予算より少しは減っていますが、それはサービス利用者がデイサービスなどへ移行したためと思われます。軽減されている件数は、昨年度の実績で限度額が1万5,000円の方が2,787件、限度額が2万4,600円の方が430件、限度額が3万7,200円の方が186件です」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第7号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第8号平成21年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護認定審査会費が減額になった理由、新たに介護認定を受ける方の人数、再認定の期間は」との問いがあり、当局より「審査会の回数を178回計画していましたが、1回減る見込みであることと、欠席された委員がいるためです。認定者は毎年50名くらいふえており、新規に申請した場合の認定期間は6カ月で、更新申請による認定期間が最長24カ月ですが、状態に応じていつでも区分変更申請ができます」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第8号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号平成21年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第3号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「年間の入院、外来患者数が減少している理由と、前年度との比較はどうか」との問いがあり、当局より「当初予定していた医師11名が10名になったことが大きな理由だと思います。前年度と比較しますと、2月末時点で外来患者が2,763名、入院患者が1,546名減少しています」との答弁がありました。

委員より「現段階での医師確保の対策は」との問いがあり、当局より「市長初め院長などが山形大学医学部の教授や医局を訪問しているほか、院長や先生方には機会を見てお願いをしている状況にあります」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第9号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「この条例改正によって、対象者が父子家庭まで拡大されるが、その該当者は何人になるのか」との問いがあり、当局より「新年度予算では26人を見込んでいます」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第30号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第32号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設文教常任委員長報告

高橋勝文議長 次に、建設文教常任委員長の報告を求めます。松田建設文教常任委員長。

〔松田 孝建設文教常任委員長 登壇〕

松田 孝建設文教常任委員長 建設文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月11日、委員全員出席、当局より教育長を初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第3号、議第29号、議第31号、議第33号、議第34号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第3号平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「繰越明許される工事箇所 completion はいつごろの予定か」との問いがあり、当局より「雨水幹線の8の1号2工区は平成22年7月末まで、9の1号3工区は平成22年6月末、8の1号4工区は平成22年9月末までとし、汚水幹線の3号は平成22年5月末の予定です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第3号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第29号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「道路占用料条例が改正されたことで、どのように変わるのか。また、占用料は平均で何%下がるのか」との問いがあり、当局より「今回の改正は土地価格の下落による改定で、例えば別表第32条第1表に掲げる電柱は第1種630円ですが、改正前は1,000円、第2種電柱は970円で改正前は1,600円でした。また、占用料の平均引き下げは32.8%ほどです」との答弁がありました。

委員より「法定外公共物の占用件数と減免件数について」の問いがあり、当局より「法定外公共物の使用申請件数は330件で、有料は170件、残り160件は減免となり、水道、下水道、ガス管などの公共物です」との答弁がありました。

途中休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第31号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号寒河江市都市公園の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第33号は全会一致をもつ

て原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号寒河江市簡易水道事業設置条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第34号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

高橋勝文議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。那須予算特別委員長。

〔那須 稔予算特別委員長 登壇〕

那須 稔予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月4日、委員全員出席、当局からは市長初め副市長及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第2号平成21年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）、議第10号平成22年度寒河江市一般会計予算、議第11号平成22年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第12号平成22年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第13号平成22年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第14号平成22年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第15号平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第16号平成22年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第17号平成22年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第18号平成22年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第19号平成22年度寒河江市立病院事業会計予算、議第20号平成22年度寒河江市水道事業会計予算であります。

12案件を一括議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

議第10号については、一つ、市民税の算定根拠及び滞納繰越分について、一つ、市所有の遊休資産の売却について、一つ、地方財政計画の変更点について、一つ、補助事業全体の件数と交付基準について、一つ、寒河江S Aスマートインターチェンジ地区協議会の活動について、一つ、グループホーム建設補助事業の内容について、一つ、生活保護の見通しと自立支援の取り組みについて、一つ、介護ヘルパー養成事業の内容について、一つ、福祉タクシー券と給油券の助成比率について、一つ、地域福祉計画策定の考え方について、一つ、葉山高原牧場の今後の見通しについて、一つ、担い手新規就農支援事業の内容について、一つ、米飯学校給食の取り組みについて、一つ、中山間地域等直接支払推進事業の内容について、一つ、中心市街地活性化センター管理強化事業の今後の取り組みについて、一つ、木の下土地地区画整理事業の保留地の販売状況について、一つ、幸田橋改修事業の負担金の内容について、一つ、消防団員報酬の算定基準について、一つ、自主防災組織の組織状況について、一つ、ポンプ庫整備事業補助金のあり方について、一つ、いのちと心を育む学校づくりの内容について、一つ、文化活動支援事業の内容について、一つ、寒河江の宝育成事業の内容について、一つ、中学校給食調理等業務委託の債務負担行為の期間の根拠について。

議第13号については、国民健康保険税の歳入見通しについてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

議第2号、議第11号、議第12号及び議第14号から議第20号までについては質疑はありませんでした。

質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、3月9日の本会議終了後、委員全員出席、当局からは市長初め副市長及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

日程第1で同日追加提案され、本委員会に付託されました議第36号平成21年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い散会いたしました。

次に、本日午前9時半より、委員全員出席、当局からは市長初め副市長及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

日程第1議第2号から日程第13議第36号までの13案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第2号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第10号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第11号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第12号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第13号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第14号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第15号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第16号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第17号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第18号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第19号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第20号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第36号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

高橋勝文議長 日程第39、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

議第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第3号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

議第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

議第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

議第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

議第13号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議第14号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

議第15号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許します。佐藤暘子議員。

〔15番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表し、議第15号平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論をいたします。

周知のとおり、後期高齢者医療制度は平成20年度に多くの国民の反対を押し切って導入されました。75歳以上の高齢者と65歳以上74歳までの障害者を加えて別枠をつくり、これまで保険料を払う必要のなかった被扶養者からも保険料を徴収するといった制度であり、原則的には月額1万5,000円以上の年金受給者からは支給年金から天引きされます。

高齢者を中心にこの制度に対する反発が根強く、廃止すべきとの声が圧倒的となり、去年の参議院では廃止法案が可決され、同年8月の衆議院選で民主党はこの後期高齢者医療制度の廃止を公約しました。国民の声に背を向け続けた自公政権が惨敗し、かわって登場した民主党政権によって公約どおり直ちに廃止されることを期待していた国民は、4年後まで現行の制度を引き延ばすといった変節ぶりに肩透かしを食わされたような失望を味わうこととなりました。

この制度は、2年ごとに保険料が改定されることになっており、改定年度に当たる今年は全国一斉に保険料が値上げされました。山形県後期高齢者医療広域連合でも、4.89%、1,896円の値上げになったことが新聞で報道されました。国からは基金を活用し、できるだけ値上げの幅を抑えるようにとの指示があったとのことですが、現政権は値上げを回避するための財源補てんを行うこともないままに、値上げだけが先行して行われました。

後期高齢者医療制度は各県に一つの広域議会によって保険料が決定され、市町村は決定された保険料を徴収するだけとなっています。住民の相談や意見は市町村の窓口が受け付けることになっていますが、議案を審議する広域連合議会の議員数が16名と県下全自治体の意見を反映できるだけの人数が選出されていないこともあって、県民の実態が見えない状況になっています。

今議会の厚生経済常任委員会において、平成22年度寒河江市後期高齢者医療の予算審査が行われましたが、寒河江市からは広域連合への議員が選出されていないこともあって、寒河江市の被保険者の状況は皆目わからない状況です。住民に納得できるような情報提供もないままに、2年ごとに保険料が引き上げられ、原則的には年金から天引きする仕組みになっているこの予算に対しては反対であり、年齢の区分で医療を差別するこの制度は直ちに廃止をし、だれもが安心して受けられる医療制度に改めることを求め、討論といたします。

高橋勝文議長 那須 稔議員。

〔17番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は新清・公明クラブを代表しまして、議第15号平成22年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算案に賛成する立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、医療改革に伴う高齢者の医療費を安定的に支えるため、現役世代と高齢者の方及び一定の障害があると認定された65歳以上の方を対象に、負担能力に応じて公平に負担することが必要であることから、75歳以上の高齢者を対象に適切な医療の確保を図るために、独立した医療制度として後期高齢者医療制度が平成20年4月に施行されました。

山形県の場合は、運営はすべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合とし、制度を適正かつ円滑に運営するために設置され取り組まれております。広域連合の運営は高齢者負担のバランスを図ったものであり、加入者全員が保険料を支払うこととし、今までの保険制度では保険料を負担する人と負担しない人がいて、高齢者の保険料負担に著しい不公平感がありました。また、市町村による保険料にも差がありました。高齢者の方々全員が負担能力に応じて公平に保険料を負担することなど。県単位としたことで、より安定的な運営が期待できるようになるとともに、未来を担う若年者の負担軽減にもつながっております。

また、この数年間で団塊の世代約1,000万人、日本の人口の1割が定年退職するなど社会環境が大きく変化しています。本制度が導入されない場合、国保財政に大きな影響が出て、国民皆保険制度が維持できなくなるとの声もありました。

制度が始まって2年が経過し、平成22年、平成23年の2年間について保険料の値上げが予定されていますが、これは医療費が1.6%の上昇が見込まれることから、県全体で16.2%の保険料負担額が想定されることから、基金などを活用して1人当たりの保険料を5%以内に抑えるようにとの国の指導などもあり、本県においては4.89%の増ということで被保険者の立場に立って決められたものと見られます。

そして、この制度には保険料の減免が導入されています。所得の低い人には9割、8.5割、5割、2割の軽減が適用され、平成22年度も継続されています。また、被用者保険の被扶養者で、後期高齢者が新たに負担する予定だった保険料を平成20年度の特例として4月から9月の半年間を全額免除、その後の半年間も9割軽減され、平成22年度も継続をされています。医療保険を将来にわたり持続可能なものとするとともに、高齢者が心身の特性や生活実態に即した医療を安心して受けられる独立した医療制度として運営されており、急速に進む少子高齢化に対応した制度そのものであります。

最後に、県の後期高齢者広域連合に対しては、事業の適正な執行により円滑な運営を行うことを要望していただくことを強く要望いたしまして、本予算に賛成する新清・公明クラブの討論とさせていただきます。

高橋勝文議長 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

議第16号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

議第17号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

議第18号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

議第19号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

議第20号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後1時00分

高橋勝文議長 御苦労さまです。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第21号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

議第22号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

議第23号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

議第24号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

議第25号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

議第26号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

議第27号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

議第28号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

議第29号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

議第30号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

議第31号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

議第32号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

議第33号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議

員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

議第34号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

議第35号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

議第36号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

請願第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

請願第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第2号は採択とすることに決しました。

議 会 案 上 程

高橋勝文議長 日程第40、議会案第1号及び日程第41、議会案第2号を議題といたします。

議 案 説 明

高橋勝文議長 日程第42、議案説明であります。

ただいま議題となっております議会案第1号及び議会案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑、討 論、採 決

高橋勝文議長 日程第43、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

議会案第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議会案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

議 員 派 遣 の 件

高橋勝文議長 日程第44、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件については、お手元に配付しております文書のとおり派遣することにいたしたいと思っております。

これにより議員派遣の件を採決いたします。

議員派遣の件については、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については原案のとおり派遣することに決しました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに 委員派遣承認要求について

高橋勝文議長 日程第45、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましてはお手元に配付しております文書のとおり各委員長より申し出があります。お諮りいたします。各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会 午後1時16分

高橋勝文議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成22年第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 高 橋 勝 文

会議録署名議員 木 村 寿 太 郎

会議録署名議員 石 川 忠 義